

前項ノ検査ハ地方馬検査及調査規則ヲ準用シ地方馬検査ト同時ニ又ハ其他ノ機會ヲ利用シ行フモノトス

第二十一條 管理官ハ借受人ニシテ貸付馬ノ飼養管理ヲ怠リタルトキ又本令若ハ本令ニ基キ發スル命令ニ違反シタルモノト認メタルトキハ貸付ヲ取消スコトヲ得

第二十二條 第十九條又ハ前條ノ場合ニ於テ借受人ハ之ニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第二十三條 貸付馬左ノ各號一ニ該當シタルトキハ借受人ハ直ニ其原因狀況及之ニ對シ施シタル處置ヲ具シ市町村長ヲ經テ管理官ニ届出ツヘシ但第三號又ハ第五號ノ場合ニ在リテハ届書ニ獸醫ノ検査書又ハ診斷書ヲ添附スルヲ要ス

一 所在不明ト爲リ三十日ヲ經過シタルトキ

二 前號ニ該當シ届出後所在判明シタルトキ

三 斃死シ又ハ家畜傳染病豫防法ニ

依リ殺シタル時

四 妊娠シ又ハ仔馬ヲ産出シタルトキ

五 使役ニ堪ヘサルニ至リタルトキ

前項第三號ノ場合ニ在リテハ市町村長ハ借受人ヲシテ屍體ヲ處分セシメ其旨ヲ管理官ニ報告スヘシ

前項ニ依ル處分ノ爲生シタル所得ハ管理官ノ指示ニ依リ國庫ニ納付セシムルモノトス

第二十五條 管理官ハ借受人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ貸付馬ニ事故ヲ生シタルトキハ其事故ニ因ル損害ヲ賠償セシムヘシ但賠償金額ハ第六條ノ評價ヲ超過スルコトヲ得ス

第二十六條 借受人死亡シタルトキハ死亡届出義務者ハ速ニ市町村長ヲ經テ管理官ニ貸付馬返還ノ届出ヲ爲スヘシ但其家族ニシテ引續キ貸付ヲ受ケムトスルトキハ第四條ニ準シ管理

軍馬貸付願

一、馬何頭 用途何用何頭

右陸軍豫備馬貸付規則ニ依リ貸付御許可相成度此段奉願候也

年 月 日

現在地 府縣 郡市 町村 番地
族稱 職業

主任長官宛

前記ノ者ハ當市(町村)内ニ於テ何業ニ從事シ身元確實ノ者ニ相違無之候也

何市(町村)長 氏 名 〇

(前記ノ者借受人トシテ適當ナルコトヲ承認ス)

職官 氏 名 〇

注意 貸付馬ノ用途ハ可成詳細ニ記入スヘシ

生年月日 氏 名 〇

官ニ願出ツルコトヲ得

前項但書ノ願出アリタルトキハ管理官ハ家族ニ貸付タルコトヲ得此場合ニ在リテハ前借受人ノ借受ケタル期間ヲ通算シ第十二條ノ規定ニ依リ其貸付期間ヲ定ムルモノトス

借受人已ムヲ得サル事情ニ因リ貸付馬ヲ飼養スルコト能ハサルニ至リタルトキハ第一項ニ準シ返還ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十八條 本令ニ定ムルモノノ外他ノ法令ニ依リ馬四ツ飼養スル爲生スル一切ノ業務ハ借受人ニ於テ之ヲ負擔スヘキモノトス

第二十九條 貸付馬ノ借受飼養管理第二十二條ニ依ル受檢並第十四條、第二

ルトキハ第一項ニ準シ返還ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十八條 本令ニ定ムルモノノ外他ノ法令ニ依リ馬四ツ飼養スル爲生スル一切ノ業務ハ借受人ニ於テ之ヲ負擔スヘキモノトス

第二十九條 貸付馬ノ借受飼養管理第二十二條ニ依ル受檢並第十四條、第二

十一條、第二十六條、第二十七條第三項ニ依ル返還等ニ要スル一切ノ費用ハ借受人ノ負擔トス

第三十條 第十八條ノ規定ニ依リ貸付馬ヲ使用シ又ハ之ヲ返付スル場合ニ於テ其差出場所及返付場所カ借受人ノ住所タル市町村外ナルトキハ左ノ諸費ヲ給ス

貸付主任長官管理官並貸付及管理區域一覽表

主任長官		部		付		管		城		理	
近衛師團長	陸軍省、軍馬補充部本部、陸軍士官學校、陸軍工兵學校	近衛師團貸付部隊	陸軍省、軍馬補充部本部、陸軍士官學校、陸軍工兵學校	近衛師團徵馬管區	近衛師團	近衛師團管區	近衛師團	近衛師團管區	近衛師團	近衛師團管區	近衛師團管區
第一師團長	教育總監部、陸軍歩兵學校、陸軍砲工學校	第一師團貸付部隊	教育總監部、陸軍歩兵學校、陸軍砲工學校	第一師團管區	第一師團	第一師團管區	第一師團	第一師團管區	第一師團	第一師團管區	第一師團管區
第十四師團長	參謀本部、陸軍大學校	第十四師團管內貸付部隊	參謀本部、陸軍大學校	第十四師團管區	第十四師團	第十四師團管區	第十四師團	第十四師團管區	第十四師團	第十四師團管區	第十四師團管區
第三師團長	陸軍重砲兵學校	第三師團管內貸付部隊	陸軍重砲兵學校	第三師團管區	第三師團	第三師團管區	第三師團	第三師團管區	第三師團	第三師團管區	第三師團管區
所在地所管師團長	第十二、第十四乃至第十六師團管內貸付部隊	第十二、第十四乃至第十六師團管內貸付部隊	第十二、第十四乃至第十六師團管內貸付部隊	第十二、第十四乃至第十六師團管區	第十二、第十四乃至第十六師團	第十二、第十四乃至第十六師團管區	第十二、第十四乃至第十六師團	第十二、第十四乃至第十六師團管區	第十二、第十四乃至第十六師團	第十二、第十四乃至第十六師團管區	第十二、第十四乃至第十六師團管區
朝鮮軍司令官	朝鮮に在る貸付部隊	朝鮮に在る貸付部隊	朝鮮に在る貸付部隊	朝鮮管區	朝鮮	朝鮮管區	朝鮮	朝鮮管區	朝鮮	朝鮮管區	朝鮮管區
臺灣軍司令官	臺灣に在る貸付部隊	臺灣に在る貸付部隊	臺灣に在る貸付部隊	臺灣管區	臺灣	臺灣管區	臺灣	臺灣管區	臺灣	臺灣管區	臺灣管區
關東軍司令官	滿洲に在る貸付部隊	滿洲に在る貸付部隊	滿洲に在る貸付部隊	滿洲管區	滿洲	滿洲管區	滿洲	滿洲管區	滿洲	滿洲管區	滿洲管區

一 馬ノ輸送諸費ハ一頭一日一圓以
内トシ第十八條第一項ノ管理官及
師團長ノ定ムル所ニ依ル

二 口付人往復ノ旅費ハ陸路四料以
上四十八料(鐵道ハ六料水路ハ二
海里ヲ以テ陸路一料ニ換算ス)迄
ヲ一日行程トシ一人一日一圓(二
十四料未滿ノモノハ半額)トシ鐵
道及水路ニ在リテハ外ニ汽車賃及
船賃ノ實費ヲ給ス

第三十一條 貸付馬ハ第十二條ノ規定
ニ依ル貸付期間ヲ經過シタルトキハ
無償ニテ借受人ニ附與ス此場合ニ在
リテハ市町村長ハ要スレハ當該馬匹
名簿寫ヲ借受人ニ交付スルモノトス
管理官貸付馬ヲ附與セムトスルトキ
ハ借受證ニ附與年月日ヲ記入シ證印
ノ後第十八條ニ規定スル順序ヲ經テ借
受人ニ交付スルモノトス

第三十二條 本令中市又市長ニ關スル
規定ハ東京市、京都市、大阪市、名
古屋市、横濱市、及神戸市ニ在リテ
ハ區又區長ニ、町村又ハ町村長ニ關

スル規定ハ町村又ハ町村長ニ準スヘ
キモノニ之ヲ適用ス

臨時陸軍豫備馬貸付

(昭和二三、三、二)
陸省八

第一條 支那事變ニ際シ生ジタル過剩
馬ヲ陸軍ニ於ケル豫備馬トシテ民間
ニ貸付ケントスルトキハ本令ニ規定
スルモノノ外陸軍豫備馬貸付規則
(以下之ヲ規則ト略稱ス)ニ依ル但シ
規則第五條、第八條及第十條中單ニ

部隊長トアルハ整理又ハ整理補助擔
任部隊長トシ規則第四條及第八條中
在營下士官、兵トアルハ應召將校以
下ヲ含ムモノトス

第二條 貸付馬ハ支那事變ニ際シ生ジ
タル過剩馬中貸付ノ際概ネ一年以上
軍用ニ堪ユル見込アルモノヲ以テ之
ニ充ツ

第三條 貸付主任長官、管理官及貸付
部隊並ニ貸付及管理區域ハ左表ニ依
ル

主任長官 (管理官)	貸付部隊	貸付及管理區域
師團長 (第十九、第二十 師團長ヲ除ク)	當該師團長管理ノ整理部隊及 陸軍大臣ノ指定スル部隊	當該師團徵馬管區
朝鮮軍司令官	朝鮮ニ於テ整理スル部隊及陸 軍大臣ノ指定スル部隊	朝鮮
臺灣軍司令官	臺灣ニ於テ整理スル部隊及陸 軍大臣ノ指定スル部隊	臺灣
關東軍司令官	陸軍大臣ノ指定スル部隊	關東州及 滿洲國

第四條 貸付馬ノ貸付市町村(朝鮮ニ
在リテハ府、郡又ハ島、臺灣ニ在リ
テハ廳、郡又ハ市、關東州及滿洲國
ニ在リテハ關東軍司令官ノ定ムル區
域)並ニ規則第四條、第五條及第十
條ノ期日ハ主任長官ニ於テ別ニ之ヲ
指定ス

第五條 貸付ハ整理地ニ於テ之ヲ行フ
師管外ニ於ケル徵馬管區内ニ貸付ケ
ントスルトキハ同管區内ニ於ケル借
受人最寄ノ徵發馬差出場所迄輸送ノ
上貸付クルモノトス

第六條 馬ノ貸付期間ハ貸付馬ノ年齢
及資格ニ從ヒ主任長官ニ於テ左ノ如
ク定ムルモノトス

甲 六年目ノ三月三十一日
乙 四年目ノ三月三十一日
丙 二年目ノ三月三十一日

第七條 貸付馬ハ努メテ貸付當時ノ用
役ニ適應セル役務ニ使用シ其ノ能力
ヲ保持セシムベキモノトス

第八條 貸付馬中牝馬ハ其ノ借受人ニ
於テ附録様式ノ願書ニ依リ市町村長

(朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司
臺灣ニ在リテハ廳長、郡守又ハ市尹
關東州及滿洲國ニ在リテハ關東軍司
令官ノ定ムル者)ヲ經テ主任長官ノ
許可ヲ受ケ蕃殖ノ用ニ供スルコトヲ
得

前項ニ規定スル蕃殖ニ因ル產駒ハ借
受人之ヲ附與スルモノトス

第九條 管理官(師管内ニ他師團ノ徵
馬管區ヲ有シ其ノ區域内ニ他師團ノ
貸付馬アルトキハ當該師團長ヲ含
ム)ハ演習ノ爲一年ヲ通ジ三十日以
内其ノ貸付馬ヲ使用スルコトヲ得但
シ管理官ニ非ザル師團長ハ豫メ當該
管理官ト協議スルモノトス

第十條 管理官ハ規則第二十七條ノ規
定ニ依リ返還ヲ受ケタル馬ヲ部隊ノ
定數外馬トシテ一時繋畜シ又ハ賣却
スルコトヲ得

第十一條 規則第二十九條ノ貸付馬返
還ニ要スル費用中輸送費ハ借受場所
ニ到ル迄ノ費用トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附録様式

貸付軍馬蕃殖供用方許可願
一 貸付軍馬名稱、用役、年齢
一
昭和十三年陸軍省令第八號ニ依リ貸
付相成リタル右ノ軍馬ヲ蕃殖ニ供用
致度候ニ付御許可相成度候也

年月日

現住所 何々
職業 何々
氏 名 印
生年月日

主任長官殿

陸戰ノ法規慣例ニ
關スル規則摘要

(明治四五、一、一三
條約第四號附屬書)

第二十三條 特別ノ條約ヲ以テ定メタ
ル禁止ノ外特ニ禁止スルモノ左ノ如
シ
イ 毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用

スルコト

口 敵國又ハ敵軍ニ屬スル者ヲ背信ノ行爲ヲ以テ殺傷スルコト

ハ 兵器ヲ捨テ又ハ自衛ノ手段盡キテ降ヲ乞ヘル敵ヲ殺傷スルコト

ニ 助命セザルコトヲ宣言スルコト

ホ 不必要ノ苦痛ヲ與フベキ兵器、投射物其他ノ物質ヲ使用スルコト

ヘ 軍使旗、國旗、其ノ他ノ軍用ノ標章、敵ノ制服又ハ「ジエネヴア」條約ノ特殊徽章ヲ擅ニ使用スルコト

ト 戰爭ノ必要上萬已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外敵ノ財産ヲ破壊シ又ハ押收スルコト

チ 對手當事國民ノ權利及訴權ノ消滅、停止又ハ裁判上不受理ヲ宣言スルコト

第二十五條 防守セザル都市、村落、住宅又ハ建物ハ如何ナル手段ニ依ルモ之ヲ攻撃又ハ砲撃スルコトヲ得ズ

第二十七條 攻圍及砲撃ヲ爲スニ當リテハ宗教、技藝、學術及慈善ノ用ニ

供セラルル建物、歴史上ノ記念建造物、病院並病者及傷者ノ收容所ハ同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレザル限リ之ヲシテ成ルベク損害ヲ免レシムル爲必要ナル一切ノ手段ヲ執ルベキモノトス

被圍者ハ看易キ特別ノ徽章ヲ以テ右建物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務ヲ負フ右徽章ハ豫メ之ヲ攻圍者ニ通告スベシ

第三十條 現行中捕ヘラレタル間諜ハ裁判ヲ經ルニ非レバ之ヲ罰スルコトヲ得ズ

第三十二條 交戰者ノ一方ノ命ヲ帶ビ他ノ一方ト交渉スル爲白旗ヲ掲ゲテ來ル者ハ之ヲ軍使並之ニ隨從スル喇叭手、鼓手、旗手及通譯ハ不可侵權ヲ有ス

第三十三條 軍使ヲ差向ケラレタル部隊長ハ必シモ之ヲ受クルノ義務ナキモノトス

部隊長ハ軍使ガ軍情ヲ探知スル爲其ノ使命ヲ利用スルヲ防グニ必要ナル

一切ノ手段ヲ執ルコトヲ得濫用アリタル場合ニ於テハ部隊長ハ一時軍使ヲ抑留スルコトヲ得

第四十二條 一地方ニシテ事實上敵軍ノ權力内ニ歸シタルトキハ占領セラレタルモノトス

占領ハ右權力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ以テ限トス

第四十三條 國ノ權力ガ事實上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絕對的ノ支障ナキ限り占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルベク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル爲施シ得ベキ一切ノ手段ヲ盡スベシ

第四十七條 掠奪ハ之ヲ嚴禁ス

一切ノ手段ヲ執ルコトヲ得濫用アリタル場合ニ於テハ部隊長ハ一時軍使ヲ抑留スルコトヲ得

第四十二條 一地方ニシテ事實上敵軍ノ權力内ニ歸シタルトキハ占領セラレタルモノトス

占領ハ右權力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ以テ限トス

第四十三條 國ノ權力ガ事實上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絕對的ノ支障ナキ限り占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルベク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル爲施シ得ベキ一切ノ手段ヲ盡スベシ

第四十七條 掠奪ハ之ヲ嚴禁ス

赤十字條約抄

(明治一九、一一、一六勅令)

第一條 戰地假病院及陸軍病院ハ局外中立ト見做シ患者若ハ負傷者ノ該病院ニ在院ノ間ハ交戰者之ヲ保護シテ侵スコト勿ルヘシ但戰地假病院及陸

患者負傷者退去スル時ハ其之ヲ率フル人員ト共ニ完全ナル局外中立ノ取扱ヲ受クヘシ

第七條 陸軍病院、戰時假病院並患者負傷者ノ標章トシテ特定一様ノ旗章ヲ用ヒ且ツ其傍ニ必ス國旗ヲ掲クヘシ

局外中立タル人員ノ爲ニ臂章ヲ送付スルコトヲ許ス但其ノ交付方ハ陸軍官衛ニ於テ之ヲ司トルヘシ旗及臂章ハ白地ニ赤十字形ヲ畫ケルモノタルヘシ

第八條 此ノ條約ノ實施ニ關スル細目ハ交戰軍ノ司令長官ニ於テ其ノ本國政府ノ訓令ニ從ヒ且ツ此ノ條約ニ明示シタル綱領ニ準據シテ之ヲ規定スヘシ

陸軍軍需監督官令

(昭和一一、一、一五) 勅 三三〇

第一條 陸軍ニ於テ軍需品ノ製造若ハ修理ヲ民間工場ニ注文シ又ハ民間工

軍病院ハ兵力ヲ以テ之ヲ守ル時ハ其局外中立タル資格ヲ失フモノトス

第二條 戰地假病院及陸軍病院ニ於テ任用スル人員即チ監督員醫員事務員負傷者運搬員並ニ説教者ハ各其ノ本務ニ從事シ且負傷者ノ入院スヘク若クハ救助スヘキ者アル間局外中立ノ利益ヲ享有スルモノトス

第三條 前條ニ掲ケタル各員ノ從事スル戰地假病院若クハ陸軍病院ハ敵軍ノ占領ニ係ルト雖モ各員ハ依然其ノ本務ヲ行フコトヲ得ヘク若クハ其ノ屬スル隊ニ再ヒ加ハル爲メ退去スルコトヲ得ヘシ

前項ノ場合ニ於テ各員其職ヲ罷ル時ハ占領軍隊ヨリ敵軍ノ前哨ニ之ヲ送致スヘシ

第四條 陸軍病院ノ器具什物等ハ交戰條規ニ從テ處置スヘキモノナリ故ニ該病院附屬ノ各員ハ其退去ノ際各自ノ私有品ヲ除クノ外爾餘ノ物品ヲ携帶スルコトヲ得ス但戰地病院ハ前項ノ場合ニ於テモ其器具什物等ヲ保有

供セラルル建物、歴史上ノ記念建造物、病院並病者及傷者ノ收容所ハ同時ニ軍事上ノ目的ニ使用セラレザル限リ之ヲシテ成ルベク損害ヲ免レシムル爲必要ナル一切ノ手段ヲ執ルベキモノトス

被圍者ハ看易キ特別ノ徽章ヲ以テ右建物又ハ收容所ヲ表示スルノ義務ヲ負フ右徽章ハ豫メ之ヲ攻圍者ニ通告スベシ

第三十條 現行中捕ヘラレタル間諜ハ裁判ヲ經ルニ非レバ之ヲ罰スルコトヲ得ズ

第三十二條 交戰者ノ一方ノ命ヲ帶ビ他ノ一方ト交渉スル爲白旗ヲ掲ゲテ來ル者ハ之ヲ軍使並之ニ隨從スル喇叭手、鼓手、旗手及通譯ハ不可侵權ヲ有ス

第三十三條 軍使ヲ差向ケラレタル部隊長ハ必シモ之ヲ受クルノ義務ナキモノトス

部隊長ハ軍使ガ軍情ヲ探知スル爲其ノ使命ヲ利用スルヲ防グニ必要ナル

一切ノ手段ヲ執ルコトヲ得濫用アリタル場合ニ於テハ部隊長ハ一時軍使ヲ抑留スルコトヲ得

第四十二條 一地方ニシテ事實上敵軍ノ權力内ニ歸シタルトキハ占領セラレタルモノトス

占領ハ右權力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ以テ限トス

第四十三條 國ノ權力ガ事實上占領者ノ手ニ移リタル上ハ占領者ハ絕對的ノ支障ナキ限り占領地ノ現行法律ヲ尊重シテ成ルベク公共ノ秩序及生活ヲ回復確保スル爲施シ得ベキ一切ノ手段ヲ盡スベシ

第四十七條 掠奪ハ之ヲ嚴禁ス

赤十字條約抄

場ヨリ軍需品ヲ購入スルトキハ必要ニ應ジ左ノ職員ヲ置キ契約ニ基ク所要ノ監督ニ關スル業務ヲ掌ラシム

會計監督官
監督官補

前項ノ職員ノ外必要ニ應ジ陸軍航空本部ニ監督官長ヲ置クコトヲ得

第二條 前條第一項ノ職員ハ陸軍航空本部、陸軍兵器廠、陸軍造兵廠、陸軍運輸部、陸軍被服廠、陸軍糧秣廠、千住製絨所及陸軍衛生材料廠ニ之ヲ置ク

第三條 監督官ハ佐、尉官又ハ技師ヲ以テ會計監督官ハ主計佐、尉官ヲ以テ、監督官補ハ准士官、下士官又ハ判任文官ヲ以テ、會計監督官補ハ經理部ノ准士官若ハ下士官又ハ判任文官ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 監督官長ハ陸軍航空本部長ノ命ヲ承ケ陸軍航空本部所屬ノ監督官又會計監督官ヲ指揮シ第一條ニ規定

スル監督ニ關スル業務ヲ掌理ス

第五條 監督官ハ所屬上官ノ命ヲ承ケ第一條ノ民間工場ニ付左ノ業務ヲ掌ル

- 一 軍需品ノ製造及修理ニ關スル作業ノ指導及監督
- 二 軍需品ノ納入検査
- 三 軍需品及工場ノ軍事上ノ秘密保持ニ關スル監督
- 四 軍需品ノ製造及修理ニ關スル工場設備及研究ノ指導
- 五 軍需品ノ製造及修理ニ關スル原價ノ技術上ヨリスル調査研究
- 六 工場ノ經營ニ關スル承術上ノ調査及監督

第六條 會計監督官ハ所屬上官ノ命ヲ承ケ第一條ノ民間工場ニ付左ノ業務ヲ掌ル

- 一 軍需品ノ製造及修理ニ關スル原價調査及原價ノ經理上ヨリスル調査研究
- 二 工場ノ經營ニ關スル經理上ノ調査及監督

第七條 會計監督官ハ軍需品ノ製造及修理ニ關スル原價調査ニ關シテハ當該契約擔任官ノ區處ヲ承クルモノトス

第八條 監督官補及會計監督官補ハ上官ノ命ヲ承ケ技術又ハ事務ニ従事ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

軍關係法令
傷兵院法

第一條 戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又疾病ニ罹リ軍人トシテ恩給法ニ依リ增加恩給ヲ受クル者精神又ハ身體ノ著シキ障礙アリテ收容保護ヲ要スルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ申請ニ基キ傷兵院ニ入院セシム

第二條 普通公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ軍人又ハ準軍人トシテ恩給法ニ依リ增加恩給ヲ受クル者精神又ハ身體ノ著シキ障礙アリテ收容保護ヲ要スルトキハ申請ニ基キ傷兵院ニ入院セシム

實ノ收支ニ係ル検査ハ會計検査院法第十六條ニ依ル

企業院官制抄

(昭和一二、一〇〇、一五)

第一條 企業院ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關シ案ヲ起草シ理由ヲ具ヘテ内閣總理大臣ニ上申スルコト
- 二 各省大臣ヨリ閣議ニ提出スル案件ニシテ平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關シ重要ナルモノノ大綱ヲ審査シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト
- 三 平戰時ニ於ケル綜合國力ノ擴充運用ニ關スル重要事項ノ豫算ノ統制ニ關シ意見ヲ具ヘテ内閣總理大臣ヲ經テ内閣ニ上申スルコト
- 四 國家總動員計畫ノ設定及遂行ニ關スル各廳事務ノ調整統一ヲ圖ルコト

護ヲ要スルトキハ申請ニ基キ特ニ傷兵院ニ入院セシムルコトヲ得

第三條 傷兵院ニ入院中ノ者ニハ恩給ノ支給ヲ停止シ其親族ニ扶助料又ハ一時扶助料ヲ支給ス前項ノ扶助料又ハ一時扶助料ノ支給ニ關シテハ恩給法ノ扶助料又ハ一時扶助料ニ關スル規定ヲ準用ス但シ扶助料ノ年額ハ恩給法第七十五條第一項第三號ノ金額ニ相當スル額トス

傷兵院ニ入院シタル者ノ兄弟姉妹ニシテ第一項ノ一時扶助料ヲ受ケタル者ニハ恩給法第八十一條ノ一時扶助料ヲ給セス

傷兵院ニ入院シタル者ノ兄弟姉妹ニ對シ第一項ノ一時扶助料ヲ給シタルトキハ爾後他ノ親族ニ對シ給スルコトアルヘキ第一項ノ扶助料又ハ恩給法ノ扶助料ノ額ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 傷兵院ニ入院中ノ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退院ヲ命ス

第九條 傷兵院基金及其利子其他ノ果實

第八條 傷兵院基金ノ利子其他ノ果實

前項ノ事務ヲ行フニ付必要アルトキハ企業院ハ關係各處ニ對シ資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

企業審議會官制抄

(昭和二三、二、一九) 勅 八(五)

第一條 企業審議會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮詢ニ應ジテ平戰時ニ於ケル綜合国力ノ擴充運用ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

企業審議會ハ前項ノ事項ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ(第一項)

副總裁ハ企業院總裁ヲ以テ之ニ充ツ(第二項)

傷兵保護院官制抄

(昭二三、四、一八) 勅 二(五、八)

第一條 傷兵保護院ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ軍人又ハ之ニ準ズベキ者トシ

テ職其ノ他ノ公務ニ因リ傷患ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者(傷兵軍人)ノ療養、職業保護其ノ他ノ保護ニ關スル事務ヲ掌ル

第四條 傷兵保護院ニ總裁官房及左ノ二局ヲ置ク

計畫局
業務局

總裁官房ニ於テハ人事、文書及會計ニ關スル事務並ニ他ノ主管ニ屬セザル事務ヲ掌ル

計畫局ニ於テハ保護事業ノ企畫及工營ニ關スル事務並ニ業務局ノ主管ニ屬セザル保護事業ニ關スル事務ヲ掌ル
業務局ニ於テハ療養及職業輔導、就職援護其ノ他ノ職業保護ニ關スル事務ヲ掌ル

傷兵軍人保護對策審議會官制抄

(昭和二三、一、一五) 勅 一(三、一、一六)

第一條 傷兵軍人保護對策審議會ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ其ノ諮詢ニ應ジテ傷患ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル軍人ノ保護對策ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

審議會ハ前項ノ事項ニ付關係各大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條 會長ハ厚生大臣ヲ以テ之ニ充ツ(第一項)

工場事業場管理令

(昭二三、五、四) 勅 三(一、八)

第一條 國家總動員法第十三條第一項ノ規定ニ依ル總動員業務タル事業ニ屬スル工場若ハ事業場又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設(以下工場事業場ト稱ス)ノ管理ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 主務大臣工場事業場ヲ管理セントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ

第三條 管理ハ主務大臣ノ設スル管理令書送達ノ時ヨリ開始ス但シ管理令書ヲ以テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

管理令書ノ送達ハ管理スベキ工場事業場ノ事業主ニ對シ之ヲ爲ス但シ已ムヲ得ザル場合ニ於テハ工場事業場ノ長其ノ他之ニ準ズル者ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

第四條 管理令書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 工場事業場ノ名稱及所在ノ場所
 - 二 管理ノ範圍
 - 三 第十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ職權ノ一部ヲ行フ官衙ノ長アルトキハ其ノ長及其ノ職權ノ範圍
 - 四 監理官ノ官職氏名
 - 五 其ノ他必要ト認ムル事項
- 第五條 第二條及第三條ノ規定ハ管理ノ範圍ヲ變更シ又ハ管理ヲ廢止スル場合ニ之ヲ準用ス
- 第三條第二項ノ規定ハ第四條第三號乃至第五號ノ事項ニ變更アリタル場

合ニ之ヲ準用ス

第六條 主務大臣ハ其ノ管理ニ係ル工場事業場ニ於ケル總動員物資ノ生産又ハ修理ニ關シ當該工場事業場ノ業務ニ付事業主ヲ指揮監督ス

第七條 主務大臣ハ其ノ管理ニ係ル工場事業場ニ付管理官ヲ置キ當該工場事業場ノ業務ノ監督ニ從事セシム

第八條 管理ニ係ル工場事業場ノ事業主當該工場事業場ノ經營ヲ廢止シ又ハ休止セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第九條 管理ニ係ル工場事業場ノ事業主ハ本令又ハ本令ニ依ル命令ノ適用ニ付事業主ニ代ルベキ事業管理人ヲ選任スルコトヲ得
主務大臣必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ事業管理人ノ選任ヲ命ズルコトヲ得
事業主左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ事業管理人ヲ選任スルコトヲ要ス
一 法人ナルトキ

二 營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者又ハ禁治產者ナルトキ

三 本令施行地ニ居住セザルトキ事業管理人ノ選任及解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二項及第三項ノ場合ニ於テ事業主事業管理人ヲ選任セズ又ハ選任スルコト能ハザルトキハ主務大臣ハ工場事業場ノ經營ニ付權限ヲ有スル者ノ中ヨリ事業管理人ヲ選任スルコトヲ得

第十條 事業管理人ガ本令又ハ本令ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第十一條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ依リ補償スベキ損失ハ管理ニ因ル通常生ズベキ損失トス
損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ管理廢止ノ後命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スベシ但シ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ毎事業年度ノ終リタル後又

ハ損失ノ生ジタル都度之ヲ請求スルコトヲ得

第十二條 管理ニ係ル工場事業場ノ經營ヲ承繼スル者ハ本令又ハ本令ニ依ル命令ニ基ク前者ノ權利義務ヲ承繼ス

第十三條 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ其ノ管理ニ係ル工場事業場ノ業務若ハ財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ管理ニ係ル工場事業場若ハ其ノ事業主ノ事務所、營業所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ當該工場事業場ニ關スル業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十四條 主務大臣ハ本令ニ依ル管理ニ係ル工場事業場ニ對スル職權ノ一部ヲ所轄官衙ノ長ヲシテ行ハシムルコトヲ得

務大臣ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依ル職權ヲ其ノ所屬官衙ノ長ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第十五條 本令中主務大臣トアルハ軍機保護上其ノ他軍事上特ニ必要アル工場事業場ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス

附 則

本令ハ昭和十三年五月五日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十二年勅令第五百二十八號工場事業場管理令ハ之ヲ廢止ス

工作機械製造事業法抄

(昭一三、三、三〇法四〇)

第一條 本法ハ國防ノ整備及産業ノ發

達ヲ期スル爲本邦ニ於ケル工作機械製造事業ノ確立ヲ圖ルヲ目的トス

第三條 工作機械製造業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ其ノ設備ガ命令ノ定ムル規模ニ達セサルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ(第一項)

第四條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設定シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

第二十條 政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ工作機械製造會社ニ對シ特殊工作機械ノ製造、工作機械ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ施設其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

富士電機製造株式會社

神奈川縣川崎市

キリンシシベール



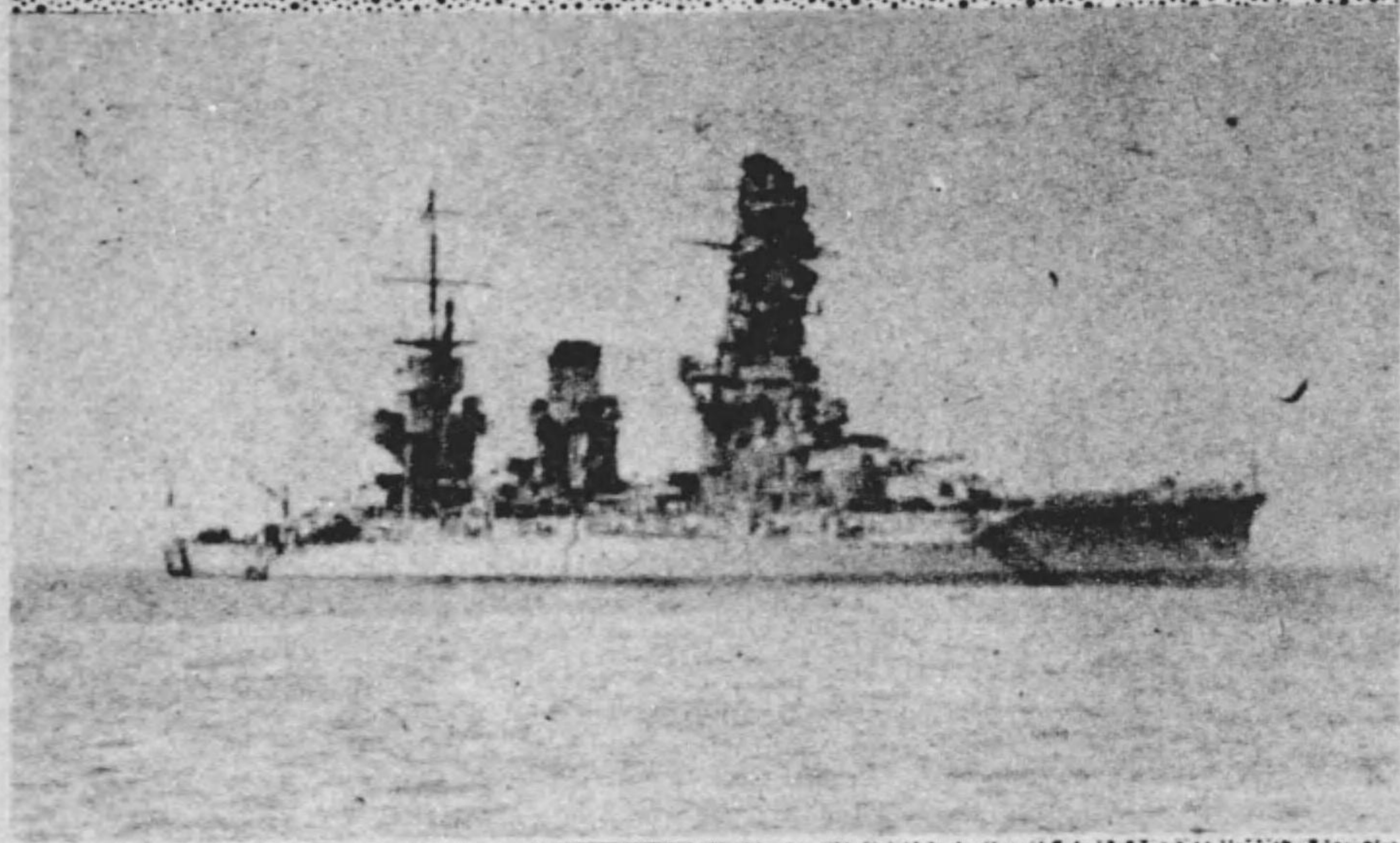
最古の歴史
 最新の設備
 最上の品質

トウタスンリキ
 ンモレンリキ 飲料 清涼

麒麟麥酒株式會社

城 山 艦 戦

(噸〇三三・九二)



級 柄 足 艦 洋 巡 等 一

(噸〇〇〇・〇一)



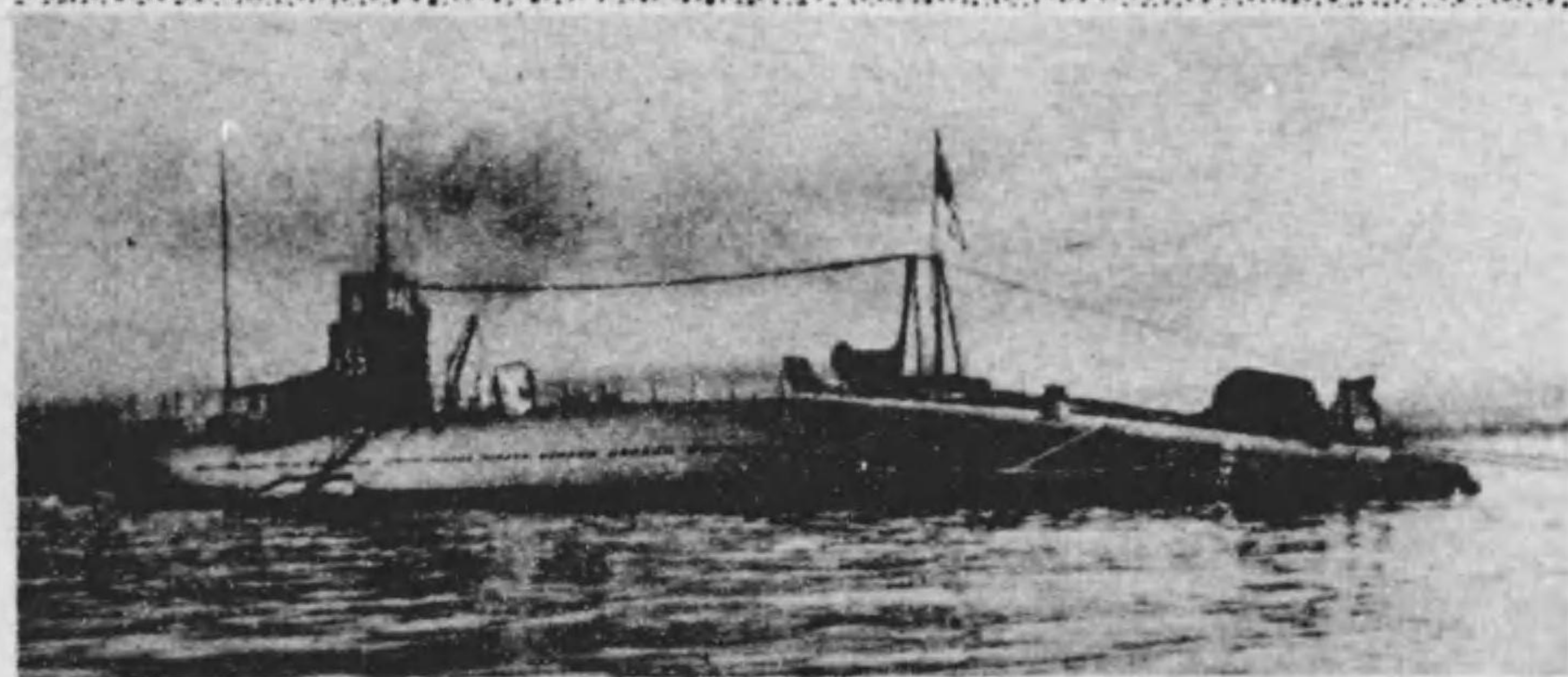
一等驅逐艦文月



潛水母艦大鯨

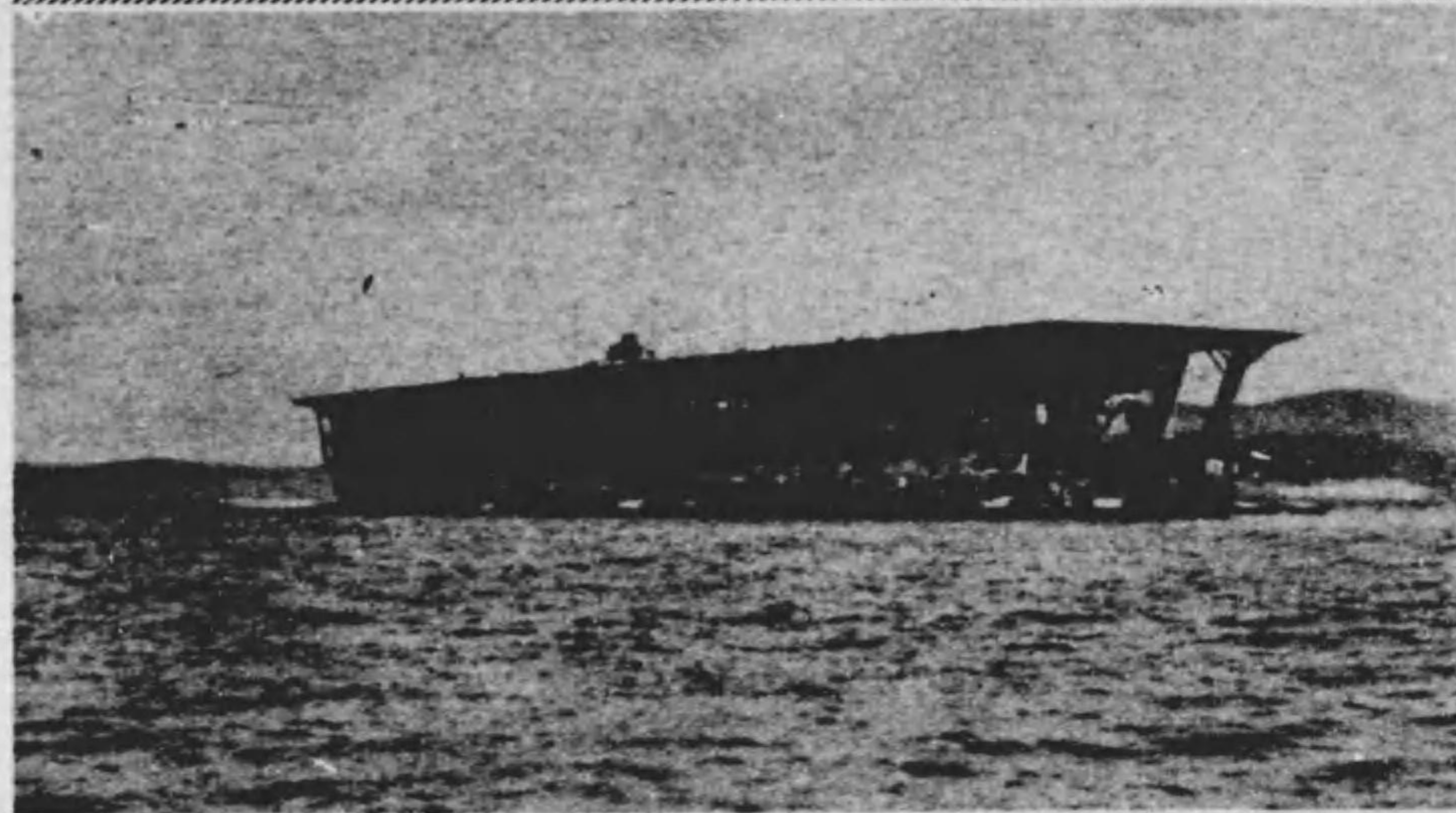


潛水艦伊六〇號

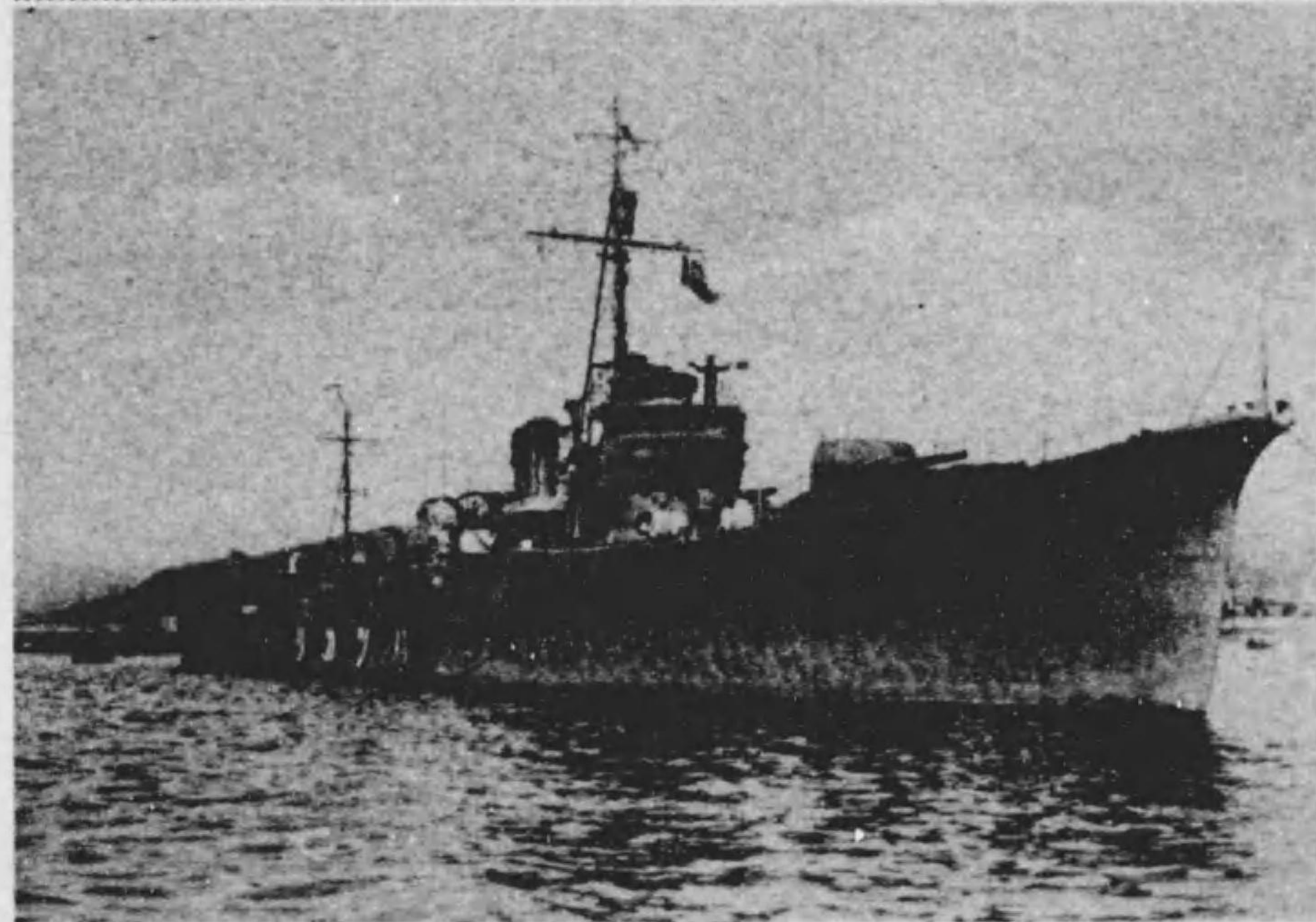


航空母艦加賀

(二六・九〇〇噸)

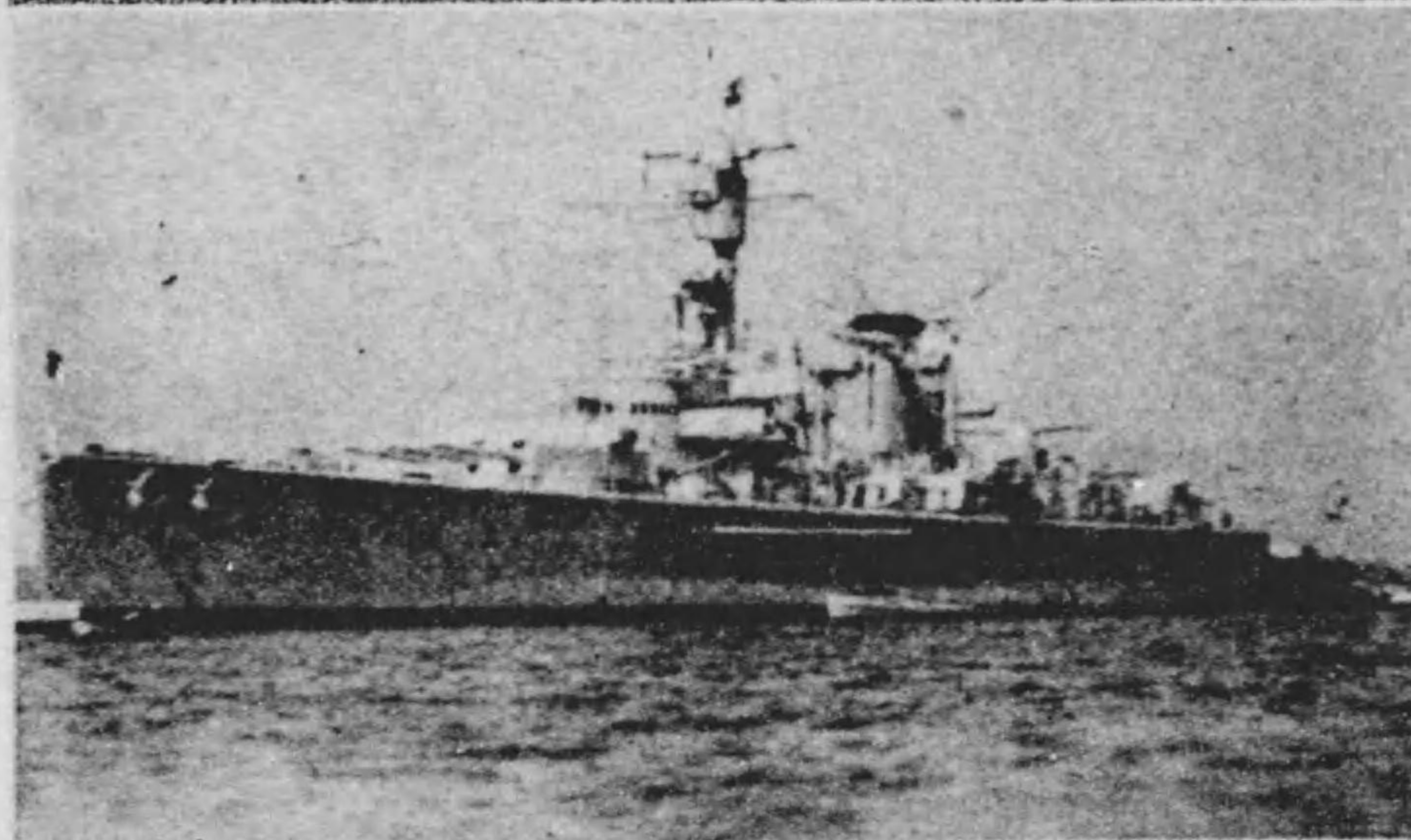


水雷艇初雁



ドンラユチツイド艦戦逸獨

(噸000・0一)

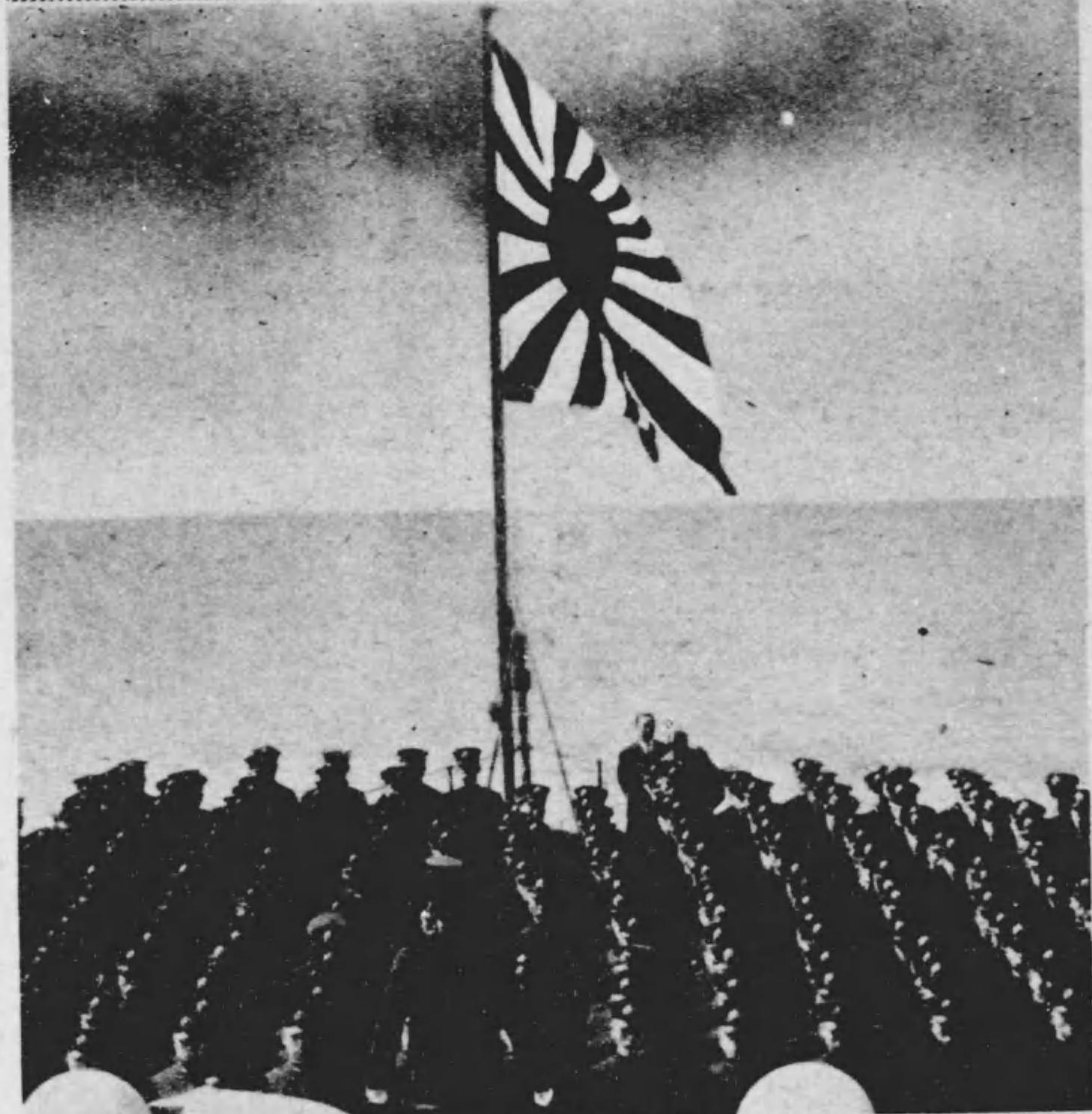


ケビ・トツモラ艦洋巡級B國佛

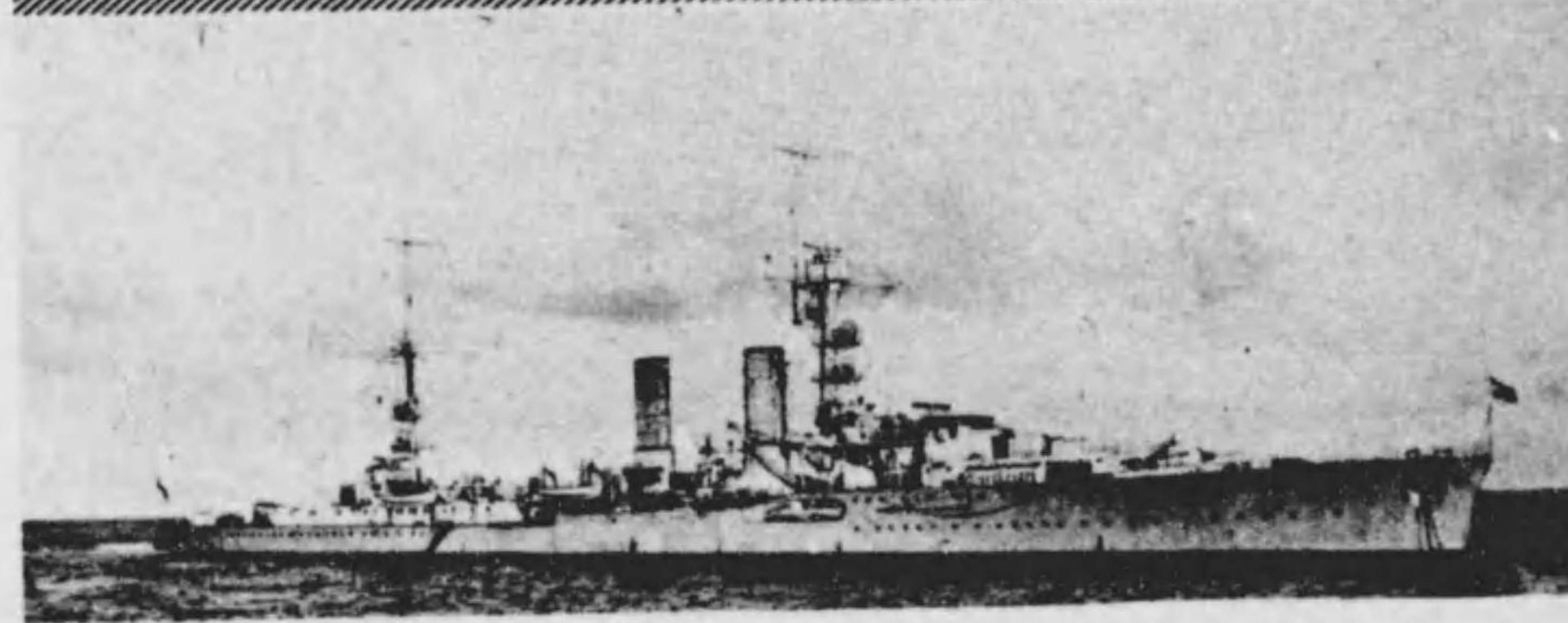
(噸九四二・七)

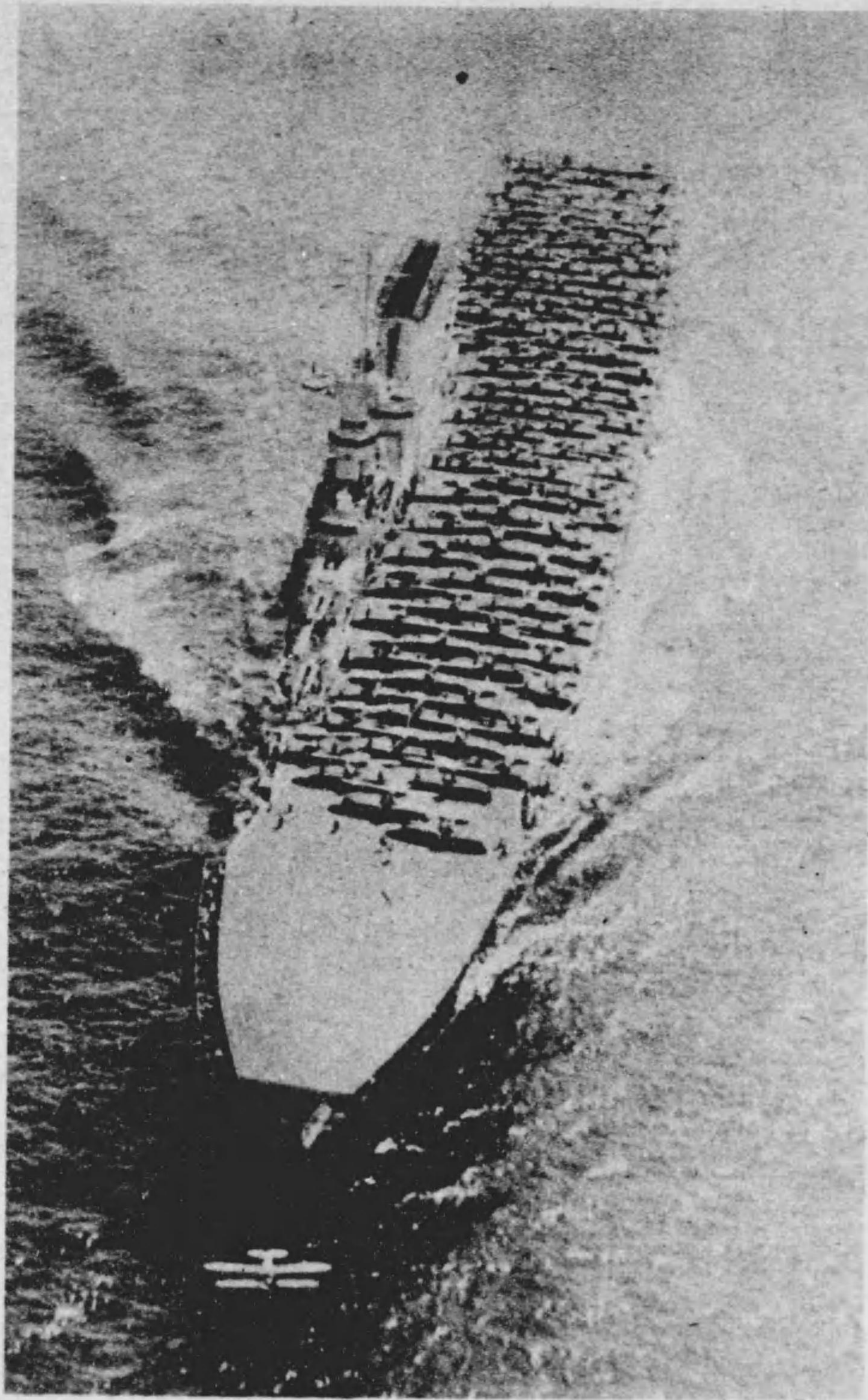


生補候尉少軍海



世二ンデムエ艦洋巡逸獨

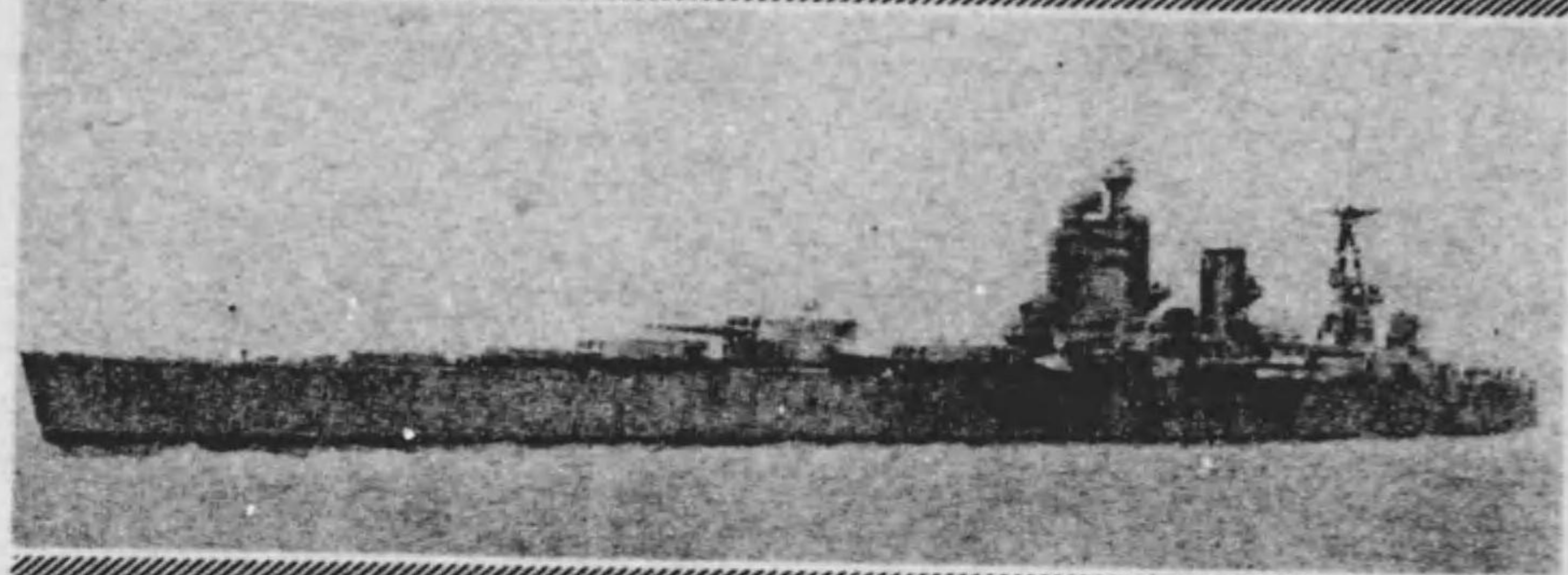




米國航空母艦サラトガ (三三、〇〇〇噸)

ソソルネ艦戰國英

(噸〇〇〇・三三)



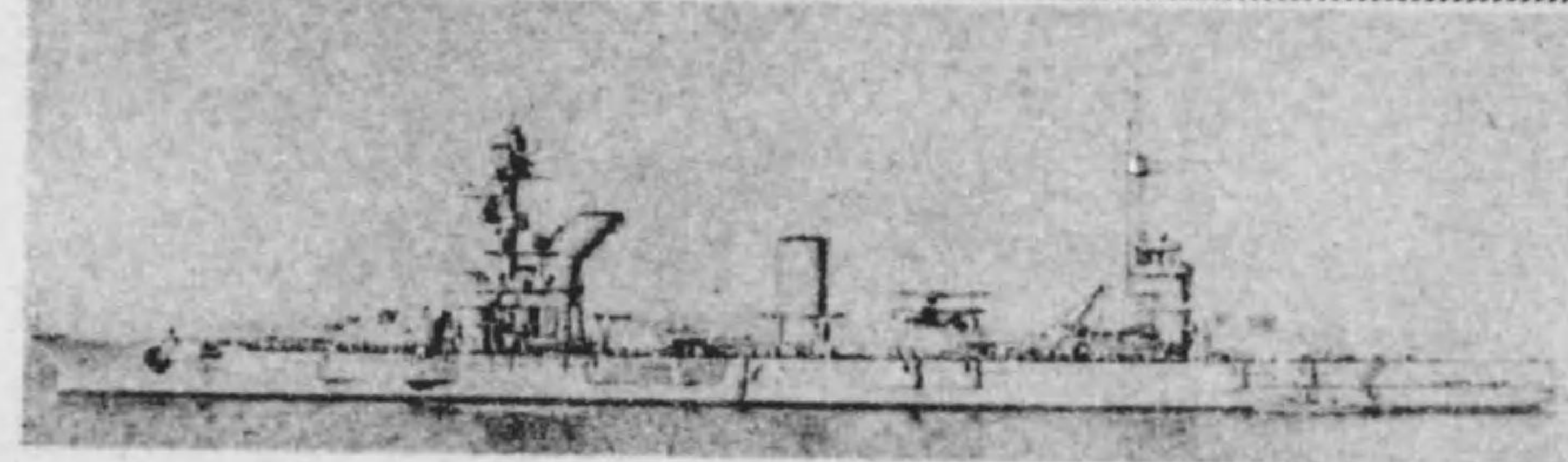
ービツシミ艦戰國米

(噸〇〇〇・三三)

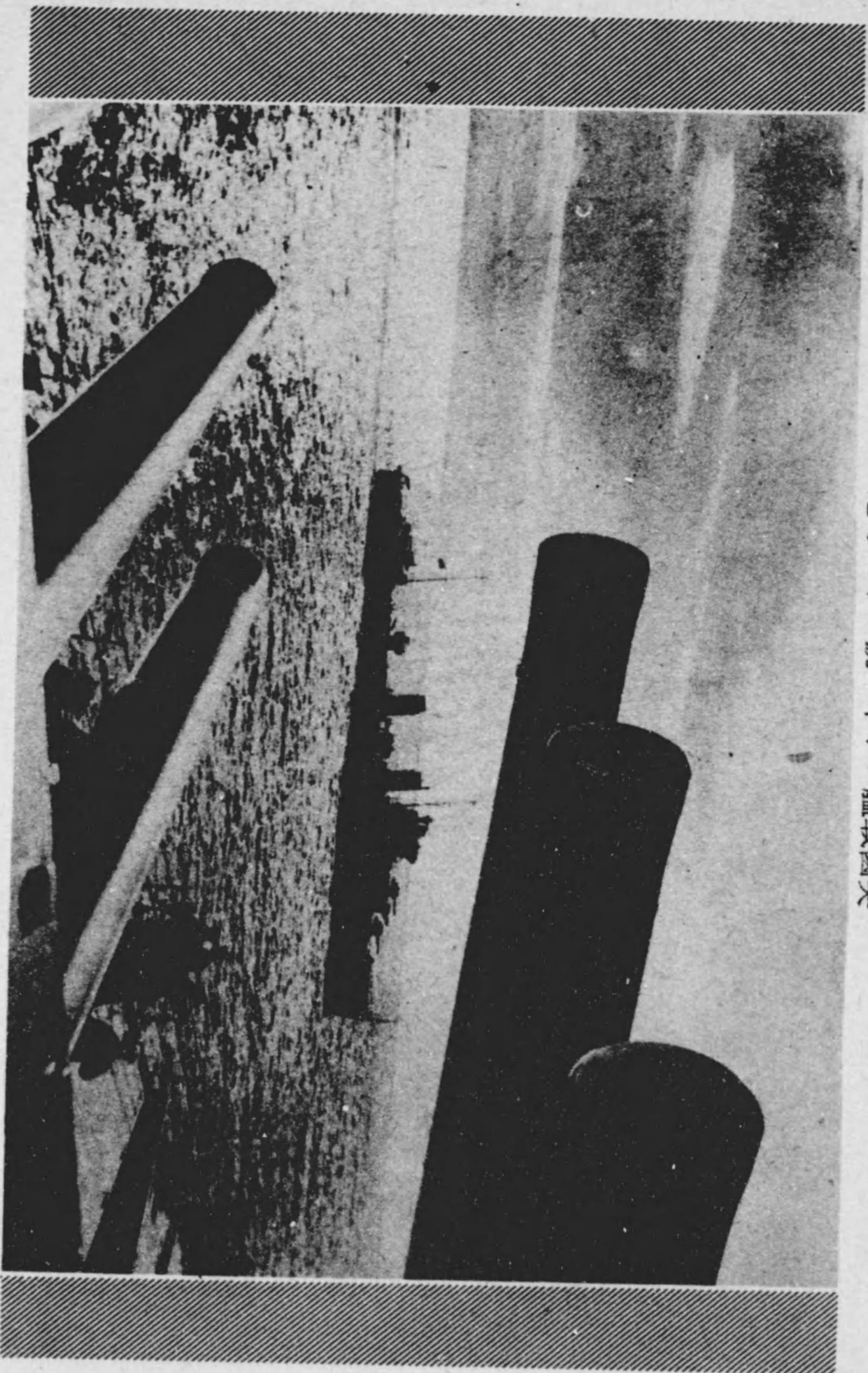


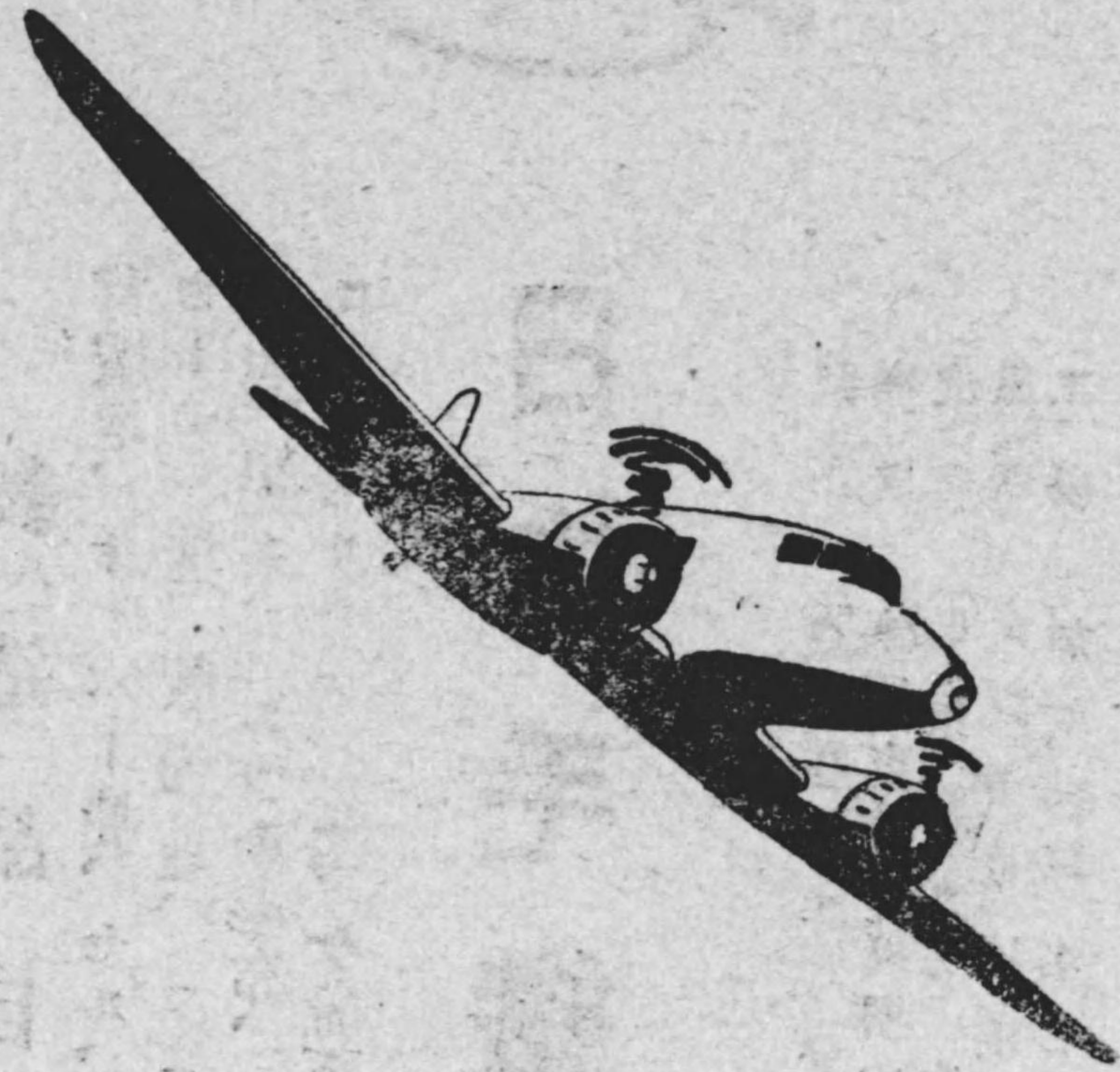
トラマ艦戰國ソ

(噸六〇六・三二)



砲射六十の號一ネボロ艦戰國英





三井物產株式會社
機 械 部



製 造 品 目

背廣地、オーバー地、セル、ネル、モスリン
カーテン地、敷物地、フェルト、毛糸
人造絹糸、ニッケ毛布、ニッケシヨール
ニッケメリヤス、ニッケ靴下、ニッケ水泳着

日 本 毛 織 株 式 會 社

創 立	明 治 廿 九 年	資 本 金	五 千 萬 圓
本 店	神 戶 市 神 戶 區 明 石 町 四 七 番 地		
支 店	東 京 市 丸 比 呂 一 階 南 角		
出 張 所	大 阪 市 東 區 淡 路 町 四 丁 目		
工 場	加 印、姫 路、名 古 屋、岐 阜、明 石		

兵役關係事項

全國徵兵ノ詔

朕惟ルニ古昔郡縣ノ制全國ノ丁壯ヲ募リ軍國ヲ設ケ以テ國家ヲ保護ス固ヨリ兵農ノ分ナシ中世以降兵權武門ニ歸シ兵農始テ分レ遂ニ封建ノ始ヲ成ス戊辰ノ一新ハ實ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ此ノ際ニ當リ海陸兵制モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セサルヘカラス今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各國ノ式ヲ斟酌シ全國募兵ノ法ヲ設ケ國家保護ノ基ヲ立テント欲ス汝百官有司厚ク朕カ意ヲ體シ普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ

明治五年壬申十一月二十八日

兵役關係事項

帝國兵役法の根本精神

帝國兵役制度の精神は、我が特有の國體、建國の本義、國民の崇高なる道義心に基き、國家の保護、皇獻扶翼の名譽及責任は全國民の負擔なりとの理念に基き制定せられてゐる。

一 舉國一致、國民皆兵の主義に立脚せることは憲法第二十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義

務ヲ有ス」と規定せられてあるのみならず、兵役法に於て戶籍法の適用を受くる年齢十七年より四十年迄の男子(内地又は樺太に本籍を有する)は特定の者を除くの外悉く何れかの兵役に服することを規定してあるのを見ても明かである。

二 兵役は國民の最高且榮譽の義務たると同時に、忠良なる臣民の享有する權利であつて、兵役に堪へない不

具發疾者及六年以上の徵役又は禁錮の刑に處せられた者は其の權利でない。

三 國民負擔の輕減生産の増加は素より願慮する所であるが、精兵主義を以て根本方針としてゐる。

四 兵役義務負擔の公平を圖る爲地域の公平主義を採用してある。

五 國民資質の向上を圖る爲文教及社會政策等の國家の重要政策との關係

を適切に顧慮してある。
六 帝國兵役法は必任義務の徵兵制を主體として義務的志願兵制を併用してゐる。

兵 役 法

第一章 總 則

- 第一條 帝國臣民タル男子ハ本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス
- 第二條 兵役ハ之ヲ常備兵役、後備兵役、補充兵役及國民兵役ニ分ツ
- 第三條 志願ニ依リ兵籍ニ編入セララル者ノ兵役ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル
- 第四條 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ得ス
- 第五條 現役ハ陸軍ニ在リテハ二年、

第二章 服 役

- 海軍ニ在リテハ三年トシ現役兵トシテ徵集セラレタル者ニ服ス
- 現役兵ハ現役中ノヲ在營セシム
- 第六條 豫備役ハ陸軍ニ在リテハ五年四月、海軍ニ在リテハ四年トシ現役ヲ終リタル者ニ服ス
- 第七條 後備兵役ハ陸軍ニ在リテハ十年海軍ニ在リテハ五年トシ常備兵役ヲ終リタル者ニ服ス
- 第八條 第一補充兵役ハ陸軍ニ在リテハ十二年四月、海軍ニ在リテハ一年トシ現役ニ適スル者ニシテ其年所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所要ノ人員ニ服ス
- 第二補充兵役ハ十二年四月トシ現役ニ適スル者ノ中現役又ハ第一補充兵役ニ徵集セラレサル者及海軍ノ第一補充兵役ヲ終リタル者ニ服ス但シ海軍ノ第一補充兵役ヲ終リタル者ニ在リテハ十一月四月トス
- 第九條 第一國民兵役ハ後備兵役ヲ終リタル者及軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル補充兵ニシテ補充兵役ヲ終リタル

者ニ服ス

- 第二國民兵役ハ戶籍法ノ適用ヲ受ケル者ニシテ常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一國民兵役ニ在ラサル年齡十七年ヨリ四十年迄ノ者ニ服ス
- 第十條 年齡二十五年迄ニ師範學校ヲ卒業シタル者(小學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ失ヒタル者ヲ除ク)ノ現役ハ第五條ノ規定ニ拘ラス五月トス但シ師範學校ノ教練ヲ終了セサル者ニ在リテハ七月トス
- 前項ノ規定ニ依リ現役ニ服スル者ハ現役中ノヲ短期現役兵ト稱ス
- 短期現役兵其ノ現役ヲ終リタルトキハ直ニ第一國民兵役ニ服ス
- 第十一條 創除
- 第十二條 在營期間ハ軍事上妨ケナキトキニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ六十日以内ノヲ短縮スルコトヲ得
- 第十三條 現役兵ニシテ一年六月以内ニ於テ教育ヲ終了シ得ル兵種ニ屬スル者ノ在營期間ハ前條ノ規定ニ拘ラス勅令ノ定ムル處ニ依リ之ヲ短縮ス

ルコトヲ得

- 第十四條 現役兵ニシテ在營中左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ在營期間ハ之ヲ短縮スルコトヲ得
- 一、青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ニシテ品行方正學術勤務ノ成績優秀ナル者
- 二、定員ニ對シ過剩ト爲リタル者
- 前項第一號ニ規定スル課程ノ修得ノ程度及認定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ定ム
- 第十五條 前三條ノ規定ハ短期現役兵ニ之ヲ適用セス
- 第十六條 第十二條乃至第十四條ノ規定ニ依リ在營期間ヲ短縮スル場合ニ於テハ現役期間内ニ未入營期間又ハ歸休期間ヲ置ク
- 第十七條 現役又ハ補充兵役ハ現役兵又ハ補充兵トシテ徵集シタル年ノ十二月一日ヨリ起算ス
- 短期現役兵ノ現役ハ入營ノ月ノ一日ヨリ之ヲ起算ス

戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要アル場合ニ於テハ前二項ニ規定スル起算ノ日ヲ變更スルコトヲ得

- 第十八條 第五條乃至第八條第九條第一項及第十條ニ規定スル服役ハ其ノ期間ニ拘ラス年齡四十年ヲ以テ限リトス
- 第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ服役ノ期間ヲ延長スルコトヲ得
- 一 戰時又ハ事變ニ際スルトキ
- 二 出師ノ準備又ハ守備若ハ警備ノ爲必要アルトキ
- 三 航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ナルトキ
- 四 重要ナル演習又ハ特別ニ觀兵ノ學アルトキ
- 五 天災其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ已ムヲ得サルトキ
- 前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ次ニ服スヘキ兵役ノ期間ニ之ヲ通算ス
- 第十九條ノ二 特ニ必要アルトキハ第十六條ニ規定スル未入營期間ノ外概

ネ三月以内ノ未入營期間ヲ置クコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該期間ニ相當スル期間以内現役期間ヲ延長スルコトヲ得

- 第二十條 在營中本人ニ依リニ非サレハ家族(戶主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同シクスル者ニ限ル)カ生活ヲ爲スコトハ能ハサルニ至リタルトキハ現役ヲ免除ス但シ故意ニ其ノ事故ヲ作爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十一條 現役兵、豫備兵、後備兵若ハ補充兵ニシテ疾病其ノ他身體若ハ精神ノ異常ニ因リ當該兵役ニ服シ難キ者又ハ現役兵ニシテ前條ノ規定ニ依リ現役ヲ免除セラレタル者ハ之ヲ他ノ兵役ニ轉セシム但シ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ兵役ニ堪ヘサル者ニ對シテハ兵役ヲ免除ス
- 前項ノ規定ニ依リ轉役スル者ノ服スヘキ兵役及服役期間ノ計算ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 現役兵ニシテ入營前又ハ入營後六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ノ在營中刑ノ執行ヲ受ケタル日數及在營中逃亡シタル者ノ逃亡中ノ日數ハ之ヲ現役期間ニ算入セス

第三章 徵集

第二十三條 戶籍法ノ適用ヲ受ケタル者ニシテ前年十二月一日ヨリ其ノ年十一月三十日迄ノ間ニ於テ年齢二十年ニ達スル者ハ本法中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外徵兵検査ヲ受ケタルコトヲ要ス

前項ニ規定スル年齢ハ之ヲ徵兵適齡ト稱ス

第二十四條 戶主ハ其ノ家族中毎年十二月一日ヨリ同月三十一日迄ノ間ニ年齢二十年ト爲ル者アルトキハ其ノ年十一月中ニ、一月一日ヨリ十一月三十日迄ノ間ニ年齢二十年ト爲ル者アルトキハ其ノ前年十一月月中ニ本籍ノ市町村ニ届出ツヘシ戶主年齢二十年ト爲ルトキ亦同シ但シ命令ヲ以テ

定ムル者ニ付テハ此限ニ在ラス

第二十五條 兵員ヲ徵集スル爲徵兵區ヲ設ク

徵兵區ハ之ヲ徵募區ニ分ツ

徵兵區ノ種類及區域並ニ徵募區ノ區域ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十六條 現役兵及第一補充兵ノ員數ハ之ヲ徵兵區ニ配賦シ更ニ之ヲ徵募區ニ配賦ス

前項ニ規定スル配賦ハ徵兵區又ハ徵募區ニ本籍ヲ有シ徵兵検査ヲ受ケヘキ者ノ見込數ヲ基準トシテ之ヲ行フ

第二十七條 前條ノ規定ニ依リ配賦シタル兵員ハ當該徵兵區ニ本籍ヲ有スル者ヨリ之ヲ徵集ス

第二十八條 徵兵區又ハ徵募區ニ配賦シタル兵員ヲ當該徵兵區ニ又ハ徵募區ニ於テ充足シ難キトキハ其ノ不足員數ヲ他ノ徵兵區又ハ徵募區ニ配賦シ徵集スルコトヲ得

第二十九條 徵兵検査ハ徵兵検査ヲ受ケヘキ者ノ本籍所在ノ徵募區ニ於テ之ヲ行フ但シ身體検査ニ限り本籍所

在ノ徵募區以外ノ地ニ於テ行フコトヲ得

第三十條 徵兵検査ヲ受ケヘキ者徵兵検査ヲ受ケヘキ年ニ於テ之ヲ受ケサルトキハ次年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ

第三十一條 身體検査ヲ受ケタル者ニシテ現役兵又ハ第一補充兵トシテ徵集セラルヘキ者ハ他ノ徵募區ニ轉屬スルモ之ヲ轉屬前ノ徵募區ノ配屬人員ニ充テ徵集ス

第三十二條 身體検査ヲ受ケタル者ハ左ノ如ク之ヲ區分ス

- 一 現役ニ適スル者
- 二 國民兵役ニ適スルモ現役ニ適セサル者
- 三 兵役ニ適セサル者
- 四 兵役ノ採否ヲ判定シ難キ者

前項ニ規定スル區分ノ標準ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第三十三條 現役ニ適スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ體格等位ノ優劣ニ從ヒ各徵募區ノ配賦人員ニ應シ現役兵、第一補充兵ノ順序ニ之ヲ徵集ス

此ノ場合ニ於テ體格等位同一ナル者ハ本法中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外兵役毎ニ抽籤ノ法ニ依リ徵集順序ヲ定ム

前項ノ規定ニ依リ徵集スヘキ者ノ屬スル兵役ハ各徵募區ノ配賦人員ニ應シ其ノ身體、藝能及職業ニ依リ之ヲ定ム

現役ニ適スル者ニシテ現役兵又ハ第一補充兵ニ徵集セサル者ハ之ヲ第二補充兵ニ徵集ス

現役兵トシテ徵集セラルヘキ者ニシテ其ノ屬スル兵役定マリタル者ハ本人ノ願ニ依リ第一項ニ規定スル抽籤ニ加フルコトナク現役兵ニ之ヲ徵集スルコトヲ得

第三十四條 國民兵役ニ適スルモ現役兵ニ適セサル者ハ之ヲ徵集セス

第三十五條 兵役ニ適セサル者ハ兵役ヲ免除ス

第三十六條 兵役ノ採否ヲ判定シ難キ者ニ付テハ徵集ヲ延期シ爾後採否ヲ決定シ得ルニ至ル迄毎年徵兵検査ヲ

行フ

第三十七條 徵兵検査ヲ受ケヘキニ勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ適セスト認ムル疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ノ者ナルトキハ其ノ事實ヲ證明スヘキ書類ニ基キ身體検査ヲ行フコト

ナク兵役ヲ免除スルコトヲ得

第三十八條 短期現役兵タル資格ヲ有スル者ニシテ現役ニ適スル者ハ第三十三條ノ規定ニ拘ラス之ヲ短期現役兵ニ徵集ス

第二十六條乃至第三十八條ノ規定ハ短期現役兵ノ徵集ニ關シ之ヲ適用セス

第三十九條 徵兵検査ヲ受ケヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ徵集ヲ延期スルコトヲ得

- 一 禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ノ爲豫審又ハ公判中ナルトキ
- 二 犯罪ノ爲拘禁中ナルトキ
- 三 刑ノ執行停止中ナルトキ
- 四 假出獄中ナルトキ
- 五 少年法ノ定ムル所ニ依リ少年教

護院、矯正院又ハ病院ニ收容中ナルトキ

六 矯正院法ノ定ムル所ニ依リ假退院中ナルトキ

前項ノ規定ハ現役ニ適スル者ニシテ未タ徵集順序定マラサル者ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ハ其ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ

第四十條 徵兵検査ヲ受ケタル者現役兵トシテ徵集セラルルニ因リ家族

(戶主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同シクスル者ニ限ル)カ生活ヲ爲スコト能ハサルニ至ルヘキ確證アル場合ニ於テハ二年間徵集ヲ延期ス但シ故意ニ其事故ヲ作爲シタル時ハ此限ニアラス

前項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者其延期期間内ニ於テ其事由止ム時ハ事由止ム年又ハ其翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ

第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者其ノ延期期間ヲ過キ尙其ノ

事由止マサルトキハ之ヲ過キタル年ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ但シ現役兵又ハ第一補充兵トシテ徵集スルコトナシ第一項ノ延期期間ハ徵兵検査ヲ受ケタル年ノ十二月一日ヨリ之ヲ起算ス

第四十一條 中學校又ハ中學校ノ學科程度ト同等以上ト認ムル學校ニ在學スル者ニ對シテハ本人ノ願ニ依リ學校ノ修學年限ニ應シ年齡二十七年ニ至ル迄徵兵ヲ延期ス

前項ニ規定スル認定及年齡ノ區分ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ハ在學ノ事由止ム年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ但シ一ノ學校卒業ノ日ヨリ六月以内ニ他ノ學校ニ入學スル者ニ付テハ徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス

第二項ノ年齡ノ區分ニ基ク最高年齡ニ達スルモ在學ノ事由尙止マサル者ハ最高年齡ニ達シタル年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ

第四十二條 徵兵適齡及其ノ前ヨリ帝國外ノ地ニ在ル者(勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク)ニ對シテハ本人ノ願ニ依リ徵集ヲ延期ス

前項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ハ其事由止ム年又ハ其翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ

第四十三條 前條第一項ノ規程ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ニシテ直系尊族若ハ妻子ノ死亡若ハ重態ノ爲又ハ官廳ノ命ニ依リ一時帝國内ニ歸還スル者ハ徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス但シ歸還後ノ滞在期間九十日ヲ超ユル時ハ此限ニ在ラス

前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外前條第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者ニシテ一時帝國内ニ歸還スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ在留地ノ遠近ニ應シ一年間二回滞在期間九十日ヲ超エサル場合ニ限り徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス

前二項ノ規定ニ該當スル者ニシテ歸還後ノ滞在期間ニ於テ疾病其ノ他避ク

ヘカラサル事故生シ前二項ノ規定スル期間内ニ出發シ難キ者アルトキハ其ノ滞在期間ヲ延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ延長シタル期間徵集延期ノ事由尙繼續スルモノト看做ス

第四十四條 前二條ノ規定ハ帝國外地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員ニ之ヲ準用ス

第四十五條 家族(戸主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同シクスル者ニ限ル)二人以上現役兵トシテ同時ニ在營スル爲家事上ノ支障ヲ生スヘキトキハ一人ノ在營間他ノ者ノ入營ヲ延期スルコトヲ得

第四十六條 現役兵トシテ入營スヘキ者疾病其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ入營スヘキ期日ニ入營シ難キトキ又ハ第三十九條第一項各號ノ一ニ該當スルトキハ三十一日以内入營ヲ

刑ニ處セラレタル者

前項ニ掲クル者ノ徵集順序ハ第三十三條第一項ノ規定ニ依リ抽籤ヲ爲シタル者ノ上位トシ同條第四項ノ規定ニ依リ徵集セララルヘキ者ノ徵集順序ハ前項ニ掲クル者ノ上位トス

第五十條 第七十四條又ハ第七十六條ニ規定スルノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者ニ對シテハ第四十條乃至第四十二條第四十四條及第四十五條ノ規定ニ依リ延期ヲ爲サス

第五十一條 戶籍ノ記載ノ抹消又ハ遺漏其ノ他ノ事由ニ因リ戶籍ニ記載セラレサル爲本籍ヲ有セサル者ニシテ徵兵検査ヲ受クヘキ者ヲ發見シタルトキハ發見ノ年又ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵検査ヲ行フ戶籍ノ錯誤ノ爲徵兵検査ヲ受クヘキ者ニシテ之ヲ受ケサ

ルモノヲ發見シタルトキ亦同シ

徵兵検査ヲ受ケタル者戶籍ニ記載セラレアル出生年月日ノ訂正ニ因リ徵兵適齡又ハ徵兵適齡未滿ト爲リタルトキハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ

延期スルコトヲ得

現役兵トシテ入營スヘキ者ニシテ前項ニ規定スル入營ヲ延期シ得ヘキ期間内ニ入營シ難キ者ニ對シテハ更ニ徵兵検査ヲ行フ但シ第十三條ニ規定スル兵種ニ屬スル者ニ在リテハ更ニ徵兵検査ヲ行フコトナク次ノ入營スヘキ期日ニ入營セシムルコトヲ得

第四十七條 現役兵トシテ入營スヘキ者入營ノ際行フ身體検査ニ於テ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ三十一日以内ニ治療ノ見込ナク且勤務ニ堪ヘスト認ムル者ナルトキハ之ヲ歸郷セシメ第二十一條ノ規定ノ適用ヲ受クル者ヲ除クノ外更ニ徵兵検査ヲ行フ

前條第二項但書ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ歸郷セシメラレタル者ニ之ヲ準用ス

第四十八條 現役兵ニ副員ヲ生シタル場合ニ於テハ服役第一年次ノ第一補充兵ヲ以テ其ノ徵集順序ニ從ヒ補闕スルコトヲ得

第二十七條及第二十八條ノ規定ハ前項ニ規定スル補闕ニ之ヲ準用ス

第四十九條 左ニ掲クル者(第一號、第二號、第五號及第六號ノ者ニ在リテハ徵兵適齡ヲ過キタル者ニ限ル)徵集セララルル場合ニ於テハ第三十三條第一項ニ規定スル抽籤ニ加ヘサルモノトス但シ二人以上アルトキハ其ノ者ノミニ付抽籤ヲ行ヒ徵集順序ヲ定ム

一 第四十一條第三項又ハ第四項ノ規定ニ該當スル者

二 第四十二條第二項又ハ第四十四條ノ規定ニ該當スル者

三 第四十六條第二項ノ規定ニ該當スル者

四 第四十七條ノ規定ニ該當スル者

五 第六十六條第一項ノ規定ニ該當スル者

六 第六十七條ノ規定ニ該當スル者

七 第七十四條ニ規定スル罪ヲ犯シ

刑ニ處セラレタル者

八 第七十六條ニ規定スル罪ヲ犯シ

除クノ外更ニ徵兵検査ヲ行フ
 一 現役中ノ者又ハ現役ヲ終リタル者
 二 補充兵ニシテ教育ノ爲召集中ノ者又ハ其ノ召集ヲ終リタル者
 三 第三十七條ノ規定ニ依リ兵役ヲ免除セラレタル者
 第五十二條 戶籍法ノ適用ヲ受ケサル者ニシテ徵兵適齡ヲ過キ戶籍法ノ適用ヲ受クル者ノ家ニ入りタル者ニ對シテハ徵集ヲ免除ス
 前項ノ規定ハ徵兵適齡ヲ過キ帝國ノ國籍ヲ取得シ又ハ回復シタル者ニ之ヲ準用ス
 第五十三條 第三十條 第三十六條、第三十九條第三項、第四十條第二項若ハ第三項、第四十一條第三項若ハ第四項、第四十二條第二項、第四十四條、第四十六條第二項、第四十七條、第五十一條第一項、第六十六條第一項又ハ第六十七條ノ規定ニ依リ徵兵検査ヲ受クヘキ者年齡第三十七年ヲ過キタルトキハ徵集ヲ免除ス

前項ノ年齡ハ第十七條第一項又ハ第二項ニ規定スル現役又ハ補充兵役ノ起算ノ日ニ於ケル年齡トス
 第四章 召集
 第五十四條 歸休兵、豫備兵、後備兵、補充兵又ハ國民兵ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應ジ之ヲ召集ス
 第五十五條 歸休兵ハ在營兵ノ補闕其ノ他必要アル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得
 服役第一年次ノ豫備兵ハ警備其ノ他ノ必要ニ因リ歸休兵ヲ召集スルモ尙兵員ヲ要スル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得
 第五十六條 豫備兵及後備兵ハ勤務演習ノ爲豫備役及後備兵役ヲ通シ五回以内之ヲ召集スルコトヲ得
 前項ニ規定スル召集ハ一年一回トシ一回ノ日數ハ陸軍ニ在リテハ三十五日以内海軍ニ在リテハ七十日以内トス
 海軍ニ在リテハ特別ノ必要アル場合ニ限リ前項ニ規定スル召集日數ヲ五

十日以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第一項ニ規定スル召集回數ヲ一回宛減スルモノトス
 第五十七條 第一補充兵ハ教育ノ爲百二十日以内之ヲ召集スルコトヲ得
 青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程ヲ修メタル者ニ對シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ召集ヲ爲サザルモノトス
 前項ニ規定スル課程ノ修得ノ程度及認定ニ關シテハ第十四條第二項ノ規定ヲ準用ス
 第五十八條 補充兵ニシテ軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル者ハ勤務演習ノ爲之ヲ召集スルコトヲ得
 第五十六條ノ規定ハ前項ニ規定スル召集ニ之ヲ準用ス
 第五十九條 勤務演習ニ召集セラレタル者召集中犯罪ノ爲又ハ正當ノ事由ナク勤務演習ヲ闕キタルトキハ其ノ關キタル日數又ハ回數ヲ勤務演習ノ日數又ハ回數ニ算入セス
 正當ノ事由ナク召集ノ期日ニ後レタ

ルトキ亦同シ
 前項ノ規定ハ教育ノ爲召集セラレタル者ニ之ヲ準用ス
 第六十條 歸休兵、豫備兵、後備兵及補充兵ニ對シテハ毎年一回簡閱點呼ヲ行フコトヲ得
 第六十一條 歸休兵、豫備兵、後備兵又ハ補充兵ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ勤務演習召集又ハ簡閱點呼ヲ免除スルコトヲ得
 一 餘人ヲ以テ代フヘカラサル職ニ在ル官吏又ハ官吏待遇者
 二 市町村長、助役、收入役、其ノ他之ニ準スヘキ職ニ在ル者
 三 帝國議會府縣會市町村會其ノ他之ニ準スヘキモノノ議員但シ其ノ會期中ニ限ル
 四 帝國外ノ地ニ旅行又ハ在留スル者
 五 帝國外ノ地ヲ往復スル帝國船舶ノ船員
 第六十二條 召集セラレタル者疾病其ノ他避クヘカラサル事故ニ因リ召集

ニ應ジ難キトキハ十日以内召集ヲ延期スルコトヲ得
 召集セラレタル者第三十九條第一項各號ノ一ニ該當シ召集期日ニ召集ニ應ジ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ召集ヲ延期セラレタル者其ノ延期期間内ニ召集ニ應ジ難キトキハ召集期日又ハ召集年次ヲ變更ス
 前二項ノ規定ハ簡閱點呼ニ參會ヲ命セラレタル者ニ之ヲ準用ス召集セラレタル者入營ノ際行フ身體検査ニ於テ疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ因リ勤務ニ堪ヘスト認ムル者ナルトキハ召集ヲ免除ス
 第六十三條 召集セラレタル者召集ニ因リ家族(戶主ヲ含ミ本人ト世帯ヲ同シクスル者ニ限ル)カ生活ヲ爲スコト能ハサルノ確證アル場合ニ於テハ召集ヲ免除ス但シ故意ニ其ノ事故ヲ作爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 第五章 雜則
 第六十四條 第一補充兵ニシテ第四十八條ノ規定ニ依リ現役兵ノ補闕ニ充

テラレ現役ニ服スルニ至リタル者ノ既服シタル第一補充兵役ノ期間ハ之ヲ現役ノ期間ニ通算ス
 第六十五條 第四十六條ノ規定ニ依リ後レテ入營シタル者又ハ第四十八條第一項ノ規定ニ依リ補闕トシテ後レテ入營シタル者ト雖其ノ在營期間ノ計算ニ關シテハ後レスシテ入營シタルモノト看做ス但シ犯罪ノ爲又ハ正當ノ事由ナク後レテ入營シタル者ハ此ノ限ニ在ラス
 前項ノ規定ハ第六十二條第一項ノ規定ニ依リ召集ヲ延期セラレタル者ニシテ其ノ延期期間ニ召集ニ應ジタル者ニ之ヲ準用ス
 第六十六條 志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニシテ兵籍ヨリ除カルルニ至リタル者勅令ノ定ムル期間服役セサル者ナルトキハ更ニ徵兵検査ヲ行フ
 前項ノ規定ニ依リ徵兵検査ヲ受ケタル者現役兵トシテ徵集セラレタル場合ニ於ケル現役期間ノ計算ハ勅令ノ

定ムル所ニ依ル

第六十七條 短期現役兵トシテ現役ヲ終リタル者年齢二十八年度迄ノ間ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ更ニ徵兵検査ヲ行フ此ノ場合ニ於テ現役兵トシテ徵集セラレタルトキハ前ノ現役期間ヲ後ノ現役期間ニ前ニ在營シタル期間ヲ後ニ在營スヘキ期間ニ通算セス

一 小學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ失ヒタルトキ

二 現役ヲ終リタル日ヨリ六月ヲ經過シタル日及其後ニ於テ小學校ノ教職ニ在ラサルトキ

前項ノ規定ハ短期現役兵トシテ現役中小學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ失ヒタル者ニ之ヲ適用ス

第六十八條 本法ニ規定スルモノノ外兵役ニ關シ必要ナル届出ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ爲サシムルコトヲ得

ヲ得

第六十九條 市町村長ハ兵役(第二國民兵役ヲ除ク)ニ在ル者ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ戶籍ノ欄外ニ兵役ノ略符號ヲ附スヘシ

戶籍法第三條ノ規定ハ前項ニ規定スル事務ニ之ヲ適用ス

第七十條 本法中本人ヨリ願出ヲ爲スヘキ場合ニ於テ本人事故アルトキハ戶主之ヲ爲スコトヲ得

第七十一條 本法中戶主ニ關スル規定ハ戶主未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ戶主ノ法定代理人ニ、戶主若ハキ又ハ避クヘカラサル事故アルトキハ家族中家事ヲ擔當スル者ニ之ヲ適用ス

第七十二條 本法中市長ニ關スル規定(六十一條ノ規定ヲ除ク)ハ區長ヲ以テ戶籍ニ關スル事務ヲ管掌スル者ト爲シタル市ニ在リテハ區長之ヲ適用ス

本法中町村長ニ關スル規定ハ町村長

ニ準スヘキ者ニ之ヲ適用ス

第七十三條 本法ニ規定スル學校中ニハ帝國外ノ地ニ在リテ帝國臣民ノ爲ニ設置シタル學校ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ指定シタルモノヲ包含ス

第六章 罰 則

第七十四條 兵役ヲ免ルル爲逃亡シ若ハ潛匿シ又ハ身體ヲ毀傷シ若ハ疾病ヲ作爲シ其ノ他詐僞ノ行爲ヲ爲シタル者ハ三月以下ノ懲役ニ處ス

第七十五條 現役兵トシテ入營スヘキ者正當ノ事由ナク入營ノ期日ニ後レ十日ヲ過キタルトキハ六月以下ノ禁錮ニ處シ戰時ニ在リテハ五日ヲ過キタルトキハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

前項ノ規定ハ志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレ服役スル者ニ之ヲ適用ス

第七十六條 正當ノ事由ナク徵兵検査ヲ受ケサル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十七條 第二十四條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲ササル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第七十八條 前四條ノ規定ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

附 則

本法ハ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス(昭一三年度改正ノ部分)

第五十七條ノ改正規定ハ昭和十二年以前ニ於テ第一補充兵役ニ編入セラレタル者ニ之ヲ適用セス

海軍志願兵令

(昭和二、一、三三〇) 勅令三三三〇

第一章 總 則

第一條 海軍志願兵トハ左ニ掲クル海軍兵ヲ謂フ

一 本令ニ依リ海軍兵ニ採用セラレ海軍兵籍ニ編入セラレタル者

二 兵役法又ハ兵役法施行令第七條第一項ノ規定ニ依リ徵集又ハ採用セラレタル海軍兵ニシテ本令ニ依リ再現役ニ入りタル者

第二條 志願兵ノ服スヘキ兵役ハ現

役、豫備役及後備兵役トス

第三條 第一條第一號ニ規定スル現役兵ノ兵籍ハ之ヲ志願兵徵募地ノ海軍志願兵徵募區ヲ管轄スル鎮守府ニ置キ第一條第二號ニ規定スル現役志願兵ノ兵籍ハ之ヲ再現役ヲ許可シタル鎮守府ニ置ク但シ海軍大臣ハ必要ニ應シ現役志願兵(歸休中ノ志願兵ヲ除ク)ノ兵籍ノ所在ヲ變更スルコトヲ得

歸休中ノ志願兵又ハ現役ヲ離レタル志願兵ノ兵籍ハ之ヲ其ノ本籍地ノ志願兵徵募區ヲ管轄スル鎮守府ニ置ク

第四條 志願兵ノ採否ノ決定、再現役ノ許否ノ決定、轉役及免役ノ處分ハ在籍鎮守府司令長官之ヲ行フ

第五條 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ服役スルコトヲ得ス

第六條 本令中地方長官ニ關スル規定ハ樺太ニ在リテハ樺太廳長官ニ、府縣ニ關スル規定ハ北海道又ハ樺太ニ在リテハ北海道廳又ハ樺太廳ニ、市

又ハ市長ニ關スル規定ハ東京市、京都市、大阪市、名古屋市、橫濱市又ハ神戸市ニ在リテハ區又ハ區長ニ、町村、町村長又ハ町村吏員ニ關スル規定ハ町村、町村長又ハ町村吏員ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

第二章 服 役

第七條 志願兵ノ現役ハ五年、豫備役ハ四年、後備兵役ハ五年トシ現役ヲ終リタル者ハ之ヲ豫備役ニ、豫備役ヲ終リタル者ハ之ヲ後備兵役ニ別ニ辭令ヲ用ヒス服セシム

後備兵役ヲ終リタル者ニシテ年齢四十歳未滿ノ者ハ之ヲ第一國民兵役ニ服セシム

第八條 現役期間ハ服役シタル月ノ一日ヨリ之ヲ起算ス

第九條 志願兵ノ現役年限年齢ハ三十五年トシ四十年ヲ以テ服役ノ終期トス

第十條 艦船部隊(要港部、學校、病院其ノ他之ニ準スヘキモノヲ含ム)ニ勤務ノ志願兵ハ各其ノ艦船部隊内

ニ居住セシムルヲ例トス

第十一條 現役志願兵ハ第七條ニ規定スル現役期間滿ツルモ引續キ數次再現役ヲ志願スルコトヲ得

兵役法又ハ兵役法施行令第七條第一項ノ規定ニ依リ徵集又ハ採用セラレタル現役兵ハ兵役法第五條ニ規定スル現役期間滿ツルモ引續キ數次再現役ヲ志願スルコトヲ得

再現役ハ二年ヲ一期トシ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可ス但シ二年以内ニ現役年限年滿ニ達スル者ハ其ノ年限年滿ニ達スル日迄ヲ一期トシ海軍特修兵令ニ依リ服役ノ義務ヲ有スル者ハ兵役法第五條又ハ本令第七條ニ規定スル現役期間滿ツル日ノ翌日ヨリ其ノ義務ノ終ル日迄ヲ一期トシ當然再現役ニ入りタルモノト看做ス

第十二條 再現役ヲ許可セラレタル兵再現役ニ入ル前六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ逃亡シタルトキハ其ノ許可ヲ無効トス

再現役ヲ許可セラレタル兵再現役中六年未滿ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ逃亡シタルトキハ再現役ノ許可ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フ但シ刑ノ執行豫豫セラレタルトキハ情狀ニ依リ其ノ效力ヲ失ハシメサルコトヲ得

第十三條 再現兵中ノ志願兵軍紀ヲ紊リ又ハ品行不正ニシテ下士官ニ任用ノ見込ナシト認ムルトキハ再現役ヲ免シ豫備役ニ服セシムルコトヲ得

第十四條 志願兵現役年限年滿ニ達シ又ハ服役期間滿ツト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ服役期間ヲ延長スルコトヲ得

一 戰時又ハ事變ニ際スルトキ
二 出師ノ準備又ハ守備若ハ警備ノ爲必要アルトキ

三 航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ナルトキ

四 重要ナル演習又ハ特別ニ觀艦式アルトキ

五 天災其ノ他避クヘカラサル事故

ニ因リ已ムヲ得サルトキ

前項ノ規定ニ依リ延長シタル期間ハ次ノ服役期間ニ之ヲ通算ス
第一項ノ規定ニ依リ服役期間ノ延長及其ノ解止ニ關シテハ海軍大臣臨時之ヲ定ム但シ航海中又ハ外國ニ於テ勤務中ノ者ノ服役期間ノ延長及其ノ解止ハ鎮守府司令長官之ヲ爲スコトヲ得

時機切迫シ海軍大臣又ハ鎮守府司令長官ノ命ヲ待テ難キ場合ニ於テハ艦隊司令長官、艦隊司令官、鎮守府司令長官、要港部司令官、特命司令官又ハ分遣艦船部隊指揮官ハ其ノ部下ノ者ニ對シ必要ノ期間ヲ限リ服役期間ノ延長ヲ專行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ事實ヲ具シ速ニ海軍大臣ニ報告スヘシ

第十五條 後備兵役ノ志願兵ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ召集ヲ令セラレタル者應召ノ日ニ於テ後備兵役ノ期間ヲ過クルニ至ルヘキトキハ前條ニ規定スル命又ハ召集解除ノ命アル迄其

ノ服役期間ヲ延長ス

第十六條 左ニ掲クル期間ハ之ヲ現役期間ニ算入セス

一 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行ヲ受ケタル日數
二 逃亡中ノ日數

第十七條 現役志願兵ニシテ海軍兵學校、海軍機關學校又ハ海軍經理學校ノ生徒ニ採用セラレタル者ハ其ノ入校ノ日ヲ以テ其ノ身分及服役ヲ免ス前項ノ規定ニ該當スル者生徒ヲ免セラレタルトキハ前ニ免セラレタル身分ニ復シ前ノ服役ヲ繼續セシム

第十七條ノ二 豫備役又ハ後備役ノ志願兵ニシテ海軍豫備員ニ任用セラレタル者ハ其ノ任用ノ日ヲ以テ其ノ身分及服務ヲ免ス

第十八條 志願兵現役ニ服シタル期間二年以上ニシテ刑ニ處セラレ又ハ懲罰處分ヲ受ケ改悛ノ狀ナキトキハ其ノ現役ヲ免シ之ヲ豫備役ニ服セシムルコトヲ得

第十九條 現役志願兵戰地ニ臨ミ、沈

没シタル艦船中ニ在リ又ハ其ノ他死亡ノ原因タルヘキ危難ニ遭遇シ戰爭止ミタル後、艦船ノ沈没シタル後又ハ其ノ他ノ危難ノ去リタル後三年ヲ經過スルモ尙所在不明ナルトキハ其ノ現役ヲ免シ之ヲ豫備役ニ服セシムルコトヲ得

第二十條 掌電信兵又ハ掌航空兵タルコトヲ志願シテ水兵又ハ航空兵ニ採用セラレタル者ニシテ當該特修兵タルノ見込ナキモノハ入團又ハ入隊後其ノ特修兵ト爲ル迄ノ間ニ於テ志願兵ヲ免ス但シ服役シタル期間二年以上ノ者ハ之ヲ豫備役ニ服セシム

軍樂兵ニシテ技術發達ノ見込ナキ者ハ入團後二月以内ニ志願兵ヲ免ス前二項ノ規定ニ該當スル者アルトキハ本人ノ志願ニ依リ他ノ科ニ轉セシムルコトヲ得

第二十一條 鎮守府司令長官ハ志願兵ニシテ一年以内ニ現役滿期ト爲ル者アルトキハ之ニ歸休ヲ命スルコトヲ得

歸休ヲ命セラルル志願兵ニ關シテハ海軍大臣上裁ヲ經テ之ヲ定ム

第二十二條 兵役法第二十條、第二十一條第一項及兵役法施行令第三十八條ノ規定ハ志願兵ノ服役ニ之ヲ準用ス

第二十三條 第二十條又ハ前條ノ規定ニ依リ現役ヨリ豫備役ニ轉シタル志願兵ノ豫備役期間ハ前ニ服シタル期間ヲ通算シ九年ニ滿ツル日迄トス

第三章 徵募

第二十四條 戶籍法ノ適用ヲ受クル者ニシテ海軍ニ服役スルコトヲ志願スル者ハ別ニ定ムル者ヲ除クノ外銓衡ノ上之ヲ海軍志願兵ニ採用ス

第二十五條 海軍志願兵トシテ徵募スヘキ海軍兵ノ兵種左ノ如シ

- 一 水兵
- 二 航空兵
- 三 機關兵
- 四 看護兵
- 六 主計兵

第二十六條 志願兵ノ徵募ハ採用ノ年

ノ十二月一日ニ於テ年齢十五年以上二十一年未滿ノ者ニ就キ之ヲ行フ各兵種ノ徵募年齢ニ關シテハ前項ニ規定スル年齢ノ範圍内ニ於テ海軍大臣之ヲ定ム

第二十七條 左ニ掲クル者ハ志願兵ノ徵募ニ應スルコトヲ得ス

- 一 陸軍ノ豫備役、後備兵役及第一國民兵役ニ在ル者並ニ軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル第一補充兵
- 二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者又ハ刑法第百八十五條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者
- 三 刑事被告人

第二十八條 左ニ掲クル者ハ之ヲ志願兵ニ採用スルコトヲ得ス

- 一 身體完全ナラサル者
- 二 志操確實ナラサル者
- 三 品行方正ナラサル者
- 四 略高等小學校卒業程度以上ノ學力ナキ者
- 五 試験検査ニ合格セサル者
- 六 前各號ニ掲クル者ノ外將來下士

官ニ適セスト認ムル者

第二十九條 志願兵ハ各鎮守府別ニ徵募シ採用ノ上ハ之ヲ所轄鎮守府ノ海兵團ニ入團セシム但飛行豫科練習生タルコトヲ志願スル航空兵ハ之ヲ横須賀海軍航空隊ニ、軍樂兵ハ之ヲ横須賀海兵團ニ入隊又ハ入團セシム

第三十條 海軍大臣ハ志願兵徵募ノ爲海軍志願兵徵募區(以下之ヲ徵募區ト稱ス)ヲ定メ鎮守府ヲシテ之ヲ管セシム徵募區ハ必要ニ應ジ之ヲ検査區ニ分ツ徵募検査施行ノ爲検査區毎ニ概ネ一検査所ヲ設ク但シ數検査區ヲ併セ一検査所ヲ設クルコトヲ得

第三十一條 海軍大臣ハ鎮守府司令長官及地方長官ヲシテ志願兵ノ徵募ヲ掌理セシム

第三十二條 鎮守府司令長官ハ部下ノ將校中ヨリ海軍志願兵徵募官ヲ、部下ノ軍醫科士官中ヨリ海軍志願兵徵募軍醫官ヲ命ス

府縣ノ兵事ニ關スル事務ヲ分掌スル書記官又ハ地方事務官(以下之ヲ兵

事官ト稱ス)、支應長及市長ハ海軍志願兵徵募官トス

海軍志願兵徵募官タル海軍將校ヲ海軍徵募官、海軍志願兵徵募軍醫官タル海軍軍醫科士官ヲ海軍徵募軍醫官、兵事官支應長及市長ヲ地方徵募官ト稱ス

海軍志願兵徵募官ハ海軍徵募官ヲ首座トス

海軍徵募軍醫官ハ其ノ服務ニ關シテハ海軍徵募官ノ命ヲ承ク

第三十三條 鎮守府司令長官及地方長官ハ左ノ區分ニ從ヒ海軍徵募官及地方徵募官ヲシテ徵募ノ事務ヲ執行セシム

- 一 支應長ノ管轄區域以外及市外ノ區域ニ在リテハ海軍徵募官及兵事官
- 二 支應長ノ管轄區域ニ在リテハ海軍徵募官及支應長
- 三 市ニ在リテハ海軍徵募官及市長

地方徵募官事故アルトキハ兵事官ニ在リテハ地方長官ノ指名スル其

ノ部下ノ官吏、支應長又ハ市長ニ在リテハ其ノ職務ヲ代理スル者地方徵募官ノ職務ヲ代理ス

第三十四條 海軍徵募官ハ徵募検査ノ事務ヲ執行シ合格者ノ決定ニ任ス

徵募軍醫官ハ身體検査ヲ掌リ體格等位ノ決定ニ任ス

地方徵募官ハ徵募検査ノ事務ヲ執行シ徵募検査ヲ受クル者ノ身上ニ關スル調査ニ任ス

町村長ハ検査所ニ出席シ海軍志願兵徵募官ノ諮問ニ應スヘシ

第三十五條 地方長官ハ検査所ヲ開設スル地ノ市町村長ヲシテ豫メ徵募検査ニ關スル準備ヲ爲サシムヘシ

地方長官ハ徵募検査ニ際シ必要アル場合ニ於テハ市町村長ニ命シ當該市町村ノ吏員ヲシテ徵募事務ヲ補助セシムルコトヲ得

第三十六條 海軍大臣ハ毎年採用スヘキ志願兵ノ兵種別員數ヲ定メ之ヲ鎮守府司令長官ニ告達ス

鎮守府司令長官ハ前項ノ規定ニ依ル

告達ニ基キ府縣別志願者割當員數ヲ定メ之ヲ地方長官ニ通知ス

第三十七條 地方長官ハ前項第二項ノ規定ニ依ル通知ニ基キ市町村長ヲシテ其ノ管内ニ現住シ志願兵タルコトヲ志願スル者ニ付第二十四條及第二十七條ニ規定スル資格ヲ審査シ且第二十八條各號ノ一ニ該當セスト認ムル者ノ兵種別員數ヲ報告セシムヘシ

地方長官ハ前項ノ規定ニ依ル報告ヲ總括シ之ヲ鎮守府司令長官ニ通知スヘシ

第三十八條 志願兵ノ入團又ハ入隊期日ハ六月一日トス但シ海軍大臣ハ必要アル場合ニ於テハ之ヲ變更スルコトヲ得

第三十九條 鎮守府司令長官ハ志願兵入團ノ際現役ニ堪ヘサル者ナルトキ又ハ志願兵トシテノ適性ニ乏シキ者ナルトキハ其ノ採用ヲ取消シ歸郷セシム

鎮守府司令長官ハ志願兵入團又ハ入隊ニ際シ疾病其ノ他避クベカラザル

事故ニ因リ入團又ハ入隊シ難キ者ナルトキハ二十日以内其ノ入團又ハ入隊ヲ延期スルコトヲ得

第四十條 鎮守府司令長官ハ志願兵入團又ハ入隊期日後二月以内ニ關員ヲ生シタルトキハ其ノ補闕ノ爲更ニ志願兵ノ採用ヲ爲スコトヲ得

第四十一條 海軍大臣ハ鎮守府ノ所管徵募區内ニ於テ要員ヲ採用スルコト能ハサルトキハ他ノ鎮守府ノ所管徵募區ヨリ之ヲ補充セシムルコトヲ得

第四十二條 検査所ノ諸費、志願兵入團又ハ入隊ノ旅費及附添ノ官吏吏員ノ旅費ハ之ヲ官給トシ志願兵ヲ志願スル者ノ検査所ニ於テ検査ヲ受クル爲ノ旅費ハ之ヲ自辨トス

第四章 召 集

第四十三條 歸休中ノ志願兵又ハ豫備役、後備兵役若ハ第一國民兵役ノ志願兵ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要ニ應シ之ヲ召集ス

第四十四條 歸休中ノ志願兵又ハ豫備役若ハ後備兵役ノ志願兵ハ演習ノ爲

之ヲ召集スルコトヲ得

第四十五條 歸休中ノ志願兵ハ臨時補充ノ爲其ノ他必要アル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得

服役第一年次ノ豫備役ノ志願兵ハ警備其ノ他ノ必要ニ因リ歸休中ノ志願兵ヲ召集スルモ尙兵員ヲ要スル場合ニ之ヲ召集スルコトヲ得

第四十六條 兵役法第六十條乃至第六十三條並ニ兵役法施行令第四章(第一百九條乃至第二百一十一條及第三百十四條ヲ除ク)ノ規定ハ本令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外志願兵ノ召集又ハ簡閱點呼ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ昭和二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前志願兵ニ採用セラレタル者ノ服役ノ種類及期間ハ仍従前ノ例ニ依ル
昭和四年度迄ニ入團セシムヘキ志願兵ノ採用ニ付テハ第二十八條第四號ノ規定ハ之ヲ適用セス其ノ學力ハ尋常小學

校卒業程度ヲ以テ足ル

本令施行前再服役ヲ許可セラレ又ハ海軍特修兵令第一條ノ規定ニ依ル特別技術ヲ修ムルコトヲ命セラレ本令施行後志願兵ト爲リタル者ノ服役ノ種類及期間ハ仍従前ノ例ニ依ル

兵役の區分及用途

兵役の區分 兵役は之を常備兵役(現役及豫備役)、後備兵役、補充兵役(第一及第二補充兵役)、國民兵役(第一及第二國民兵役)に分つ。

兵役の用途 現役兵は軍隊に入つて教育を受け、戰時部隊の骨幹と成り、豫後備兵は戰時の要員たるべきものである。但安寧秩序を維持し、若しくは最も迅速を要する出兵等の爲には現役兵のみを以て出征することがある。

第一補充兵は現役兵に缺員を生じた場合之が補缺を爲し、又必要に際し之を召集して所要の教育訓練を施し以て戰時の要員に充て、第二補充兵及國民兵は戰時若し事變に際し、必要に應じ

之を召集して戰時の要員に充てられる。

服 役

服役の區分及年

現役(陸軍二年、海軍三年)。現役兵として徵集せられた者之に服す。但海軍下士官六年、志願兵は四年。豫備役(陸軍五年四月、海軍四年)。現役を終つた者之に服す。

後備役(陸軍十年、海軍五年)。常備兵役を終つた者之に服す。海軍下士官は三年。

第一補充兵役(陸軍十二年四月、海軍一年)。現役に適する者で其年の所要の現役兵員に超過する人員の中所要の人員之に服す。

第二補充兵役(同右但し海軍の第一補充を終つた者は十一年四月)。第一補充兵役に徵集せられない者之に服す。

第一國民兵役(年齢四十年迄)。後備兵役を終つた者軍隊に於て教育を受

けた補充兵で補充兵役を終つた者之に服す。

第二國民兵役(年齢十七年より四十年迄)。戶籍法の適用を受くる者で他の兵役に在らざる者之に服す。

服役の特例

國民の兵役義務負擔は平等均一でなければならぬが、經濟、教育、家事上等の關係に依り服役上特例を設けてある。

一 在營期間の短縮 凡て現役兵は現役中之を在營せしむるを本則とするも、特別の者に對しては次の通り在營期間を短縮せられる。此の場合に於ては現役期間に未入營期間又は歸休期間を置く。猶特に必要のあるときは其外に概ね三月以内の未入營期間を置かれることがある。此の場合其の期間以内現役期間が延長せられる。そして延長した期間は豫備役期間に通算せられる。
未入營期間とは現役に就き未だ入營せざる期間、歸休期間とは在營を了

り尙現役に在る期間を謂ふ。

1 在營期間の短縮は主務大臣に於て軍事上妨げなしと認むるときに限り之を行ふ其の短縮する期間は概ね四十日。

2 短期間に教育可能の兵種の在營期間は輜重兵特務兵概ね二月、但し自動車の運轉に従事すべき者にありては概ね四月、補助衛生兵三月。

3 兵役法第十四條の規定により在營期間を短縮する者に關しては別に定めらる。

二 服役延期 左の各號の一に該當するときは服役の期間を延長せられることがある。

- 1 戰時又は事變に際するとき
- 2 出師の準備又は守備若しくは警備の爲必要あるとき
- 3 航海中又は外國に於て勤務中なるとき
- 4 重要な演習又は特別に觀兵の舉あるとき

三 特殊の轉役及免除

1 貧困に因る現役免除 在營中本人に依るに在らざれば家族が生活を爲すこと能はざるに至つたときは、現役を免除し第二補充兵役に服することになる。但軍事扶助法に依り救護し得る者を除く。

2 疾病其他身體の故障に因る轉役及兵役免除、現役兵、豫備兵、後備兵又は補充兵で疾病其他身體又は精神の異常に依り當該兵役に服し難い者は他の兵役に轉せしめ、兵役に堪へない者は兵役を免除する。

四 短期現役兵 年齢二十五年迄に師範學校を卒業した者(小學校の教職に就く資格を失つた者を除く)の現役は五月(但し師範學校の教練を修了しない者は七月)。而して現役中之を短期現役兵と稱し現役を終つたときは直に第一國民兵役に入る。

短期現役兵は軍事上の必要に依り(本人の希望を斟酌す)陸軍又は海軍に於て服役させ、陸軍に於ては歩兵科に屬し、入營後概ね二月の後一等兵、概ね四月の後上等兵を命ぜられ、現役満期の際伍長に任ぜられる。

海軍に在りては兵科に屬し、入營後概ね一月半の後三等水兵、概ね三月の後二等水兵、四月半の後一等水兵を命じ、現役満期の際三等兵曹に任ぜられる。短期現役兵として現役を終つた者年齢二十八迄に小學校の教職に就く資格を失つたとき、並現役を終つた日より六月を經過したる日、又は其後に於て小學校の教職に就いてゐない時は更に徴兵検査を受けなければならぬ。

將校の服役

現役 特別の者の外現役年限に滿つる日迄。

後備役 現役年限年齢に滿つる年の翌年三月三十一日迄。

海軍士官は現役年限年齢に滿つる日

迄。特務士官亦同し。

後備役 現役年限年齢に滿つる年から起算して六年目の三月三十一日迄。海軍士官は現役年限年齢に滿つる日の翌日より起算し五年間とす。特務士官亦同し。

幹部候補生又は操縦候補生出身豫備役將校の豫備役期間終期は年齢四十五年に滿つる年の翌年三月三十一日、後備役は豫備役満了の年から五年目の三月三十一日迄。

准士官の服役

現役 准士官は特別の者の外現役年限年齢に滿つる日迄服役する。年齢左の如し。

- 一 歩、騎、砲、工、航空及輜重兵科の准尉四十年。
- 二 其の他の准士官 四十八年。
- 三 海軍の准士官 四十八年。

後備役及後備役

「一」に該當する者各豫備役期間の終期は現役年限年齢に滿つる年より起算し六年目の三月三十一日、後備役

期間の終期は現役年限年齢に達する年より起算し十一年目の三月三十一日。

「二」に該當する者の豫備役期間の終期は現役年限年齢に滿つる年の翌年三月三十一日、後備役期間の終期は現役年限年齢に滿つる年より起算し六年目の三月三十一日。

特別志願將校

服務期間は補職の日より起算して二年。爾後再服務を志願するときは幹部候補生又は一年志願兵出身者は年齢四十二年(大學令に依る大學學部卒業者は四十四年、技術將校たるべき各兵科將校及各部將校は四十七年)。准士官より將校と爲りたる者又は將校となる見込の者、年齢四十年(憲兵科の者、技術に従事する將校及各部の者は四十四年)。其の他の者は年齢五十三年に滿つる日迄毎回一年を限度として數次之を許可せられる。

軍醫候補生より見習醫官を命ぜられ次に衛生部將校に任ぜられた者の服役

現役期間は任官の日より起算し二年とし、其の現役期間に滿つる日の翌日より豫備役となる但し引續き現役に服することを志願する者あるときは陸軍大臣之を許可することが出来る。而して爾後の服役は前者に在りては幹部候補生より豫備役將校となつた者の服役に同じく、後者に在りては陸軍武官服役令に依る。

海軍軍醫科、藥劑科、主計科、造船科、造船機科、造兵科、士官(但し造船機、造兵生徒となり特定の學校にて學課を修め卒業したる者を除く)に限り任用前本人の願により、其の現役期間を二年に短縮することが出来、又期限後引續き現役を志願することを得。

武官實役停年 武官の進級は一定の實役停年を超えた者につき、順次級を逐

ふて歴進せしめらる。其進級に必要な各官の實役停年は左の如し。但し戰時事變に在つては各官の實役停年は半減され、特別部隊に服する場合亦加算に依て其停年を短縮される。

陸軍 中將四年、少將三年、大中少佐各二年、大尉四年、中尉二年、少尉一年。

海軍 少將三年、大中少佐各二年、大尉四年、中尉一年六月、特務中尉三年、少尉一年、特務少尉二年、一等下士官二年四月、二三等下士官各一年四月。

武官現役年限

- 陸軍 大將(元帥を除く)六十五歳。△中將六十二歳。△各部中將六十二歳。△各部少將六十歳。△少將五十八歳。△各部大佐五十六歳。△大佐五十五歳。△各部中佐五十四歳。△中佐五十三歳。△各部少佐五十二歳。△少佐五十歳。△各部大尉五十歳。△大尉四十八歳。△各部中尉四十七歳。△中尉四十五歳。但し當分の内各

兵科大尉は五十歳、主計大尉は五十二歳。中少尉は四十六歳。軍樂部中少尉は、五十二歳とす。

海軍 大將(元帥を除く)六十五歳。△中將同相當官六十二歳。△少將相當官六十歳。△少將五十八歳。△大佐相當官五十六歳。△大佐、機關大佐、各科特務大尉五十四歳。△中佐相當官、各科特務中尉五十二歳。△中佐、機關中佐、特務少尉五十歳。△少佐相當官四十九歳。△准士官四十八歳。△少佐、機關少佐、大尉相當官四十七歳。△大尉、機關大尉四十五歳。△中少尉相當官四十二歳。△中少尉、機關中少尉四十歳。△特務士官より任用された佐官(各科大佐を除く)は特務大尉の例に依り、下士官にあつては四十歳。各科特務大尉は當分五十四年、同中少尉五十年。

下士官の服役

- 一 下士官は現役豫備役及後備役とす
- 二 下士官の現役期限
 - 1 憲兵科の下士官は轉科前の服役

- 年月を推算して六月。
- 2 歩、騎、砲、工、航空及輜重兵科の下士官砲工兵技術、經理部及衛生部の下士官は前服役年月を推算して四年
- 3 砲、工、技術下士官は任官年の十二月から起算して三年
- 4 獸醫部下士官は前服役年月を推算して五年
- 5 軍樂部の下士官は軍樂上等兵を命ぜられた年の十二月から起算して五年
- 6 豫備役後備役の下士官で再び現役に服した者並に歸休又は豫備役後備役の上等兵及之と同等級の兵で現役下士官となつた者は再び現役に服した年又は現役下士官と成つた年の十二月から起算して二年
- 三 下士官の現役定限年齢は左の通りである。
 - 1 歩、騎、砲、工、航空及輜重兵科の隊附下士官砲工兵技術、四十年
 - 2 其の他の下士官 四十五年

- 四 下士官にして現役期間満了した後再び現役を希望する者は、現役定限年齢に満つる日まで數次再服期を志願することが出来る。
- 五 下士官の豫備役期間の終期は任官の年から起算して九年目の三月三十一日である。但し航空兵科下士官特別補充に依る者の豫備役の終期は年齢三十五年に満つる年の翌年三月三十一日である。
- 六 下士官の後備役期間の終期は前の豫備役期間満了の年から起算して十一年目の三月三十一日とす。前の但し書のある者の後備役の終期は年齢四十八年に満つる年の翌年三月三十一日である。
- 七 下士官にしてその服役を終つた者で年齢四十年未満の者は年齢四十年に満つる日迄引續き第一國民兵役に服し、年齢四十年以上四十五年未満の者は其の翌日を以て服役を免ぜられる。又下士官にして服役中年齡四十五年に達する者は服役の期間に拘

- らず四十五年に達する年の三月三十一日を以て服役を免ぜられる。
- 八 幹部候補生より下士官に任ぜられたる者の豫備役及後備兵現役兵として徴收せられた時に於る現役の起算日より起算して豫備役は七年四月、後備役は十七年四月に満つる日迄とす。
- 但航空免狀(自由氣球操縦士免狀を除く)を有する年齢二十五歳未満の者にして、志願して豫備役及後備役の航空兵科下士官と爲りたる者及操縦候補生出身下士官の豫備役期間の終期は、年齢三十五年に満つる年の翌年三月三十一日、後備役期間の終期は年齢四十八年に満つる年の翌年三月三十一日とす。
- 九 海軍下士官は現役期間六年に満つるも、引續き數次再現役を志願することを得、但再現役は一期を二年とす。特修兵令に依り、服役義務を有する者は六年の現役期間終了翌日より規定の義務年數を再現役として服

- 現役下士官定限年齢は四十年とし、豫備役四年、後備役三年とす。後備役終了日に於て年齢四十年未満の者は四十年に満つる日迄、第一國民兵役に服す。
- 兵の服役
 - 一 服役、常備兵役(現役、豫備役)後備兵役、補充兵役(第一補充兵役、第二補充兵役)國民兵役(第一國民兵役、第二國民兵役)に分つ。
 - 二 兵(憲兵及軍樂部を除く)の現役期間は二年である。其の現役期間は徵集年の十二月一日から起算する。尤も二期入營部隊の後期入營兵は入營の月の一日から起算する。
 - 三 豫備役兵(憲兵科及軍樂部を除く)の服役期間は現役終了後五年四月。
 - 四 後備役兵(憲兵科及軍樂部を除く)の服役期間は豫備役終了後十年。
 - 五 補充兵役の服役期間は徵集年の十二月一日から起算して第一補充兵役

- 第二補充兵役共に十二年四月。
- 六 第一國民兵役は後備役を終つた者及び軍隊に於て教育を受けた補充兵で其の役を終つた者並常備後備の役を免ぜられた者が滿四十歳迄に服する。
- 第二國民兵役は滿十七歳から滿四十歳迄の男子で常備兵役、後備兵役、補充兵役及第一國民兵役でない者が之に服する。
- 七 憲兵上等兵及軍樂上等兵の服役期間
 - 1 現役 憲兵上等兵は前の服役期間を通じて四年、軍樂上等兵は之を命ぜられた年の十二月一日から起算して五年。
 - 2 豫備役 現役の期間を合して七年四月に満つる日迄。
 - 3 後備兵役 前の服役を通じて十年四月に満つる日迄。
- 八 下士官兵の服役期間が満ちた者でも戰時又は事變其の他必要の場合には服役を延長せられる。延長せられ

- た期間は次に服すべき兵役の期間に之を推算する。
- 九 現役兵で入營前又は入營後六年未満の徵役若しくは禁錮の刑に處せられた者の在營中刑の執行を受けた日數及在營中逃亡したる者の逃亡中の日數は現役期間に算入せられぬ。
- 十 六年の懲役若しくは禁錮以上の刑に處せられた者は兵役に服することが出来ぬ故兵籍から除かれる。
- 海軍豫備員の服役
 - 海軍豫備員の服役定限年齢は各科豫備大、中佐五十五、同少佐五十三、同大尉五十、同中、少尉四十五、豫備准士官五十、同下士官四十五、豫備兵四十年とす。豫備准士官より任用せられた豫備尉官の服役定限年齢は豫備准士官の例による。
- 支那事變ニ關シ陸軍軍人ノ服役又ハ在營延期ニ關スル件
 - (昭和一二、九、二八) 陸省令四一號
- 第一條 動員部隊又ハ事變地ニ在ル部

隊ニ屬スル現役、豫備役又ハ後備役ノ將校、准士官、見習士官及下士官、現役兵（短期現役兵ヲ除ク以下之ニ同ジ）、豫備兵、後備兵並ニ第一補充兵ニシテ服務期間ニ滿ツル者ハ其ノ服役ヲ延期ス特別志願將校ニシテ其ノ服務期間ヲ滿了スル者ニ付亦同ジ

第二條 動員部隊又ハ事變地ニ在ル部隊ニ屬スル現役兵ニシテ在營期間ニ滿ツル者ハ其ノ在營ヲ延期ス

第三條 前二條ノ規定ニ依リ服役、職務又ハ在營ヲ延期セラレタル者ニ付テハ左ノ區分ニ依リ其ノ延期ヲ解止ス但シ昭和十四年三月三十一日迄ノ間ニ於テ第三號ノ規定ニ依リ其ノ延期ヲ解止セラルル者ニシテ其ノ解止ニ因リ後備役後備兵役又ハ第一補充兵役ヲ滿了スベキモノニ付テハ第四條ノ規定ヲ準用ス

一 現役ノ將校、准士官及下士官ハ轉役ヲ命ジタル日

二 特別志願將校ハ其ノ服務ヲ免ジタル日

三 召集中ノ者ハ召集解除ノ日

四 現役兵ハ除隊ノ日

第四條 第一條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル將校、准士官、下士官及兵ニシテ昭和十三年ニ於テ豫備役、後備兵役又ハ第一補充兵役ヲ滿了スベキ者ノ當該服役ハ之ヲ一年延期ス

退役ノ將校若ハ准士官、第一國民兵役ニ在ル下士官又ハ元下士官ノ陸軍部隊編入ニ關スル件

(昭和一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇)

第一條 陸軍ノ退役ノ將校若ハ准士官又ハ第一國民兵役ニ在ル下士官ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ陸軍部隊編入ヲ志願スルモノハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ銓衡ノ上之ヲ適宜ノ部隊ニ編入シ後備役ニ服セシムルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル後備役ノ服役期間ハ陸軍武官服役令第九條、第十二條、第十三條、第二十五條乃至第二十五條ノ三、第二十九條及附則第三項ノ

規定ニ拘ラズ部隊ニ編入セラレタル日ヨリ其ノ編入ヲ解除セラレタル日迄トシ其ノ身分取扱ハ召集中ノ者ニ同ジ

第二條 陸軍ノ元下士官ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ陸軍部隊編入ヲ志願スルモノハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ銓衡ノ上之ヲ適宜ノ部隊ニ編入スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前官等ノ後備役ノ下士官ニ任ゼラレタルモノトス

前項ノ下士官ノ後備役ノ服役期間及身分取扱ニ付テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

志願手續 願書に履歷書及在職陸軍部隊將校又は醫師の健康診斷書を添へ佐、尉官（除憲兵科）は本籍地陸軍司令部官を經由し師團長に、憲兵科の佐、尉官は本籍地所管の憲兵隊長經由憲兵司令官に、准士官及元下士官は本籍地陸軍司令部官（憲兵科の者及憲兵科出身の者は本籍地所管の憲兵隊長）に願出づべし、但し願書類は正副二通を要す。

兵役ノ職務ナカリシ者等ニシテ支那事變ニ於テ陸軍部隊ニ編入セラレタルモノノ身分取扱ニ關スル法律

(昭和一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇)

支那事變ニ於テ陸軍部隊ニ編入セラレ召集軍人トシテ取扱ヲ受ケタル者ニシテ其ノ部隊編入ノ際兵役ノ義務ナカ

(用紙美濃白紙)

昭和十二年勅令第七百二十六號第一條（第二條）ノ規定ニ依リ陸軍部隊編入願

一 官等、位、勳、功、爵氏名（元有シタル官等ハ之ヲ朱書スベシ）

二 生年月日

三 本籍地

四 現住（在留）地

五 職業

六 特異及特有ノ技能

昭和十二年勅令第七百二十六號第一條（第二條）ノ規定ニ依リ陸軍部隊編入志願ニ付御許可相成度別紙履歷書及陸軍醫務將校（醫師）ノ健康診斷書相添へ及願出候也

年 月 日

本人氏 名 印

何師團長（何師團區司令官） 殿

何憲兵司令官（何憲兵隊長） 殿

リシモノ又ハ國民兵役ニ在リタルモノハ其ノ編入セラレタル間勅令ノ定ムル所ニ依リ陸軍ノ豫備役、後備兵役又ハ補充兵役ニ服セシメラレタルモノトス

昭和十三年法律第三十號ニ依リ陸軍ノ兵役ニ服セシメラレタル者ノ服役等ニ關スル件

(昭和一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇)

第一條 昭和十三年法律第三十號ニ依リ陸軍ノ兵役ニ服セシメラレタル者ハ其ノ陸軍ノ部隊ニ編入セラレタル間左ノ各號ノ規定ニ依リ服役セシメラレタルモノトス

一 陸軍ノ元將校、元准士官又ハ元下士官ニシテ前官等ノ召集武官トシテ取扱ヲ受ケタルモノハ其ノ部隊編入ノ日ニ於テ前官等ノ後備役ノ武官ニ任セラレタルモノトス前項ノ規定ニ依リ武官ニ任ゼラレタル者ハ其ノ部隊編入ヲ解除セラレタル日ニ於テ之ヲ免セラレタルモノトス

二 陸軍ノ退役ノ將校若ハ准士官又ハ其ノ部隊編入ノ際第一國民兵役ニ在リタル陸軍ノ下士官ハ後備役ニ服セシメラレタルモノトス

三 前二號ノ規定ニ該當スル以外ノ者ハ左ノ區分ニ依リ服役セシメラレタルモノトス

(イ) 第一補充兵トシテ取扱ヲ受ケタル者ハ第一補充兵役

(ロ) 第二補充兵トシテ取扱ヲ受ケタル者ハ第二補充兵役

(ハ) 其ノ他ノ者ハ後備兵役

前項ニ規定スル者ニシテ前二陸軍兵ノ等級ヲ有シタルモノハ其ノ部隊編入ノ日ニ於テ前等級ト同等級ノ兵ヲ命セラレタルモノトス

第二條 前條ニ規定スル者ノ陸軍ノ部隊ニ編入セラレタル間ニ於ケル身分取扱ハ召集中ノ者ニ同ジ

陸軍特別志願兵令抄

(昭和一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇)

勅 令 九 五

第一條 戶籍法ノ適用ヲ受ケザル年齢十七年以上

ノ帝國臣民タル男子ニシテ陸軍ノ兵役ニ服スルコトヲ志願スルモノハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ銜ノ上之ヲ現役又ハ第一補充兵役ニ編入スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ現役又ハ第一補充兵役ニ編入セラレタル者ノ兵役ニ關シテハ陸軍大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外兵役法ノ定ムル所ニ依リ現役兵又ハ第一補充兵トシテ徵集セラレタル者ノ兵役ニ同ジ

第一項ニ規定スル年齢ハ志願ノ年ノ十二月一日ニ於ケル年齢トス

第三條 補充兵役若ハ國民兵役ニ在ル者又ハ兵役ヲ終リタル者ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ陸軍部隊編入ヲ志願スル者ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ銜ノ上之ヲ適宜ノ部隊ニ編入スルコトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依リ陸軍部隊ニ編入セラレタル者ハ第一國民兵役ニ在ル者又ハ兵役ヲ終リタル際豫備兵、後備兵若ハ第一國民兵タリシ者ニ在リテハ後備兵役ニ、其ノ他ノ者ニ在リテハ第一補充兵役ニ服セシメ兵役ヲ終リタル者ニシテ前ニ兵ノ階級ヲ有シタルモノニ對シテハ陸軍部隊ニ編入ノ際之ニ前ニ有シタル兵ノ階級ヲ與フ前項ノ規定ニ依リ服役期間ハ部隊ニ編入セラレタル日ヨリ其ノ編入ヲ解除セラレタル日迄トシ其ノ身分取扱ハ召集中ノ者ニ同ジ

徵集

身體検査の爲師管に師管徵兵醫官(師團軍醫部長)、聯隊區に聯隊區徵兵醫官、同副醫官を置く。

徵兵區 陸軍管區表に依り師管及聯隊區に分ち、徵兵區は更に徵募區に區分し必要あるときは徵募區を更に検査區に分つ、而して歩兵隊の兵員は聯隊毎に其の師管の一聯隊區より、他の兵員は其の師管の各聯隊區より之を徵集するを本則とするも、師管に聯隊區を有せざるか又は人口稀薄なる爲所要の兵員を得難き師團又は電信隊、航空隊、鐵道隊の如きもの兵員は一乃至數個の師管より徵集す。又近衛師團の歩兵の如きは全國の徵兵區より徵集す。海軍の兵員は各師管より徵集す。

徵兵検査 徵兵事務(抽籤事務を除く)執行の爲毎年徵募區又は検査區毎に聯隊區徵兵署を、又抽籤事務執行の爲聯隊區抽籤徵兵署(六大都市及樺太に在りては聯隊區聯合抽籤署)を置く。聯隊區徵兵事務は毎年四月十六日より七月三十一日迄の間に行ふを例とする。

身體検査 聯隊區司令官監督の下に徵兵醫官體格等位を決定す。其の判定及兵役の關係左の如し。

現役に適するものは甲、乙種とし甲種 身長一、五〇米以上身體強者

徵兵官の組織及業務

名稱	總理 徵兵官	師管徵兵官	聯隊區徵兵官
組織	陸軍大臣、内務大臣又は拓務大臣(樺太)	首座 師團長 地方長官	聯隊區聯合徵兵官
業務の概要	陸軍大臣は毎年徵集すべき現役兵及第一補充兵の員數を上級を經て各師管區に配賦す	師管に配賦せられた員數を各聯隊區に配賦す	聯隊區に配賦せられた員數を各徵募區に配賦す 徵兵事務を實施す

第一 身長一、五〇米以上身體甲種に次ぐ者

第二 身長一、五〇米以上身體第一乙に次ぐもの

丙種 國民兵役に適するも現役に適せざる者は身長一、五〇米以上にて身體乙種に次ぐ者及身長一、四五米以上一、五〇米未満者にて丁種及戊種に適せざる者

丁種 兵役に適せざる者は身長一、四五未満及身體、精神に異常ある者

戊種 兵役の適否を判定し難き者は疾病中又は病後其の他の事由に依り甲種又は乙種と判定し難きも翌年は甲種又は乙種に合格の見込ある者

各徵募區に配賦したる現役兵及第一補充兵は甲種及乙種の者で身長一、六〇米以上の者より徵集す但し右の者で配賦人員を充足し能はざるときは各體格等に付一様に遞次身長を繰下げ配賦

要員を充すことがある。

抽籤 徵集の順序を定むる爲、兵種毎に體格等位に區分して徵兵聯隊區徵兵署に於ける事務修了後八月三十一日迄に行ふ。

検査地

徵兵検査は検査を受くる者の本籍所在の徵募區に於て行はれる、但し他の徵募區に寄留する者は本人の願に依り其の地に於て身體検査を受くることを得。又船員に限り本人の願により寄留地以外の地にて。朝鮮、臺灣、在留者、關東州、滿洲國、支那、香港、澳門若くは沿海州其の他當該地域附近在留者中徵集を延期せられざる者は本人在留地附近の軍隊地方廳、領事館内又は各其の所在地に於て身體検査を受け得。短期現役兵の徵兵検査は、徵兵適齡又は其の後に於て師範學校を卒業する者は卒業の年又は其の翌年。適齡前に師範學校を卒業した者は適齡の年、但し學校卒業後引續き兵役法第四一條第一項の規定に依り徵集を延期せらるる者は、其の事由止む年又は其の

翌年である。

徵集延期 左の各號に該當するものは徵集を延期せられる。

- 一 中學校、高等學校尋常科、尋常小學卒業を入學程度とする修業年限五年又は之と同等以上の實業學校 年齢二十二年
- 師範學校、高等學校高等科及專攻科、大學令に依る大學豫科、修業年限三年又は四年の專門學校、高等師範學校(專攻科を除く)、臨時教育養成所、高等學校教員養成所及青年學校教員養成所(研究科、選科等の別科を除く) 年齢二十五年
- 修業年限五年以上の專門學校、高等師範學校專攻科、大學令に依る大學學部 年齢二十七年
- 二 徵兵検査の結果戊種と判定せられたる者、徵否を決定し得る迄毎年徵兵検査を受く。
- 三 徵兵検査を受くべき者刑法の適用を受けつつあるか或は之に類する場合、其事由止む迄。

四 徴兵検査を受けたる者現役兵として徴募せらるるときは家族が生活を爲すこと能はざる時、二年間。
五 徴兵適齡及其前より帝國外の地に在る者(帝國外の地を往復する帝國船舶を含む)本人の願に依り事由止む迄。

入營延期

徴兵適齡表

(自昭和十四年迄の分)
(至昭和十五年迄の分)

年 度	滿二十歳となり徴兵に當る者	滿十七歳となり兵役を志願し得る者
昭和十四年	自大正七年十二月二日生 至同八年十二月一日生	自大正十年十二月二日生 至同十一年十二月一日生
昭和十五年	自大正八年十二月二日生 至同九年十二月一日生	自大正十一年十二月二日生 至同十二年十二月一日生

陸海軍現役兵入營日期表 (昭和二三、改定)

區 分	入 營 期 日		退 營 期 日	
	前 期	入 營	入 營	期 日
近 衛 歩 兵 聯 隊	徵集年の	十二月一日	入營年の翌々年	十月二十日
第 十 九、二 十 師 團	徵集年の	十二月十日	入營年の翌々年	十月三十日
其の他の師團(近衛師團の歩兵聯隊除く)臺灣軍	徵集年の翌年	一月十日	入營年の翌々年	十一月三十日
航 空 兵 團	徵集年の翌年	三月一日	入營年の翌々年	一月二十日

第 七 師 團	除を兵生衛助員兵の(く)		重(幅)兵軍陸補及兵務特兵			
	其の他の部隊	飛行兵	其の他の兵種			
第 七 師 團	近衛、第一、第三、第四、第五、第十二、第十四、第十六師團 第二、第六、第八、第九、第十、第十一師團	後 期 入 營	徵集年の翌年	九月一日	入營年の翌々年	七月二十日
		前 期 入 營	徵集年の翌年	三月一日	入營年の翌々年	三月二十八日
		後 期 入 營	徵集年の翌年	三月一日	入營年の翌年	一月二十五日
		前 期 入 營	徵集年の翌年	二月一日	入營年の	三月二十八日
		第一 期 入 營	徵集年の翌年	四月一日	入 學 年 の	五月二十日
		第二 期 入 營	徵集年の翌年	六月一日	入 營 年 の	七月二十六日
		第三 期 入 營	徵集年の翌年	八月一日	入 營 年 の	九月二十五日
		第四 期 入 營	徵集年の翌年	十月一日	入 營 年 の	十一月二十五日
		第五 期 入 營	徵集年の翌年	十二月一日	入 營 年 の	一月二十五日
		第一 期 入 營	徵集年の翌年	二月一日	入 營 年 の	三月二十八日
		第二 期 入 營	徵集年の翌年	四月一日	入 營 年 の	五月二十六日
		第三 期 入 營	徵集年の翌年	六月一日	入 營 年 の	七月二十六日
		第四 期 入 營	徵集年の翌年	八月一日	入 營 年 の	九月二十六日
		第五 期 入 營	徵集年の翌年	十月一日	入 營 年 の	十一月二十五日
		第一 期 入 營	徵集年の翌年	三月一日	入 營 年 の	四月二十五日
		第二 期 入 營	徵集年の翌年	五月一日	入 營 年 の	六月二十五日
第三 期 入 營	徵集年の翌年	七月一日	入 營 年 の	八月二十五日		
第四 期 入 營	徵集年の翌年	九月一日	入 營 年 の	十月二十五日		

を延期す。
現役兵補關 現役兵に關員を生じた場合、入營期日迄に於ける關員及爾後二十一日(歩兵は二十日、補助看護卒は十日)間の關員に限り其の徵募區に於ける同兵種の補充兵を以て補充す。

考	備	海軍兵		補助衛生兵	各師團(第七師團を除く)	各師團	自動車の運転に從つべき特種兵
		後期入營兵	前期入營兵				
一 内地以外の地に在る部隊に、營する兵員にして輸送其の他の關係上本表に規定する期日に入營し難き者に付ては法第四十六條第一項及法第六十五條第一項の規定に依り取扱ふものとす	二 第七師團の兵員にして第七師團長の指定する交通社越の處ある嶋嶼等より入營する者に在りては其の入退營期日を各一月繰上ぐ	徵集年の翌年 八月一日	徵集年の翌年 一月十日	徵集年の翌年 九月一日	徵集年の翌年 十一月三十日	入營年・の 十月三十一日	別に定むる所に依る
三 沖繩縣隊司令部より徵集する輻重兵特務兵は第六師團長に於て第十二師團長と協議し適當と認むる若干期に入營せしむべし其の期日は之を陸軍大臣に報告すべし	四 臨時歸休せしむる者の退營期日は別に之を定む	徵集年の翌年 六月三十日	別に定むる所に依る	徵集年の翌年 九月一日	入營年・の 十一月三十日	入營年・の 十月三十一日	別に定むる所に依る
五 第二、第六、第八、第九、第十、第十一師團長は各當該師團の輻重兵特務兵第五期入營者に付、第七師團長は同第四期入營者に付入營期日に關する意見を五月三十一日迄に陸軍大臣に上申すべし	六 入營期日の異なる部隊より轉属したるその退營期日は別に定むるもの外原所屬部隊の兵の退營期日とす	徵集年の翌年 六月三十日	別に定むる所に依る	徵集年の翌年 九月一日	入營年・の 十一月三十日	入營年・の 十月三十一日	別に定むる所に依る
七 關東州、滿洲國又は支那に在る部隊に屬し徵集年の翌年三月一日入營する者に付ては其の現役起算の日より入營期日の前日迄の期間は兵檢法第十九條の二第一項の規定に依る未入營期間とし其の現役期間は當該未入營期間に相當する期間之を延長するものとす	八 入營期を前期及後期に區分したる軍隊に入營する陸軍衛生兵に付ては前期の入營期日に依る	徵集年の翌年 六月三十日	別に定むる所に依る	徵集年の翌年 九月一日	入營年・の 十一月三十日	入營年・の 十月三十一日	別に定むる所に依る

注意 昭和十三年徵集現役兵の入營期日は別に示さる。
徵兵検査關係願届

種別	法	現	届出人	宛名	提出期日	添附書類	備考
徵兵週齡届	法 二四	現	戸主	市町村長	其の年十一月申前年の十一月申		十二月一日より十二月卅一日迄に年一歳となる者十一月三十日迄の間に年一歳となる者
兵籍編入届	法 二七	現	戸主	市町村長	其の年十一月申前年の十一月申		候補生、生徒其の他週齡以前に志願により陸軍に入營し其の間に年一歳となる者十一月三十日迄の間に年一歳となる者
徵兵週齡未滿現役願	法 二九	現	本人、戸主、親権者	官署	徵兵検査場にて	身上明細書	十七年以上二十年未滿にて現役志願者、兵種、部隊を志願し得
徵兵検査不參届	法 一八	現	本人	市町村長	検査當日迄	陸軍省の診断書外に警察官又は憲兵の證明書の中一つ	疾病、身體又は精神異常にて出頭不能者、所在不明、現役志願にて應募受檢中其の他避くべからざる事故の時直系尊屬妻子死亡、重傷、同一戸籍内の者死亡又は重傷、火災、流失等重大なる災害を蒙り本人に依るにあらざれば後始末、看護をする者なきとき
徵兵検査期日變更願	法 一九	現	本人	同	同	同	徵兵検査不參届を提出せる者事故止みたる時
徵兵検査不參事	法 二三	現	本人	同	同	同	法第三七條令六九條の重症、不具者、身體又は精神異常者
兵役免除願	法 二五	現	本人	官署	検査當日迄	醫師の診断書	法第三三條第四項該當者
徵集願	法 一六三	現	本人、戸主、親権者	官署	速かに		木籍地徵集區外の寄留地にて受檢せんとする者寄留地市町村長へ提出し得ざる者但し不許可のことあり
寄留地受檢通常願	法 一六五	現	本人	寄留地の市長	受檢の一月卅一日迄		事故により通常願を期日迄に提出し得ざる者但し不許可のことあり
寄留地受檢臨時願	法 一六八	現	本人	同	二月一日は後成るべく速かに		寄留地受檢許可者が更に寄留換をせらる場合寄留地市長へ
寄留地受檢取消願	法 一七〇	現	本人	寄留地の市長	寄留換後速かに		寄留地受檢を許可せられたる者許可取消を願ふ場合、但し不許可のことあり
特別検査願	法 一七六	現	本人	官署	速かに		検査開始期日以前止むを得ざる事由にて寄留外に赴き又は受檢の爲寄留外より歸還したる者に限る

種別	法	現	届出人	宛名	提出期日	添附書類	備考
徵兵週齡届	法 二四	現	戸主	市町村長	其の年十一月申前年の十一月申		十二月一日より十二月卅一日迄に年一歳となる者十一月三十日迄の間に年一歳となる者
兵籍編入届	法 二七	現	戸主	市町村長	其の年十一月申前年の十一月申		候補生、生徒其の他週齡以前に志願により陸軍に入營し其の間に年一歳となる者十一月三十日迄の間に年一歳となる者
徵兵週齡未滿現役願	法 二九	現	本人、戸主、親権者	官署	徵兵検査場にて	身上明細書	十七年以上二十年未滿にて現役志願者、兵種、部隊を志願し得
徵兵検査不參届	法 一八	現	本人	市町村長	検査當日迄	陸軍省の診断書外に警察官又は憲兵の證明書の中一つ	疾病、身體又は精神異常にて出頭不能者、所在不明、現役志願にて應募受檢中其の他避くべからざる事故の時直系尊屬妻子死亡、重傷、同一戸籍内の者死亡又は重傷、火災、流失等重大なる災害を蒙り本人に依るにあらざれば後始末、看護をする者なきとき
徵兵検査期日變更願	法 一九	現	本人	同	同	同	徵兵検査不參届を提出せる者事故止みたる時
徵兵検査不參事	法 二三	現	本人	同	同	同	法第三七條令六九條の重症、不具者、身體又は精神異常者
兵役免除願	法 二五	現	本人	官署	検査當日迄	醫師の診断書	法第三三條第四項該當者
徵集願	法 一六三	現	本人、戸主、親権者	官署	速かに		木籍地徵集區外の寄留地にて受檢せんとする者寄留地市町村長へ提出し得ざる者但し不許可のことあり
寄留地受檢通常願	法 一六五	現	本人	寄留地の市長	受檢の一月卅一日迄		事故により通常願を期日迄に提出し得ざる者但し不許可のことあり
寄留地受檢臨時願	法 一六八	現	本人	同	二月一日は後成るべく速かに		寄留地受檢許可者が更に寄留換をせらる場合寄留地市長へ
寄留地受檢取消願	法 一七〇	現	本人	寄留地の市長	寄留換後速かに		寄留地受檢を許可せられたる者許可取消を願ふ場合、但し不許可のことあり
特別検査願	法 一七六	現	本人	官署	速かに		検査開始期日以前止むを得ざる事由にて寄留外に赴き又は受檢の爲寄留外より歸還したる者に限る

Table with 12 columns: 船員身體検査届, 船員特別検査届, 在留地検査届, 在外部隊服役届, 在學徵集延期届, 一時事故止届, 徵集延期事故止, 轉校届, 在留申告書, 在帝國外徵集延期, 在帝國外徵集延期, 在帝國外徵集延期. Includes details on ship crew checks, military service, and conscription procedures.

Table with 12 columns: 年次, 地方, 總數, 大學部卒, 高等專門學校卒, 同上同等, 中學校卒, 同上同等, 青年學校, 高小卒, 同上同等, 尋常卒, 同上中途, 不就學者. Includes data on military conscription statistics by year and educational attainment.

召集の意義 召集とは現役兵として

徴集する者を除くの外兵役に在る在郷者(歸休兵、豫備兵、後備兵、補充兵、國民兵)を軍隊に召集するを謂ひ、召

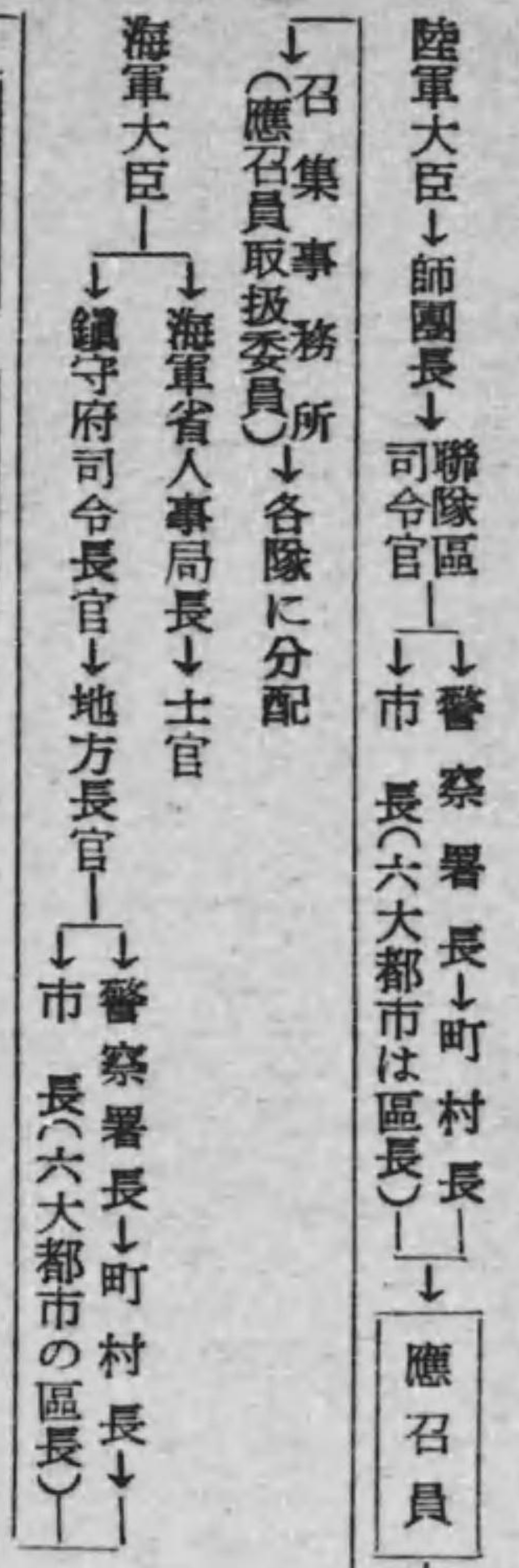
集せらるべき者を應召員と稱す。召集の範圍 召集は左の各號に該當する場合に之を行ふことを得るものと

- 一 歸休兵、豫備兵、後備兵、國民兵は戰時又は事變に際し必要あるとき
- 二 歸休兵は在營兵の補闕其他必要ある場合、服役第一年度豫備兵は警備其他の必要に依り歸休兵を召集するも尙兵員を要する場合
- 三 豫備兵及後備兵は勤務演習の爲豫備役及後備役を通じ五回以内（一年一回、一回の日数は三十五日以内）補充兵にして軍隊に於て教育を受けたる者亦之に準ず。
- 四 第一補充兵は教育の爲百二十日以内歸休兵、豫備兵、後備兵及補充兵に對しては毎年一回簡閱點呼を行ふことを得。
但し青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程を修めたる陸軍の第一補充兵（特に定められた者及兵役法第五七條第一項を除く）に對しては、教育召集を行はず但し右の課程を修めざる第一補充兵を以て召集人員を充し得ざるときは此の限でなす。

- 五 勤務演習及第一補充兵の教育召集は本籍所在の部隊で行ふ。但し必要あるときは他の師管内に在る部隊に召集することあり。
- 召集區分 召集を分けて左の六種とす。
 - 一 充員召集 動員に當り諸部隊の要員を充足する爲在郷軍人を召集するを謂ふ。
 - 二 臨時召集 戰時又は事變に際し必要ある場合に於て臨時在郷軍人を召集し若しくは平時に於て警備其他の必要に因り歸休兵又は服役第一年度の豫備兵を召集するを謂ふ。
 - 三 國民兵召集 戰時又は事變に際し國民兵を召集するを謂ふ。
 - 四 演習召集 勤務演習の爲在郷軍人を召集するを謂ひ時として充員召集の演習を爲す目的を以て其手續に準じ之を實施することあり然るときは特に之を臨時演習召集と稱す。
 - 五 教育召集 教育の爲第一補充兵を

- 六 歸休兵召集 在營兵の補缺其他必要あるとき歸休兵を召集するを謂ふ。
- 七 海軍 に於ける召集は充員召集、演習召集、及臨時兵員の補缺其他必要ある場合に於て歸休中又は服役第一年度の豫備役下士官兵を召集する補缺召集の三とす。（海軍豫備員は充員召集、演習召集、勤務召集とす）
- 充員召集
召集準備 師團長（海軍に在りては鎮守府司令長官）は要員の配當其他充員召集準備に關し、必要なる事項を定め聯隊區司令官（海軍に在りては海軍人事部長）に達し且所要の事項を地方長官及憲兵隊に通知す。聯隊區司令官は師團長の達に基づき、充員召集名簿及同令狀を作り、之を警察署長又は市長に送附し爾後異動あれば訂正す。
警察署長又は市長（六大都市は區長）充員召集名簿及同令狀を照校し（市長

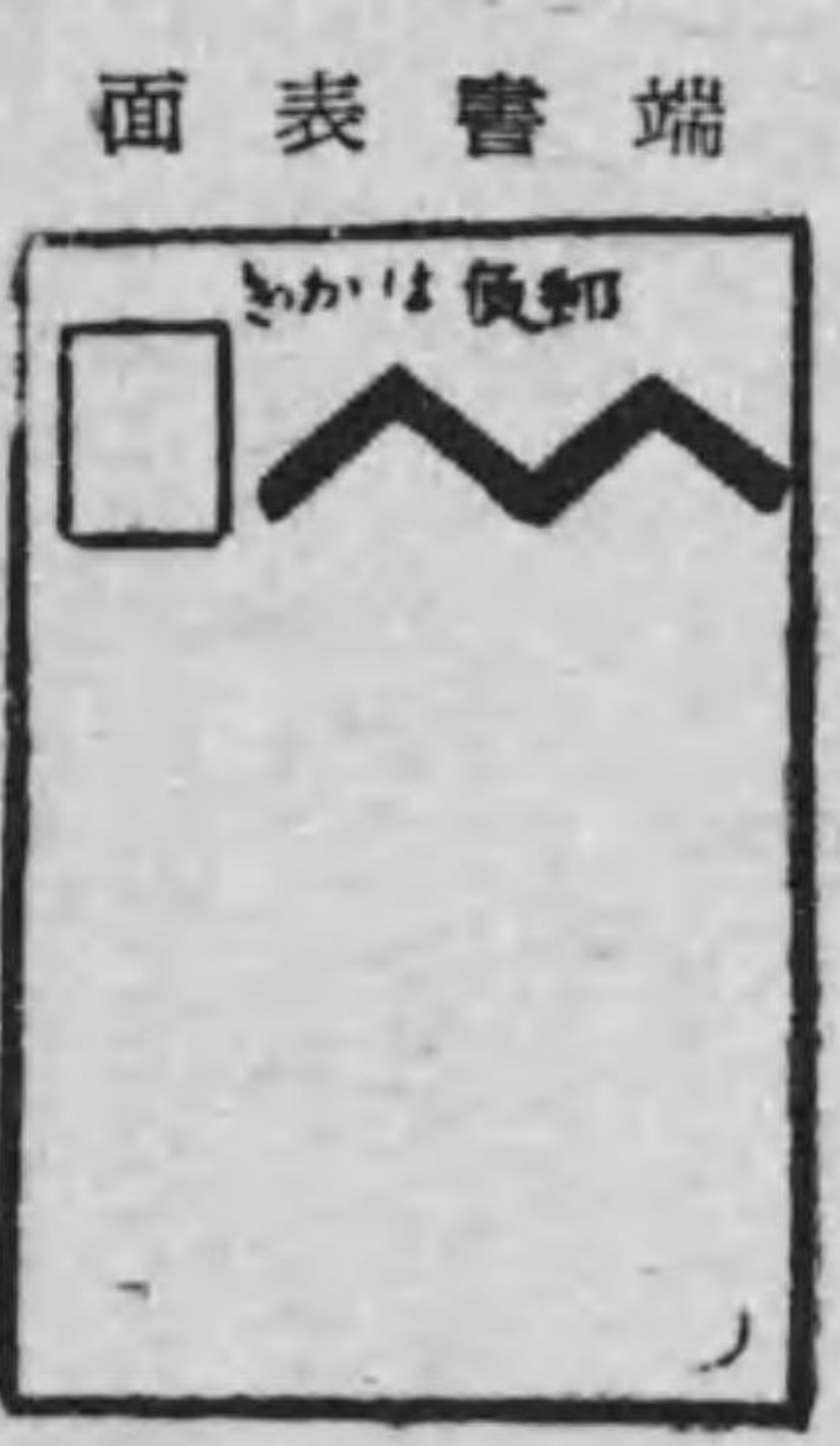
は更に在郷軍人名簿に照校し）動員區分（警察署長は更に町、村）毎に區分して保管し異動あれば訂正す。
地方長官、憲兵隊長は警戒其他必



令狀交付を受けたる者は令狀に添附してある受領證に受領の年月日を記入

し捺印（本人に代つて受領したるものは記名捺印）して直ちに返付すべきで

要の準備をなす。
召集實施 充員召集は動員令（海軍に在りては充員令）により行はる。其の下達徑路（對應召員の分）左の如し。
ある。正當の事由なくして此の規定に背く者は拘留又は科料に處せらるるのである。
本人に代つて召集令狀を受領した者は直に確實迅速なる方法で召集部隊、到著地、及到著日時を（到著遅延の虞ある場合其他必要の場合には電信等を以て）本人に通報し且召集令狀を速に本人に交付するの手續をなすべきである。正當の事由なくして此の規定に背く者は拘留又は科料に處せらるるのである。
充員召集若しくは臨時召集の通報をする際、郵便物の封筒、葉書には自分で左の如く標示を記入し一般郵便物と



備考 Mは一見明瞭なる太さとし着色を適宜とす、海軍は二條の山形とす。

の區別を明瞭にすべきである。
本人召集令狀を受領したるときは之を携へ其の令狀に定められたる日時に所命の地に到着し召集事務所又は到着官廳に届出づべきである。

召集通報人より召集通報を受けたる者令狀の交付を待たんが爲却て到着遅延の虞ある場合には令狀の到着を待たず直に應召するのをよしとする。

令狀又は召集の通報を受けたる日時の關係上指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者は所在地の憲兵又は警察官吏に就て令狀又は通報を受けたる日時及出發日時の證明書を受け到着の上召集事務所(海軍は到着官廳の長)に届出づべきである。此の規定に違反した者は拘留又は科料に處せらるるのである。

前項の場合に於て召集事務所閉鎖後なるとき又は集合場に集合すべきときは直に召集部隊に到着すべきである。召集に應ずる際携帶すべき物は概ね左の通りである。

- 一 召集令狀
- 一 軍隊手帳(履歴表)
- 一 適任證書
- 一 勳章記章(略綬)
- 一 印形
- 一 風呂敷又は油紙其の他必要の物

應召員傳染疾病の爲、指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者は聯隊區司令官に宛てたる下記様式の届書に醫師の診斷書を添へて直に本籍地市町村長に(出發後なるときは同)差出すべきである。(時に召集事務所へも)

(用紙適宜)

其の一

何々ノ爲到着遅延届

到着日時 何年何月何日午前(後)何時

到着地 何々

召集部隊 何兵第何聯(大)隊

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徵集年 役種 官等級 氏 名

右何々ノ爲到着期日ニ到着地ニ致リ難ク候ニ付醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ及届出候

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

註 海軍ニ在リテハ右ニ準ジ充員召集應召遅延届トシ、到着日時、到着地、本籍(現住地)役種官等級氏名ヲ記シ士官ハ海軍省人事局長、特務士官以下ハ海軍人事部長宛ニ直接届出ツベシ

右 氏 名

應召員傳染病豫防の爲、交通遮斷、隔離又は停留を命ぜられ其の他止むを得ざる事故に因り指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者は聯隊區司令官に宛てたる届書を直に本籍地の市町村長(出發後なるときは同)に差出し、且其の地市町村長、憲兵、警察官吏、船長又は驛長の證明書を受け到

其の二

(用紙適宜)

到着遅延届

到着日時 何年何月何日午前(後)何時

到着地 何々

召集部隊 何兵第何聯(大)隊

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徵集年 役種 官等級 氏 名

右應召途中何處ニテ疾病ニ罹リ(何々ニ依リ)召集期日ニ到着地ニ到リ難ク候ニ付醫師ノ診斷書(何々ノ證明書)相添へ及届出候也

昭和 年 月 日

何部隊長殿

註 海軍ニ在リテハ其ノ一様式註ニ同ジ

著の上召集事務所に差出すべきである。其の届書の式様は次の通りである。

其の三

(用紙適宜)

到着遅延届

到着日時 何年何月何日午前(後)何時

到着地 何々

召集部隊 何兵第何聯(大)隊

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徵集年 役種 官等級 氏 名

右應召途中何處ニテ傳染病豫防ノ爲何日間交通遮斷ヲ命ゼラレ(何々ノ事故ニ因リ)召集期日ニ到着地ニ到リ難ク候ニ付何々ノ證明書相添へ届出候也

昭和 年 月 日

何部隊長殿

犯罪又は所在不明等の爲、指定の日時に到着地に到ることの出来ぬ者あるときは令狀を受領したる者より聯隊區司令官に宛てたる次の様式の届書に憲兵又は警察官吏の證明書及令狀を添へて直に本籍地の市町村長に差出すべきである。

其の四

(用紙適宜)

犯罪(所在不明)ノ爲不應召届
 到著日時 何年何月何日午前(後)何時
 到著地 何々々
 召集部隊 何兵第何聯(大)隊
 本籍地 府縣郡市區町村字番地
 徵集年 役種 官等級 氏 名
 右犯罪(所在不明)ノ爲到著地ニ到リ難ク候ニ付憲
 兵(警察官吏)ノ證明書相添へ及届出候也
 昭和 年 月 日
 右召集通報人 氏 名
 (戸主又ハ家事擔當者)
 何聯隊區司令官殿
 註 海軍ニ在リテハ右ニ準ジ犯罪(所在不明)ノ
 爲充員召集不應召届トシ、人事局長又ハ人
 事部長宛トス

右の届出を爲さざる者は拘留又は科料に處せられる。
 諸種の事故(非常事變)にて交通断絶の場合を除く)に依り
 到著地に到る事の出来ぬ旨を届出でたる者其の事故の止み
 たる時は、直に左記様式に依つて本籍地市町村長に届出で
 直に應召し到著の上召集事務所に出づべきである。但し
 召集事務所閉鎖後なる時は召集部隊に到着すべきである。但し
 非常事變に因り交通断絶し到著地に到着することが出来
 る場合には其の旨を最寄諸部隊(警備隊なき土地にありては支隊長
 市町村長及憲兵又は警察官吏員)

に届出で指揮を受くべきである此の規程に違背する者は拘
 留又は科料に處せられるのである。
 其の五
 (用紙適宜)

到著遅延事故止届
 到著日時 何年何月何日午前(後)何時
 到著地 何々々
 召集部隊 何兵第何聯(大)隊
 本籍地 府縣郡市區町村字番地
 徵集年 役種 官等級 氏 名
 右召集ノ命令ヲ受ケ何々ノ事故ニ困リ未ダ應召致
 サズ候處今般事故止ミ候ニ付届出候也
 昭和 年 月 日
 何市(町)(村)長殿
 註 海軍ニ在リテハ事故止應召届トシ出發日時、
 出發地、本籍地(現住地)ヲ記入シ人事局長
 又ハ人事部長宛ニ

演習召集
 演習召集の召集回数、標準年次及日数は左に示す外附表
 第一の通りである。但し師團長特別の必要あるときは召集
 年次を適宜變更する事があるし、又必要に際しては臨時に
 演習召集を命ぜらるる等左表に依らざる事がある。
 イ 飛行機操縦術を修得したる豫備役又は後備役の將校

(操縦候補生出身者にして少尉に任
 ぜらるゝの資格を備ふるものを含
 む)准士官及下士官は豫備役(現役
 より直に後備役に入りたる者)にあり
 ては後備役)に入りたる年の翌年に
 附表第一

召集し、爾後毎年之を召集す、其の
 召集回数は五回、召集日数は各回二
 十八日とす、但し年齢四十年に達す
 る者に在つては其の年及爾後之を召
 集せず。

ロ 憲兵科、又は軍樂部の將校、准士
 官、下士官、兵及各部佐官並現役を
 離るゝとき其の服役したる年月を通
 算し十三年を超過する下士官は之を
 召集せず。

種	類	豫備役後備役將校准士官、下士官兵、補充兵演習召集回数、標準年次及日數表	
		回数(役種ヲ通ジ)	標準年次
各兵科將校(幹部候補生出身者ヲ除ク)	豫備役	二	四年
幹部候補生出身ノ將校	豫備役	二	四年
各部將校(幹部候補生出身者ヲ除ク)	後備役	二	四年
各兵科准尉	後備役	二	四年
各兵科下士官(幹部候補生出身者ヲ除ク)	後備役	二	四年

標準年次	日數
第一年	二十一日
第二年	三十五日
第三年	二十八日
第四年	二十一日

リヨ年翌ノ年ルタリ入ニ役

第一年	二十一日
第二年	三十五日
第三年	二十八日
第四年	二十一日

各兵第一補充兵	部 補 助 衛 生 兵	幹部候補生出身ノ下士官	豫備役	一回	第 二 年	算 起	三十 五日
		各部准士官下士官(幹部候補生出身者ヲ除ク)	豫備役		第 四 年		二十八 日
		各兵科兵(輜重兵特務兵ヲ除ク)	後備役		第 二 年		二十 一日
衛 生 兵				一回	第 四、第 十 年	徵 集 年ノ 算 起	十 四 日
衛 生 兵					第 十 年		二十 一日
衛 生 兵					第 十 年		十 四 日

一、豫備役後備役ノ者ニシテ下士官ヨリ准士官ニ、准士官ヨリ尉官ニ任官又ハ進級シタル者ノ演習召集ハ任官年又ハ進級年ヲ第一年トシテ起算スルモノトス

二、幹部候補生出身者ニシテ一月ヨリ四月迄ノ間ニ於テ豫備役ニ入リタル者ニ在リテハ其ノ年ヲ第一年トシテ起算スルモノトス

三、歩兵科兵(下士官)ニシテ擔架術ヲ修得シタルモノニ在リテハ本表ニ依ラズ第三年(豫備役第二年)又ハ第九年(後備役第一年)ヲ標準年次トスルコトヲ得

四、豫備役後備役兵ニシテ演習召集中下士官ニ任セラレタル者ノ召集回数ハ兵トシテノ召集回数ヲ通算スルモノトス

五、豫備役後備役准士官下士官兵ニシテ將校勤務適任證書又ハ下士官適任證書ヲ有スル者ノ演習召集ハ現官等級相當ノ召集回数、年次及日數ニ依ル

六、本表ノ外必要ナル演習等ノ爲召集シ又ハ本表日數ノ範圍内ニ於テ各年次ノ召集日數ヲ彼此融通スルコトアル

七、召集期間ハ時ヲ以テ計算ス

演習召集の召集部隊は特に規定するものを除く外附表第二の区分に依り本籍地所在の師管内にある部隊である。

附表第二

但し必要あるときは附表第三其三の通り他の師管内にある部隊に召集せらるゝ事がある。寄留地に於て勤務演習に

應ずることの許可を受けたる者は、寄留地所管の師團に召集せらるゝのである。

所管内ノ部隊ニ召集スベキ者ノ召集部隊表

區 分	階 級	召 集 部 隊	各 兵 科	經 理 部		衛 生 部		獸 醫 部			
				尉 官 以下	准 士 官 以下	尉 官 以下	准 士 官 以下	尉 官 以下	准 士 官 以下		
佐 官 以下	尉 官 以下	當該兵科ノ各隊	尉 官 以下	准 士 官 以下	師團司令部所在地ノ各隊	尉 官 以下	准 士 官 以下	師團司令部所在地ノ各隊	尉 官 以下	准 士 官 以下	師團司令部所在地ノ騎、砲、輜重兵隊

附表第三其三

一 師團長ハ演習召集ノ際特種ノ戰時職務ヲ有スル者ヲシテ之ニ適應スル勤務ヲ修得セシムル爲又ハ戰時充用上其ノ他必要アルトキハ師團内ノ他部隊ニ召集シ其ノ勤務ヲ修得セシムルコトヲ得

二 補助衛生兵ノ召集部隊ハ陸軍病院所在地ノ部隊トス

三 獸醫部下士官適任證書ヲ有スル者ノ召集部隊ハ獸醫部准士官以下ノモノト同ジ

他師管ニ在ル部隊ニ召集スベキ者ノ區分表 (昭一三、九月改定)		召集師團		近衛師團		第一師團		第二師團		第三師團		第四師團		第七師團		第十二師團		第十六師團	
本籍師團	師管	師管	師管	師管	師管	師管	師管	師管	師管	師管	師管	師管	師管	師管	師管	師管	師管	師管	師管
第二師團	管																		
第四師團	管																		
第五師團	管																		
第六師團	管																		
第八師團	管						山砲兵												
第九師團	管																		
第十師團	管																		
第十一師團	管																		
第十四師團	管	野戰重砲兵	重砲兵																
第十六師團	管			野戰重砲兵															

一 本表ニ示サザル砲兵科ノ者ニシテ當該師管内ニ該當召集部隊ナキ時ハ適宜所管内ノ部隊ニ召集スルモノトス
 二 特別ノ必要アルトキハ關係師團長ノ協議ニ依リ前號又ハ本表ノ區分ニ準ズル取扱ヲ爲スコトヲ得

演習召集及教育召集に就ては前表に示すもの、外左の各項に依つて召集せらるゝのである。
 1 戰車隊、高射砲隊、氣球隊、鐵道隊、電信隊、飛行隊、陸軍工兵學校教導隊、電氣中隊又は陸軍習志野學校

練習隊に於て教育を受け又は現役を終りたる者(飛行隊に於て飛行機操縦術を修得したる者を除く)及陸軍野戰砲兵學校教導隊に於て砲兵情報に關する教育を受けたる者並に戰車隊、高射砲隊、氣球隊、鐵道隊、電信隊又は陸軍工兵學校教導隊電氣中隊の要員(電氣中隊に在りては工兵隊の要員)として徵集せられたる

附表第三其の一

第一補充兵中必要の者は當該隊に召集せらるゝのである。但し野砲兵第二十六聯隊高射砲隊に於て教育を受けたる者、陸軍野戰砲兵學校教導隊高射砲隊に分遣せられたる者及從前の電信聯隊電氣中隊に於て又は昭和六年以前の徵集兵にして陸軍工兵學校教導隊電氣中隊に於て教育を受けたる者は高射砲隊に、無線乙中隊

に於て教育を受けたる者は本籍地師管内適宜の部隊に召集せらるゝのである。
 以上の規定に依り召集せらるゝ者の部隊は、其の本籍地師管別に基き次に掲ぐる附表第三其の一の區分に依る。

部	隊	師	管
戰車	第一聯隊	第四、第五、第六、第十、第十一、第十二師管	
同	第二聯隊	第一、第二、第三、第七、第八、第九、第十四、第十六師管	
高射砲	第一聯隊	第三、第四、第五、第六、第十、第十一、第十二、第十六師管	
同	第二聯隊	第一、第二、第七、第八、第九、第十四師管	
電信	第一聯隊	第一、第二、第三、第七、第八、第九、第十四、第十六師管	
同	第二聯隊	第四、第五、第六、第十、第十一、第十二師管	

戰車隊、高射砲隊、電信隊又ハ飛行隊ニ於テ演習又ハ教育ノ爲召集スベキ者の召集部隊表

飛行第一聯隊	第一、第二、第三、第九、第十四師管
同 第二聯隊	
同 第七聯隊	
同 第三聯隊	第四、第十、第十六師管
同 第四聯隊	第五、第六、第十一、第十二師管
同 第五聯隊	第一、第二、第七、第八師管

2 陸軍騎兵學校教導隊及騎兵部隊内
裝甲車隊に於て裝甲車に關する教育
を受けたる者は陸軍騎兵學校教導隊
附表第三其二

3 本款のイに述べた者は熊谷陸軍飛
行學校に召集せられる。

4 輜重兵にして、自動車教育を受け
た者は、本籍地師管別に基き附表第
三其の二の各輜重隊に召集せられる

自動車ニ關スル教育ヲ受ケタル輜重兵ニシテ演習ノ爲召集スベキ者ノ召集部隊表	
部 隊	師 管
近衛輜重兵聯隊	第一、第十四師管

輜重兵第一聯隊	第一、第二師管
同 第三聯隊	第三、第九師管
同 第四聯隊	第四、第十師管
同 第五聯隊	第五、第十一師管
同 第十四聯隊	第七、第八、第十四師管
同 第十六聯隊	第十六師管
同 第十八聯隊	第六、第十二師管

近衛師團に召集せらるる者は左の通りである。但し氣球隊、鐵道隊、電信隊、飛行隊の者を除く。
イ 近衛師團にて現役を終りたる豫備役、後備役、將校、准士官、下士官兵及近衛師團に於て教育を受けたる第一補充兵中第一第十四師管に本籍を有する者。
ロ 本郷聯隊區又は甲府聯隊區内(山梨縣を除く)に寄留し第一師管内の部隊(重砲兵隊を除く)に於て演習

召集に應ずべき許可を受けたる者。
召集免除者 在郷軍人にして文官となり特別の職務を奉ずる者、市町村長助役收入役其の他之に準ずべき職に在る者、帝國議會府縣會市町村會其の他之に準ずべき議員(但し其の議會開會中に限る) 帝國外の地(關東州及滿洲國を除く)に旅行又は在留する者及往復する帝國船舶の船員は演習召集を免除せられる。
應召集中直系尊屬妻子の死去又は重

態、同一戸籍内に在る者死亡し他に後始末する者なきとき、本人住家の火災流失又は倒壊其の他之に準ずる災害の爲及同一戸籍内に在る者重態にして本人に依るに非ざれば他に看護を爲す者なきため到着期日の延期を願はむとする者は上記様式に依り聯隊區司令官に宛てたる願書を本籍地市町村長(寄留地に應ずべき許可を受けたる者にありては寄留地聯隊區司令官及市町村長)に差出すべきである。
又海軍に在りては士官は海軍大臣、

兵 役 關 係 事 項

特務士官准士官は在籍鎮守府司令長官、下士官兵は市長又は町村長を經由し、在籍鎮守府司令長官に差出すべし。但し直系尊屬妻子又は同一戸籍内に在る者重態の場合は醫師の診断書を、其他に係るときは市町村長警察官吏又は憲兵の證明書を添付すべきである。到着期日の延期を願出でたる後でも別に指令がなければ指定の日時に召集に應ずべきものである。

1 傷疾、疾病の者は醫師の診断書を添へて直に市町村長寄留地勤務演習召集許可者は寄留地市町村長を経て聯隊區司令官に届出づべきである。

2 傳染病豫防の爲交通遮斷隔離又は停留を命ぜられ其の他止むを得ざる事故に因る者、犯罪又は所在不明等の爲本人に代つて令狀を受領したる者並に非常事變に因り交通遮斷したるときは其の地の市町村長、憲兵、

警察官吏、船長又は驛長の證明書を添へて聯隊區司令官（鎮守府司令長官）に届出づべきである。

3 應召員出發後事故發生して前項の届出を爲す場合には召集部隊長に宛て届出づべきである。前三號の届書の様式は充員召集の部其の一、其の二、其の四、其の五に掲載したるものに準ずる。又右届出を爲したる後尙事故止まず期日以内演習召集は召集期日後五日、教育召集は召集期に在りては十日以内に到着地に到ることの出來ぬ者は令狀を返附すべきである。

以上掲ぐるものを除く外演習召集に就ての心得は充員召集の場合に於ける心得に準ずるのであるから、熟讀参照すべきである。

本籍地以外の聯隊區に寄留する者は願に依り寄留地師管内の軍隊にて演習召集を受けることが出来るのである。前項の届出を爲す者は左記様式の願書を其の前年の十一月三十日迄に寄留地市町村長及警察署長を経て寄留地所管

兵 役 關 係 事 項

演習召集到着期日延期願

到着日時 何年何月何日午前(後)何時

到着地 何々々

召集部隊 何兵第何聯(大)隊

延期ノ事由 父某死亡(母某危篤等)

本籍地 府縣郡市區町村字番地

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 官等級 氏 名

右演習召集ヲ命ゼラレ候處何々ニ依リ到着期日ヲ延期相成度別紙醫師ノ診断書(何々ノ證明書)相添へ此段及願出候也

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿 右 氏 名印

演習召集延期願

到着日時 年月日午前(後)何時

到着地 何々々

本籍地(寄留地) 何々々

役種 官等級 氏 名

右何々ノ理由ニ依リ何年月日ヨリ何年月日ニ亘ル間演習召集ノ延期許可相成度別紙市町村長(何々長)ノ證明書相添へ此段願出候也

年 月 日

何鎮守府司令官殿 右 氏 名印

の聯隊區司令官に差出し許可を受くべきである。

(用紙適宜)

寄留地演習召集應召願

寄留地 府縣郡市町村字番地

寄留年月日 何年何月何日

本籍地 何々々

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 官等級 氏 名

右何年度寄留地ニ於テ演習召集ニ應召致度候ニ付許可相成及願出候也

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿 右 氏 名印

前項の願出期日後に寄留し寄留地に於て勤務演習を爲さむとするものは情を具し市町村長より寄留に關する證明を受け寄留の日より十四日以内に出願することが出来る。其の願出手續は前項と同様である。但し此の願は許可せられないことがある。前二項の許可を得たる者本籍地に復

(用紙適宜)

寄留地演習召集應召許可取消願

寄留地 府縣郡市町村字番地
本籍地 何々々

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 官等級 氏名
テハ役種編入年)

取消ノ事由 寄留換(本籍地復歸)
右寄留地ニ於ケル何年度演習召集應召許可取消相
成度及願出候也

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿 右 氏 名印

寄留地に於て勤務演習を爲すことの許可を得たる者は本籍地に復歸し又は寄留換を爲すも許可の取消を許されたる場合を除くの外其の許可を受けたる地に於て演習召集を受くべきである。

遅くべからざる事故の爲演習召集の延期を願はむとする者は其の事實を證明し本籍市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に願出で許可を受くべきである。但し其の願書には本籍地市町村長又は關係ある官公署の長(船員は船長)の證明書を添付する必要がある。其の様式は左の通りである。

演習召集延期願

本籍地 府縣郡市町村字番地

徵集年(下士官以上ニ在リ) 役種 官等級 氏名
テハ役種編入年)

右何年度演習召集ニ召集セラレベキ處(演習召集ヲ命ゼラレ候處) 別紙(左記)理由ニ依リ何年 月 日ヨリ年 月 日ニ至ル間召集ノ延期許可相成度別紙市町村長(何々長)ノ證明書相添へ此段及願出候也

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿 右 氏 名印

注 意

一 召集令状受領後ナルトキハ召集部隊(必要アルトキハ到着地ヲモ)到着日時ヲ示スヘシ

二 寄留地應召許可セラレタル者ナルトキハ其ノ旨ヲ明示シ且本籍地市町村長ニ代ヘ寄留地市町村長ノ證明書ヲ添付スヘシ

海外居住者の召集

在郷軍人(國民兵を除く)にして朝鮮臺灣關東州又は滿洲國に在留する者は其の地に於て充員召集及勤務演習を行ふのである。其の願届に關する心得は本籍地に於けると同様

である。

演習の爲召集すべき者にて所管區域内に召集する部隊なきものに對しては當分の内演習召集を行はない。又僻陬の地に居住するものに對しては演習召集を行はないことがある。

海外在留者の在留、在留地變更、旅行滞在、在留地復歸に關する願届に要する召集通報人は其の地在留者を以て定むべきで總て十四日以内に届出を必要とする。

演習召集に關し内地に於ける聯隊區司令官の事務を執る者は、朝鮮に在りては師團長、臺灣に在りては軍司令官、關東州又は滿洲國(問島を除く)に在りては關東軍司令官、問島に在りては第十九師團長である。又内地の市町村長に相當する者は朝鮮に在りては警察署長、臺灣に在りては郡守、市尹及市廳長、關東州に在りては民政署長、又は民政支署長、滿洲國(問島を除く)に在りては警察署長又は大使館兵事員問島に在りては領事館(領事官の職務を含む)である。

教育召集及歸休召集

教育召集は目下は歩兵、戰車兵、野砲兵、氣球兵、工兵、鐵道兵、電信兵又は輜重兵中の人員を限り服役間一回(通常徵集年の翌年)九十日間之を召集するを謂ふのである。

歸休兵召集とは平時に於て在營兵の補缺其の他必要あるとき歸休兵を召集するを謂ふのである。

教育召集及歸休兵召集に關する心得は充員召集に關する心得に準ずるのである。但し應召員中事故に依り歸郷を命ぜられたる者又は召集解除を命ぜられたる者及事故の爲到着地に到ることの出來ぬ者に就いては演習召集の場合の手續に準ずるのである。

簡閱點呼

簡閱點呼とは豫備役後備役の下士官兵歸休兵及第一補充兵を參會せしめ其の一般の狀態特に軍人精神の保持及軍

事思想普及の程度健康狀態並に服役上の義務履行の確否等を査閲し所要の教訓を與へ在郷軍人に其の本分を全うせしむる如く指導するを謂ふのである。隨軍の點呼に參會すべき回数及年次は別段の規定ある場合を除くの外は左の區分によるのである。

豫備役後備役下士官(志願によらずして任官したる者及幹部候補生出身の者を除く)に在りては任官年の翌年より起算し、又志願によらずして下士官に任官したる者に在りては徵集年の翌年より起算して十二年に滿つる間通常一年置きに之を行ふ。

幹部候補生出身の下士官は徵集年の翌年より起算して十二年に滿つる間通常一年置きに之を行ふ。

豫備役後備役兵及第一補充兵(未だ教育せざる者を除く)に在りては其の服役間を通じ徵集年の翌年を第一年次とし通常一年置きに五回とす。

未だ教育せざる第一補充兵(戰時輸卒隊に於て勤務したる補充兵役輜重兵

特務兵、各兵科兵にして在隊三箇月に満たずして現役より補充兵役に轉じたる者及教育召集應召者にして教育終了前召集を解除せられたる者を含むに在りては其の服役間を通じ四回とし徴集年の翌年を第一年次とし通常二年置きとす。

幹部候補生にして豫備役將校に任せられる資格を具へた者は簡閱點呼に之を參會させることはないのである。

充員召集、臨時召集、又は教育召集及歸休兵召集の解除(應召日前の歸休、現役、又は就職満期等に依り陸軍軍隊官衙學校より歸郷したる者及演習召集に召集せらるべき者は其年の簡閱點呼に參會したものと看做されるのである。傷疾疾病其の他の事故に依つて點呼に參會しない者は規定回数範圍内で適宜の年簡閱點呼に參會せしめ得るのである。

海軍は毎年一回便宜の地に於て施行するを例とし、前年十月一日以後召集を解かれ又は現役満期に依り歸郷した

者には、其の年の點呼を行はず。又船舶國籍證書を有する船舶中の者に對しては其の期間點呼を免除される。而して特務士官以下の簡閱點呼は在籍領守府司令長官之を掌る。

簡閱點呼に參會するものは左の諸點に注意すべきである。

イ 令狀、軍隊手牒、履歴表、補充兵證書(未入營補充兵手牒)及奉公袋を携ふること。

ロ 軍服所持者は成るべく之を着用すること。其の他の者に在りては質素にして且端正を害せざる程度に於て敏活なる動作に便利なる服装を爲すこと特に靴其の他運動に便なる履物を穿つが宜しい。

ハ 定められたる時刻より若干時前に

寄留地簡閱點呼參會願

寄留地 府縣郡市町村字番地
本籍地 何々々
徵集年(下士官ニ在リテハ役種編入年) 役種 官等級 氏 名

(用紙適宜)

右本年寄留地ニ於テ簡閱點呼ニ參會致度候間御許可相成度及願出候也

昭和 年 月 日
何聯隊區司令官殿

右 氏 名印

(用紙適宜)

寄留地ニ於テ簡閱點呼參會届(願)

寄留地 何々々
本籍地 何々々
離現役年月日 (事情何々)

役種 官等級 氏 名

右寄留地ニ於テ簡閱點呼ニ參會致度及届出(願出)候也

右 氏 名印

何海軍人事部長殿
(註、四月一日以後ハ願トスルコト、事情ヲ詳細ニ附記スルコト)

前項の願出期日後に寄留地に於て簡閱點呼を受けんとするものは情を具して本籍地及寄留地の點呼執行期日の各二十日(本籍地聯隊區内にて受けんとするものは七日)前迄に願出づることが出来る。但し此の願は許可せられないことかある。

事故の爲參會することの出来ぬ者の願出に關しては演習召集の場合の規程に準ずるのである。但し其の願書は參會日時迄に市町村長に差出すのである。

直系尊屬妻子の死亡重態又は同一戸籍内の死亡及天災等に依る不參の願出は演習召集到著期日延期の願出と同じである。其の様式は次の通りである。

科下士官にして砲工兵、技術下士官に
適する者。技術の素養を有する兵にし
て工科學校にて二月以上學術を修得せ
る者よりも採用す。

各部下士官 各部下士官候補者にし
て一年以上在營し學校又は規定の部隊
等で必要なる學術を修得せる者。下士
官適任證書を有する上等兵にして退營
後二年以内に現役を志願する者。及豫
後備役下士官にして現役満期後二年以
内に現役を志願する者等を以て補充す

少尉候補者の資格 從來各兵科部の
少尉候補者は年齢三十八年未満の現役
各兵科部の准尉、同曹長(下士官とし
ての實役停年四年以上の者に限る)及
飛行機操縦術を習得したる軍曹(實役
停年二年以上の者に限る)中身體強健、
人格成績共に優秀で家庭良好なる者よ
り選抜されたが之を改められ航空兵科
少尉候補者は飛行機操縦術を習得した
曹長、軍曹(實役停年三年以上の者)よ
り選抜し、其の他の曹長は下士官とし
ての實役停年四年以上の者より(准尉

及曹長の年齢前に同じ)選抜すること
になつた。
軍樂部下士官は軍樂上等兵中軍樂部
下士官を志願したる者にして一年以上
在職し軍樂部下士官たるに適する者よ
り任用す。

豫備役將校の補充
豫備役將校は主として幹部候補生又
は操縦候補生にして少尉任官の資格を
有する者より任用す。

幹部候補生
幹部候補生の資格
一、豫備役、後備役將校又は下士官た
るの希望を有する者
二、兵として概ね四月以上在營(召集
に依り部隊に在る場合も含む)し、
人格、成績共に優秀且家庭良好なる
者
三、陸軍大臣の定むる銓衡に合格せる
者
四、配屬將校を附したる學校を卒業し
たる者及高等學校高等科又は大學令
に依る大學豫科(陸軍大臣に於て此

等と同等以上と認むるものを含む)
の第一學年の課程を修了したる者に
して其の教練に合格したる者
技術及各部幹部候補生の資格
一、技術幹部候補生は工學士、理學士
又は主として工業に關する學科を教
授する專門學校を卒業したる者
二、經理部幹部候補生は法律、經濟、
商業、工業(主として建築、土木、
應用化學、染色又は紡績に關する學
科を修める者)又は農業(主として
農藝化學に關する學科を修めたる
者)に關する學科を教授する專門學
校(除別科)及陸軍大臣に於て之と同
等以上と認むる學校を卒業したる者
三、衛生部幹部候補生は醫師(藥劑師)
免許證を有し若くは之等を受くべき
資格ある者
四、獸醫部幹部候補生は獸醫師免許證
を有し、又は之を受くべき資格を有
する者
尙此の外技術幹部候補生は、中等程
度工業學校卒業生を以て、經理部候補

生は商業學校、工業學校(建築、土木、
應用化學、染色、紡績)又は農業學校
(農産製造)卒業者を以て補充せられる
ことがある。

禁錮以上の刑に處せられたる者又は
破産の宣告を受け復讐を得ざる者は資
格を失ふ。

幹部候補生を希望するときは徴兵檢
査の際次の書類を差出すべし。幹部候
補生願書、幹部候補生志願者學歷一覽
表、又は學校卒業證書(學校卒業又は課
程修了に關する學校長の證明書)を聯
隊區司令官又は検査員に提示しなけれ
ばならぬ。而して甲種及第一乙種に合
格した者(補重兵特務兵、補助衛生
兵及第二補充兵を除く)は検査
終了後一月以内に左の書類を本籍地聯
隊區司令官に差出さねばならぬ。

學校卒業又は課程修了に關する當該
學校長の證明書(前に出した)、學校教練
合格證明書(最終學校)、原籍地市町村
長の身分證明書。
技術及各部幹部候補生たる資格を有
する者は其の資格又は學科に關する當

該學校長の證明書。

(用紙美濃紙)

幹部候補生採用願
幹部候補生ニ採用相成度候也

年 月 日

本籍地 府縣郡市區町村字番地
現住地 何 氏 年 月 日生

陸軍大臣 殿 資格

(用紙美濃紙)

註一技術及各部幹部候補生の資格ある者は、様式中「資格」の下に其の
具ふる資格に應じ技術、經理、技術及經理、軍醫、藥劑、獸醫の區
分に從ひ之を記入すること

幹部候補生志願者學歷一覽表

本籍地 府縣郡市區町村字番地
現住地 何 氏 年 月 日生

一何年何月何縣何市何小學校卒業
一何年何月何縣何中學校入學
一何年何月同校卒業
一右學校卒業ノ際ノ教練檢定ニ合格
一何年何月何高等學校入學
一何年何月同校卒業

- 一 右學校卒業ノ際ノ教練檢定ニ不合格
- 一 何年何月何大學何學部入學
- 一 何年何月同校第二學年中途退學
- 一 右學校中途退學ノ際ノ教練檢定ニ合格
- 右之通相違無之候也

註 一 小學校卒業以後の學校の入退學卒業に關して記入する
 二 經理部幹部候補生の資格たる建築、土木、應用化學、染色、紡織、農藝化學又は農産製造に關する學科を修業した者は、其の旨學校の卒業又は中途退學の項の下に括弧を附して朱書する
 三 教練檢定の可否に關する事項は「朱書」する
 (用紙適宜)

證明願

本籍地 府縣都市區町村字番地
 現住地 何々々
 本人 氏 名

年月日

左記證明相成度願出候也

左記

- 一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナシ
- 二 破産ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ

(何年何月何日破産ノ宣告ヲ受ケタルモ何年何月何日復權セリ)

何市町村長殿

前記ノ通相違無キコトヲ證ス

何市町村長 氏 名 (職名)

採用 入隊後概ね四月の後各部隊毎に檢定委員の行ふ檢定試験合格者を採用し爾後概ね三月の後左の如く區分す
 一、豫備役將校たるべき幹部候補生 (甲種幹部候補生と稱す)
 二、豫備役下士官たるべき幹部候補生 (乙種幹部候補生と稱す)

幹部候補生の修業期間は入營期日より起算し現役第一年次兵からの者は概ね二年とし(在營は一年)他の兵からの者は概ね一年八月である。甲種の者は豫備士官學校、戰車學校、騎兵學校、野戰砲兵學校、重砲兵學校、防空學校、工兵學校、通信學校、自動車學校又は習志野學校に於て十一月間に亘り教育せられ、専ら將校たるの徳操を涵養し且野戰小隊長たるの指揮能力を附與せられ(各部の者は別に十一月間教育)乙種の者は隊に在つて下士官としての技能向上を圖るのである。

甲種の者は學校卒業歸隊後は見習士官を命ぜられ將校の勤務を習得する事三、四月の後(修業期間の最後)所屬隊

將校全部を以て組織する銓衡會議に於て可決せられ豫備役少尉に任官する。
 航空兵科幹部候補生は採用後概ね一月の後航空關係の學校(機操は熊谷飛行學校、地上勤務は水戸飛行學校、兵器の整備及航空技術は航空整備學校)に入校し、甲種は約一年、乙種は約六月修業の後各隊に配屬せられる。技術(航空技術を除く)幹部候補生は採用概ね一月後に造兵廠又は工科學校に分遣せられ、一年間教育の後各隊に配屬せられる。

階級 幹部候補生は採用後直ちに一等兵の階級を與へられ、概ね二月の後上等兵の階級に、甲、乙種に區分後甲種幹部候補生は概ね二月の後伍長の階級に、爾後概ね三月の後軍曹の階級に、更に概ね八月の後曹長の階級に進み見習士官を命ぜられる。

乙種幹部候補生は上等兵の階級に在ること概ね五月にして伍長の階級に、更に概ね八月の後試験を行ひ、其の成績と平素勤務の成績とを参照して其の優秀なる者の約半數は軍曹の階級に進められる。

免除 幹部候補生にして軍紀を紊り、若くは屢々法則を犯し又は品行不正にして改悛の見込なき者、成績不良にして修業の見込なき者等は之を免ぜらる。然る時は前の現役兵の身分となり一般兵として服役する。
 變更 甲、乙種に區分したる後に於ても本人の成績を參酌し甲種を乙種に、乙種を甲種となすことがある。

操縦候補生

操縦候補生は特に飛行機操縦の豫、後備役將校又は下士官を養成する制度で、大體に於て幹部候補生制度と同様であるが、其の異なる點は左の通りである。

- 一、志願者資格中幹部候補生資格の外に、派遣將校の行ふ飛行機操縦の檢定に合格した者又は飛行機操縦士免狀を有する者(年齢二十八未滿)
- 二、修學期間は入營期日より滿一年
- 三、入營後直ちに一等兵の階級、三月の後上等兵、爾後二月の後伍長、又二月の後軍曹、更に二月の後曹長の

階級に進み見習士官を命ぜられ、航空兵科將校の勤務を習得する。其の末期にあたり、所屬隊將校を以て組織する將校銓衡會議に於て可決せられて始めて少尉任官の資格を與へられる。
 四、入營後概ね一月の後熊谷飛行學校に入校を命ぜられ、概ね六月間教育を受けることとなる。

豫備役下士官の補充

豫備役下士官は乙種幹部候補生にして其の修業を了りし者。甲種幹部候補生又は操縦候補生にして銓衡會議にて可決せられざる者の中下士官たるに適すると認めたる者。下士官適任證書を有する者。派遣將校の行ふ飛行機操縦の檢査に合格し又は飛行機操縦士免狀を有する年齢二十五未滿の者で、豫備役及後備役の航空兵科下士官を志願し下士官に適する者。豫備役上等兵にて平時部隊に於て勤務し其の成績優秀なる者。銓衡會議に於て可決せられた甲種幹部候補生又は操縦候補生に

して豫備役將校に任せざりし者の中下士官たるに適すと認めたる者より採用。戦時、事變の際には要員充足の必要上補充範囲を擴張せられありて其の中現役、豫、後備役准士官にして曹長任官の日より二年以上實務に服したる者、豫後備の衛生部及獸醫部准士官にして將校勤務適任證書を有する者、現役、豫、後備役准士官にして殊勳を奏したる者、勳功顯著なる者にして危篤に陥りたる者を以て將校を補充することあり。

陸軍軍醫豫備員令

(昭和一二、一〇、二九) 勅 六、二、三

第一條 陸軍軍醫豫備員ト稱スルハ豫備役ノ衛生部下士官ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ陸軍軍醫尉官ノ職務ヲ執ラシムルモノヲ謂フ

第二條 醫師法第一條第一項各號ノ一ニ該當シ徵兵検査ヲ受ケタル者(現役編入ノ處分アリタル後未ダ現役期間ヲ滿了セザル者及現ニ幹部候補生

タル者ヲ除ク)ニシテ軍醫豫備員タルコトヲ志願スルモノハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ銓衡ノ上之ヲ軍醫豫備員候補者ニ採用ス 陸軍補充令第二十條第二項ノ規定ハ軍醫豫備員候補者ノ採用ニ之ヲ準用ス

第三條

軍醫豫備員候補者ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ便宜ノ部隊ニ在營セシメ其ノ本務ニ必要ナル勤務及軍事學ヲ修得セシム

- 一 豫備役又ハ後備役ノ下士官ヨリ採用シタル者 十五日
二 豫備兵若ハ後備兵又ハ軍隊ニ於テ教育ヲ受ケタル第一補充兵ヨリ採用シタル者 二十一日
三 前二號ニ掲グル以外ノ者 七十五日

戰時又ハ事變ノ際其ノ他必要アル場合ニ於テハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ前項ノ在營期間ヲ短縮スルコトヲ得 第一項ノ規定ニ依リ部隊ニ在營スル

者ハ之ヲ生徒トシ當該部隊ノ兵籍ニ編入ス

陸軍補充令第三十九條ノ規定ハ軍醫豫備員候補者ニ之ヲ準用ス

第四條 軍醫豫備員候補者ニハ左ノ區分ニ依リ衛生任長又ハ衛生上等兵ノ階級ヲ與フ

- 一 前條第一項第一號又ハ第二號ニ掲グル者ニ在リテハ入營ノ際之ニ衛生任長ノ階級ヲ與フ
二 前條第一項第三號ニ該當スル者ニ在リテハ入營ノ際之ニ衛生上等兵ノ階級ヲ與ヘ爾後概ネ十五日ノ後ニ衛生任長ノ階級ニ進ム但シ前條第二項ノ規定ニ依リ在營期間ヲ短縮シタル場合ニ於テハ入營後十五日以内ト雖モ之ヲ衛生任長ノ階級ニ進ムルコトヲ得

第五條 第三條ノ規定ニ依ル勤務及軍事學ヲ習得シタル軍醫豫備員候補者ハ陸軍大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ在營期間ノ終ニ於テ之ヲ軍醫豫備員タル豫備役ノ衛生軍曹ニ任ズ但シ軍醫

豫備員タルコトヲ志願シタル際ニ曹長ノ官等ヲ有シタル者ハ之ヲ軍醫豫備員タル豫備役ノ衛生曹長ニ任ズ 第六條 軍醫豫備員タル豫備役ノ衛生曹長及衛生軍曹ノ豫備役期間ハ陸軍武官服役令第二十四條ノ規定ニ拘ラズ年齡四十五年ニ達スル年ノ三月三十一日迄トス 軍醫豫備員タル豫備役ノ衛生軍曹ハ之ヲ本籍所在ノ師管ノ兵籍ニ編入シ師團長ノ管轄ニ屬セシム 第七條 軍醫豫備員タル豫備役ノ衛生曹長及衛生軍曹召集セラレ部隊ニ編入セラレタルトキハ之ヲ豫備役ノ見習士官ト爲ス

前項ノ規定ニ依リ豫備役ノ見習士官ト爲リタル者ハ召集解除ノ際之ヲ免ジ其ノ現ニ軍曹ノ官等ヲ有スル者ハ之ヲ軍醫豫備員タル豫備役ノ衛生曹長ニ任ズ

第八條 前條第一項ノ規定ニ依ル豫備役ノ見習士官陸軍補充令第九十二條ノ規定ニ依リ豫備役ノ衛生部將校ニ

任セラレタルトキハ軍醫豫備員ヲ免ゼラレタルモノトス

支那事變ノ爲召集セラレタル豫備役又ハ後備役ノ將校ニシテ召集中ニ於ケル功績顯著ナルモノハ召集解除ノ後ト雖モ陸軍武官進級令第三十五條ノ規定ニ依リ進級ノ場合ノ例ニ依リ必要ニ應ジ臨時拔擢シテ之ヲ進級セシムルコトヲ得

(昭和一二、二、二六) 勅 九、七

海軍の補充

現役士官 兵科、機關科、主計科少尉は海軍兵學校、同機關學校、同經理學校を卒業したる少尉候補生にして十人以上實務練習を爲したる者より任用す。但し主計科少尉は右の外依託學生制度を存するも現在主として前記の少尉候補生より任用する。又勤務召集の豫備少尉又は機關少尉の現役志願者

中より銓衡を経て現役に任用することあり。

軍醫科、藥劑科士官

依託學生となり後學士と稱することをを得る者及大學令に依る大學の醫學部にて學科を修め學士と稱し得る者にて身體検査に合格せる者は中尉に、又依託學生となり指定の學校を卒業したる者及大學令に依る大學附屬藥學專門部、官立醫學專門學校、醫師法に依り文部大臣の指定した私立專門學校、官立藥學專門學校又は藥劑師法第二條第二項、第一號の規定に依り文部大臣の指定した學校を卒業したる者で、身體検査に合格せる者は、夫々少尉に任用す。又任用特例として、醫科大學、其の他右に列記せる諸學校の卒業者で年齢二十年以上三十二年未滿者中の志願者より採用し二年間軍醫科及藥劑科士官として服役せしむる特例がある。

造船、造機、造兵各中尉

は依託學生となり指定の學部を卒業し學士と稱し得る者又は學士と稱し得る者にして身

體檢に合格せる者を中尉に任用す。
其の他大學令に依る大學卒業の理、
工學士及規定の專門學校卒業の志願者
より二年現役制度の中、少尉を任用
す。

主計中少尉 は大學令に依る大學の
法學部、經濟學部又は商學部に於て學
課を修め、學士と稱し得る者で年齢二
十年以上三十二年未滿者及規定の專門
學校卒業者で年齢二十年以上二十八
未滿の志願者中採用試験に合格せる者
を二年現役制度の中、少尉に任用す。
以上の外に外國の學校に於て相當の課
程を修了した者で、軍醫科、藥劑科、
及技術各科を志願すれば採用試験を行
はれ、其の結果に依り夫々の二年現役
制度士官に任用されることがある、總
て二年現役特例に依り採用された士官
にして現役期間滿了後は引續き尙二年
毎に現役を志願することを得。
尙海軍所屬の技師、技手より技術士
官又は同中、少尉採用の制度が新たに
設けられた。(補充の部末尾參照)

特務大尉、航空特務大尉、機關特務
大尉、整備特務大尉は特選に依り夫々
の少佐に任用することあり。

特務士官は海軍兵學校、同機關學校、
同軍醫學校、同經理學校又は海軍練習
航空隊選修學生の課程を修了したる者
の中より拔擢に依り任用す。

現役下士官 三等下士官は下士官を
志望する一等兵中より海軍練習航空隊
飛行豫科練習生又は飛行練習生若くは
同教程卒業の掌航空兵たる者にして一
年二月の實役停年を有する者より採用
右以外の者にして一年四月の實役停
年を有する者の中より任用試験に合格
したる者を拔擢により任用す。

特殊任用 候補生、准士官又は一等
兵にして敵前に在りて殊勳を奏し首將
之を全軍に布告せる者。戰時又は時變
の際殊勳を奏したる者又は勳功顯著な
る者にして其の戰時又は事變中傷疾又
は疾病の爲危篤に陥りたる者。拔群な
る勇敢の行爲あり功績顯著にして軍人
の龜鑑として海軍大臣が全般に布告し

た者は規定に拘らず夫々進級せしめら
る。

尙昭和十三年八月六日を以て召集中
に非ざる豫備役又は後備役の准士官又
は一等兵にして、軍事に關し拔群の功
績ある者は、任用令の規定に拘らずに
准士官を特務士官に、一等兵を下士官
に各科別に從ひ特に任用されることが
ある如く定められた。

海軍豫備員

海軍豫備員(航空關係豫備武官を除
く)は左の有資格者にして海軍の教育
を受け、試験に合格したる者より採用
す。(禁錮以上の刑に處せられた者。
破産して復権を得ざる者を除く)

豫備少尉 文部省直轄商船專門學校
航海科卒業者又は水産講習所遠洋漁業
科卒業者。

豫備機關少尉 文部省直轄商船專門
學校機關科卒業者。

豫備一等兵官及豫備一等機關兵官
在りては海軍豫備練習生にして公私立
商船學校練習科修了者。

豫備三等水兵、同機關兵、同工作兵

は海軍豫備練習生教程を修了した者。
航空科豫備少尉 同機關少尉は海軍航
空豫備學生教程を修了せる者。

豫備二等航空兵官 は航空術に關する
海軍豫備練習生教程を修了した者。

豫備三等航空兵官 は航空術に關する
海軍豫備練習生教程を修了した者、又
は海軍練習航空隊にて航空術を修得し
豫備武官を志願し身體檢査に合格した
る年齢二十五年未滿者。

豫備武官の實役停年 は各科豫備少佐
四年、同大尉五年、同中尉三年、同少
尉二年、豫備一等下士官二年六月、同
二等下士官二年、同三等下士官二年に
して、將校以下規定に基き銜衡に依り
進級せしむる途を設けらる。

海軍航空豫備學生

海軍航空豫備學生は飛行科、及整備
科の二種とし志願者中身體檢査及試験
に合格したる者より採用す。

資格 飛行科學生は大學令に依る大
學學部の卒業者にして採用の年の四月
一日に年齢二十六年未滿者。大學令に

依る大學の豫科、高等學校高等科、專
門學校又は之と同等以上の學校卒業者
にして採用の年の四月一日に年齢二十
四年未滿者。整備科學生は大學令に依
る大學の工學部卒業者にして採用の年
の四月一日に於て年齢二十六年未滿の
者。工業專門學校卒業者にて採用の年
の四月一日に年齢二十四年未滿者。

志願 志願者は、志願書、履歷書、
誓約書、戶籍謄本、身元證明書に寫眞
を添へ海軍大臣に願出づべし。

其他 募集は其の都度官報に告示
せらる。採用者中飛行科學生は體ヶ浦
航空隊に、整備科學生は横須賀航空隊
に入隊せしめ約一年間軍事教育を實施
す。

海軍豫備生徒

豫備生徒は商船專門學校生徒、又は
水産講習所遠洋漁業科學生を充て、航
海科、機關科の二とし其の身分は海軍
生徒に準ず。海軍豫備生徒は約六月間
海軍砲術學校に於て軍事關係の教育を
施すものとす。

海軍豫備練習生

海軍豫備練習生は航海科、機關科、
航空科(甲種及乙種)に分つ。

資格 航海科及機關科は海軍大臣の
認めたる公私立商船學校、本科若くは
同校専修科を卒業せる者にて海軍豫備
員を志願する者、但し志願者は卒業の
年を加へ引續き三回迄志願を爲すこと
を得。

航空科甲種豫備練習生は昭和十三年
十一月海軍省令で當分の間之を採用せ
ざることに改めらる。乙種は中學校又
は之と同等以上の學校を卒業し採用時
に年齢二十年未滿者にて、募集は其の
都度官報等に告示せらる。

志願 志願者は一月卅一日迄に願書
に履歷書、誓約書、航空機操縦士免狀
寫、身元證明書、戶籍謄本を、航海科、
機關科は在學する商船學校を經、航空
科は直接に、所管鎮守府司令長官に願
出づべし。

其他 採用者は所管鎮守府海兵團
にて約六月間(航空科の甲種は體ヶ浦

遊滞なく受領し得る如くして置かなければならぬ。
世帯が本籍地市町村に在る場合に其の世帯の在る市町村を離れる場合にも同様に家事擔當者に自分の行先等を詳知させて置かなければならぬ。
若し單身戸主の如き者で自分の行先を知らして置くべき家族がない者は軍衛の命あるとき之を傳達すべき者(成

年の者に限る)を本籍地市區町村内に於て定め豫め連署を以て本籍地の市町村長に届出置き且其の者に自分の居所を常に詳知させて置かなければならぬ。又朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に在留する者其の在留地を離るゝときは前に述べたと同様の手續を爲さねばならぬ。但し市町村長は其の地の之に該當するものである。

(用紙適宜)

外國旅行(在留)届

一 本籍地 府縣都市區町村字番地

二 現住地 何々

三 徵集年、役種、兵種、等級、氏 名

四 行先 何地

五 目的(何々官廳ノ命ニ依ルモノハ其ノ官廳名ヲ記入スベシ)

六 出發豫定期日及發航地 何年何月何日何地

七 歸朝豫定期 何年何月何日(不明)

右ノ通帝國外ノ地ニ旅行(在留)致スベク候ニ付及届出候也

昭和 年 月 日

何聯隊區司令官殿

本人 氏 名

帝國外地の旅行在留 歸休兵、補充兵、及び豫備役後備役の下士官兵にして内地より帝國外地(關東州及滿洲國を除く)に旅行又は在留せんとする者は出發前に上記の様式に依り書面を以て本籍地の市區町村長を経て本籍地の聯隊區司令官に届出なければならぬ。右の届出を爲したる者出發豫定期日後十四日以内に出發せざる時又は歸朝したるときは其の後十四日以内に其の旨を本籍地の聯隊區司令官に届出なければならぬ。又右に掲げた在郷軍人は本籍地から旅行日數七日以上を要する帝國内地又は航海に七日以上を要する水域に赴かうとする時と同様届出でなければならぬ。

帝國外地の移動 歸休兵、補充兵、及び豫備役又は後備役の下士官兵にして内地又は帝國外地(關東州及滿洲國を除く)より朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲國に到り當該地域に在留する者は在留地到着後十四日以内、朝鮮に在りては警察署長、間島に在りては領事

官、臺灣に在りては郡守市尹又は支廳長、關東州に在りては警察署長滿洲に在りては大使館兵事員を経て師團長又は軍司官に届出でなければならぬ。其の届書の様式は外國在留届出に準ずる、又右の者が朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲に在留し當該地域内で在留地を變更したとき又は他の地域若くは内地に到るときも同様届出を要する、若し其の在留地から外國に行くときは前に掲げた帝國外(旅行)在留届を出すのである。

所在不明者 歸休兵、補充兵、及び豫備役、後備役の下士官兵にして所在不明の者あるときは憲兵又は警察官吏の證明書を添へて其の戸主(本人戸主なれば家族中家事を擔當する者)より十四日以内に本籍市町村長に届出づべきである。所在不明の者歸郷若くは所在分明したるときも亦同様である。但し證明書は要しない。其の届書の様式は左の如くである。但し此の届は口頭でも差支はない。

在郷軍人所在不明届(分明届)

一 本籍地 府縣都市區町村字番地

二 現住地 何々

三 役種、兵種、徵集年、等級、氏 名

四 所在不明(分明)トナリタル年月日何年何月何日

五 所在不明ノ者ニアリテハ其ノ事實ノ要旨 出漁遭難(何々)

右所在不明(分明)ニ付届出候也

昭和 年 月 日

何市區町村長殿

本籍地 府縣都市區町村字番地

現住地 何々

戸主 氏 名

(用紙適宜)

朝鮮、臺灣、關東州又は滿洲に在留する在郷軍人に就ては右の届出は朝鮮に在りては警察署長、間島に在りては領事官、臺灣に在りては郡守、市尹、支廳長、關東州に在りては警察署長、滿洲に在りては大使館兵事員を経て師團長又は軍司令官に差出すのである。

勤務演習點呼免除者 在郷軍人(國民兵を除く)にして市町村長、助役、收入役又は之に準ずるもの又は帝國議會府縣會市町村會其の他に準ずるもの

議員となつた者は勤務演習簡閱點呼を免ぜらるるのであるから、之に就きたる時は其の日より十四日以内に本籍地市長又は町村長及警察署長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に届出づべきである。其の職を退きたる時も亦同様である。

又此等の者は願に依りて演習召集簡閱點呼を受ける事が出来るが其の場合の願書の差出先經由等は右に同じ。

服役免除 在郷軍人在郷中傷痍疾病

兵 役 關 係 事 項

の爲永久服役に堪へないときは在職陸軍醫官の診断書若しくは地方醫師の病況書を添へて本籍地市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に届出づべきである。

船員 歸休兵、豫備兵、又は補充兵にして船舶國籍證書を有する船舶の船員たる者は其の就職又は雇入の日より

十四日以内に左記様式の届書を管海官廳又は該官廳の事務を行ふ市町村長若しくは之に準ずる者(外國に在り)の證明を受け其の旨を本籍市町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に届出づべきである。其の退職し又は雇止したるときも亦同様である。

(用紙適宜)

船員就職(雇入)届	一、本籍地 府縣郡市區町村番地
	二、現住地 何々
	三、徵集年、役種、兵種、等級 氏 名
	四、就職(雇入)年月日
	五、職名 (船長、一等運轉士、二等運轉士、機關長、一等機關士、事務長、水夫長、水夫、無線電信技術員、舵夫、火夫長、火夫、油差、賄方等)
	六、海技免狀ヲ有スル者及船舶職員試験規程ニ依リ選信大臣ノ認定シタル學校又ハ水産講習所ヲ卒業シタル者ニ在リテハ其旨
	七、乗組船舶ガ帝國外ノ地ヲ往復スルモノナルヤ否
	右及届出候也
年 月 日	本人 氏 名印
何聯隊區司令官殿	

前項の證明書は海員に在つては船長の證明書で代へることが出来る外届出の際證明書の代りに單に船員手帳を市町村長(之に準ずるもの)に示せば宜しいのである。

又帝國外に往復する船舶の船員は外國旅行届を出さずとも宜い。

青年學校卒業者 服役第一年度の第一補充兵にして青年學校の課程又は之と同等以上と認むる課程を修得したる者は第五十二條の規定に依る證明書(學校長の證明書、又は配屬將校の證明書をいふ)を添へ其の旨本籍地の市町村長を経て四月三十日迄に到着する如く本籍地の聯隊區司令官に届出づべし但し醫師法第一條第一項各號の一に該當する者又は教育召集に應ずる事を志願したる者に付ては此の限に在らず。

醫師法醫當者 歸休兵、豫備兵、後備兵又は補充兵にして醫師法第一條第一項各號の一に該當する者は該當するに至りたる日より十四日以内に學校卒業證明書、合格證書寫又は醫師法第一

兵 役 關 係 事 項

條第一項第三號に該當する事實を證明するに足る書類を添へ其の旨本籍地市町村長を経て本籍地の聯隊區司令官に届出づべし。

免許證 歸休兵、豫備兵、後備兵又は補充兵にして藥劑師免許證、獸醫師免許證又は自動車運轉免許證を下附せ

られたる者は免許證の下附を受けたる日より十四日以内に免許證の寫を添へ其の旨本籍地の市町村長を経て本籍地の聯隊區司令官に届出づべし(朝鮮、滿洲在留者は市町村長該當者を経て、朝鮮の師團長他は軍司令官に届出づべし)

藥劑師(獸醫師)(自動車運轉)免許證下附(醫師法第一條第一項第何號該當者)届	一、本籍地 府縣郡市區町村字番地
	二、現住地 何々
	三、徵集年、役種、兵種、等級
	右及届出候也
年 月 日	本人 氏 名印
何聯隊區司令官殿	

青年學校ノ課程又ハ之ト同等以上ト認ムル課程修得ノ件届	一、本籍地 府縣郡市區町村字番地
	二、現住地 何々
	三、兵種 何々
	右及届出候也
年 月 日	本人 氏 名印
何聯隊區司令官殿	

所罰 在郷軍人正當の事由なく本章に規定する届出(永久服役免除を除く)を怠りたる時は拘留又は科料、五十圓以下の罰金に處せらるるのである。

又自己の居所を家事擔當者に詳知せしめざる爲、軍衛の命令を通報することを得ざるに至らしめたときも亦同様である。

家事擔當者又は本人に代りて令狀を受けたる者正當の事由なく召集の命令を確實迅速に本人に通報(到着遅延の虞ある場合其他必要の場合には電信等にて)せず、又は令狀を交付するの處置を怠りたる時は拘留又は科料に處せらる。

關東州、滿洲國(閩島を除く)に於ける召集、簡閱點呼の手續(關東軍司令部の定むる規定)

在留に關する届出

一 始めて關東州滿洲國に在留した者又は従前より在留し本年徵兵検査を受け補充兵に編入せられたる者は十

二月一日以後速に關東州に在りては警察署、滿洲國に在りては大使館兵事員を經由して關東軍司令官宛の在

留届を提出すること。(民政署又は民政支署は改めらるる)。届書の様式は左の通りにして用紙は最

警察署又はは在郷軍人分會にある。

(用紙美濃半枚形西洋紙)

在留地	在留地(現在居ル所)	本籍地	本籍地
在留年月日	現在居ル所(移ッタル年月日)	前居住地	前=關東軍司令官又ハ朝鮮師團長臺灣軍司令官宛届出デタル所
徵集年	(徵兵検査ヲ受ケタル年)	入營年	入營年月
入營部	入營部	初任官年	(下士官志願ニ依ル)
兵種	兵種	官等級	(幹部候補生出身者ハ「幹」一年志願兵出身者ハ「一」志願兵ト記ス)
職務先	勤務先(電話番号)	職業	(現在ノ職業ヲ詳細ニ記ス)
住所	住所	氏名	氏名
氏名	氏名	印	印
除隊年月日	(下士官以上ハ現役部隊ヲ離レタル年月日)	適任證書	適任證書ノ種類
特修得シタル學術	特修得シタル學術	職業	職業(現在ノ職業ヲ詳細ニ記ス)
本人不在ノ場合在留地	本人不在ノ場合在留地	勤務先	勤務先(電話番号)
ハ捺印ヲ要セズ	ハ捺印ヲ要セズ	住所	住所
氏名	氏名	印	印

昭和年月日
關東軍司令官殿

フ
リ
カ
ナ
氏
名
印
生
年
月
日

注意

- 一 本届ノ記載ニ方リテハ軍隊手牒又ハ補先兵證書ニ對照シ苟モ本籍地、兵役關係ハ絶対ニ誤ラザル様注意ヲ要ス
- 二 前居住地欄届出ヲナシタルコトナキモノハ記入セザルモノトス

二 在留届を提出後在留地を變更したる場合は左記様式の在留地變更届を

軍司令官宛所在地の大使館兵事員、警察署、に差出すこと。

(用紙美濃半枚形西洋紙)

在留地變更届 (字體ハ楷書ニ通提出)

在留地	在留地(現在居ル所)	本籍地	本籍地
在留年月日	現在居ル所(移ッタル年月日)	前居住地	前=關東軍司令官宛届出デタル所
徵集年	(徵兵検査ヲ受ケタル年)	入營年	入營年月
入營部	入營部	初任官年	(下士官志願ニ依ル)
兵種	兵種	官等級	(幹部候補生出身者ハ「幹」一年志願兵出身者ハ「一」志願兵ト記ス)
職務先	勤務先(電話番号)	職業	(現在ノ職業ヲ詳細ニ記ス)
住所	住所	氏名	氏名
氏名	氏名	印	印
除隊年月日	(下士官以上ハ現役部隊ヲ離レタル年月日)	適任證書	適任證書ノ種類
特修得シタル學術	特修得シタル學術	職業	職業(現在ノ職業ヲ詳細ニ記ス)
本人不在ノ場合在留地	本人不在ノ場合在留地	勤務先	勤務先(電話番号)
ハ捺印ヲ要セズ	ハ捺印ヲ要セズ	住所	住所
氏名	氏名	印	印

項事係關役兵

役種	勤務先(電話番號)
兵種	住所
官等級 (幹部候補生出身者ハ「幹」一年志願兵出身者ハ「一志」ト記ス)	本人不在ノ場合在留地ニ於テ召集ヲ通報スベキ者ノ住居ヲ通知スルハ捺印ヲ要セズ
昭和 年 月 日	氏名印
關東軍司令官殿	生年 月 日

三 關東州滿洲國外の地へ退去する場合は出發前に關東軍司令官宛の退去

届を在留届の要領に依り提出すること。

(用紙美濃半枚形西洋紙)

本籍地	退去	届(字體ハ楷書ニ通提出)
在留地	退去先	
退去年月日	昭和 年 月 日	
退去年月日	徵集年 入營年 役種 兵種 官等級 氏名 印	
關東軍司令官殿		

項事係關役兵

年 月 日	區 分	在 留 地	何 某
昭和 九、一〇、二	在 留 届	大連市明治町三ノ二何々方	差 領 出 者 印 先
同 九、一〇、三〇	在 留 地 變 更 届	奉天、	大連警察署 兵事係 奉天何町派出所 巡 査 印 先
同 九、一一、三	同	新京、	新京大使館 兵事係 印 先

以上の届出を爲さざる者は我が國軍の召集事務に支障を來し動員に妨からず缺陷を生ずるを以て兵役法施行規則違反として處罰せらるるのみならず、關東州滿洲國に在留するに拘はらず在留届を提出せざるときは内地に召集又は點呼參會を命ぜらる。又在留届提出後在留地を變更せしもの之が届出を爲さざるときは舊在留

地に召集參會を命ぜられ、又在留地を退去せんとするものにして之が届出を怠るに於ては軍司令官より令狀を受くることとなり内地より滿洲に召集せらるることとなる。此の場合何れも旅費を支給せられず應召せざるべからざる不幸を見るに至る。本届は斯く重要にして將來服役上の權利にも關する場合あるべく又自身

としても之が濟否を明確にし置く必要あるべきを以て、各自左の如き在留届出に關する履歴表を調製して軍隊手牒又は補充兵證書と共に奉公袋に收容し何年何月何日何地に於て届出何某受理等の事實を明瞭にして置くこと緊要なり、切に之が實施を望む。

一 在留地を離るる場合の心得
在留地の變更にあらずして一時在

留地外に旅行滞在の場合には常に其の行先其の他軍衛の命あるとき通知を

受くるに必要な事項を同一世帯の家族(戸主を含む)中家事を擔當す

る者若しくは召集を通報すべき者に
詳知せしむること。
二 前項の旅行滞在にして旅行日數七
日以上(確實なる交通機關を利用す

ることを得)を要する地域又は航海
に七日以上を要する水域に赴かんと
するときは或は關東州滿洲國以外の外
國に一時旅行滞在せんとする時は軍

司令官宛左の届書を在留地の警察
署又は大使館兵事員經由提出するこ
と。
(用紙美濃半枚形西洋紙)

關東軍司令官殿	徵集年	入管年	役種	兵種	官等級	氏名	印
	昭和	年	月	日			
外國旅行(在留)届 (字體ハ楷書ニ通提出)							
本籍地	在留地	行先地	目的地	出發豫定期及發航地	在留地歸著豫定期		

一 本届出者出發豫定期日後十四日以内ニ出發セザルトキ又ハ在留地ニ歸著シタルトキハ其ノ後十四日以内ニ前項ニ
準ジ届出ヅルモノトス

應召及出征時の心得

平素の準備

家庭は平素より之を整

理指導し、本人留守中は勿論死歿後と

雖も遺族間に不安、紛糾を來さざるや
う總てを處理して家族の安定を圖らざ
る可らず。之が爲(一)、婚姻者は直ち
に關係市町村長に届出づること。急遽
壯途に就きし爲届出を爲さざりし者と
雖も、出征地より所轄戶籍吏宛に郵送
せるものは本人死亡後に於ても有効に
成立す。(二)、内縁の妻又は私生子等
を有する者は戶籍の整理を行ふべし。
又本人又は家族の身分に變動ありたる
時は確實に戶籍整理を要す。(三)、遺
族の紛糾を豫防する爲分家するを必要
と認むる者は速かに此の處置を採ること。
(四)、以上の如き處置を採るも尙家
族關係複雑なる場合には家督の相續、
財産處分其の他必要なる事項に付遺言
書を作成して残し置くを可とすること
あり。

人たるの本分を完うせるものなること
を家族に銘感せしむると共に眞實、遺
髮等を残し置くを可とす。(二)、留守
擔當者を定め金銭、土地、建物及物品
貸借關係等を爲し得る限り清算し、會
費、納税、預金、保險等の整理又は引
繼をなし、營業、家計、子女教育等の
指示、恩給賜金等の一切の處置をなす
こと。(三)、神社參拜、墓參等を爲し、
分會關係者、市區町村長、業務上の上
級者、同僚、近隣並に親戚等へ訣別又
は挨拶をすること。
防諜 (外國の我が國に對して行ふ諜
報又は有害行爲に對し國家及國軍を防
護すること) は平戰兩時を問はず、國
防又は直接戰爭遂行上極めて緊要缺
可らざる事項とす、而して防諜に關し
ては各人悉く責を有するにも拘らず軍
の機密は動もすれば不用意なる個人の
言動により暴露する場合多きを以て次
の諸件に注意するを要す。(一)、軍事
上の機秘密事項は業務上關係なき者に
對しては縦ひ知己其の他如何なる關係

にある者と雖も絶対に洩さざること。
(二)、寄席、酒場、列車中等其の他公
衆の面前にて、召集又は到著部隊號、出
動先、其の他機秘密事項を口外し或は
電話等に依り傳達するが如きことを慎
むこと。(三)、應召に際し所屬部隊號
を記せる幟小旗等を携行し又は部隊の
編成、裝備、動員、行動其の他苟も機
秘密に亘る事項を私信中に記載し又は
封筒に部隊號等を明記せざること。
(四)、私信、慰問品中等に思想上注意
を要する宣傳文等を發見せば直ちに上
司に提出すること。(五)、機秘密書類
の取扱、運搬等に方りては身を以て其
の責に任じ周到なる注意の下に萬全を
期すること。(六)、紙屑反古の取扱に
注意し苟くも機秘密事項を記載せるも
のは散逸せしめざること等にして、右
の中(一)乃至(四)項迄は家庭等にも十
分承知せしめ置くを肝要とす。

雜 件

一 在郷軍人にして陸軍の取扱に係ら

ざる官公職（恩給法の適用を受くる公務員、公務員に準ずべき者、宮内職員を謂ふ）に就きたるとき、位勳爵に異動ありたるとき、褒章等を授與せられたるとき、懲罰懲戒せられたるとき、恩給法第三十三條乃至第三十六條、第三十八條、第九十一條、第九十二條に依り恩給年を加算せらるべき資格、（其の始終期と爲すべき

港灣、勤務地發着年月日國境關東州界通過の年月日又は服務の年月日等）に異動ありたるときは左記様式に依り十四日以内に本人（事故の爲本人より届出を爲し能はざる場合に於ては戸主、家事擔當者又は之に準ずる者より本籍地市區町村長を経て聯隊區司令官に届出づべきである。

（用紙適宜）

兵籍異動届
異動ノ時 何年何月何日
異動事項 任何官（何地勤務ヲ命ゼラレ何年何月何日何港出發、何月何日何港上陸、月日國境通過、月日何地著等）
本籍地 何々々
徵集年 役種 官等級 氏名
右及御届候也
昭和 年 月 日
何聯隊區司令官殿
右 氏 名印

- 二 在郷軍人は左の場合に陸軍刑法陸軍懲罰令の適用を受くるのである。
イ、召集中
ロ、召集に依らず部隊に在りて陸軍軍人の勤務に服するとき
ハ、陸軍の制服着用中又は現に服役上の義務履行中（服役上の義務履行中とは簡閉點呼參會等の場合である）
ニ 志願に依り國民軍に編入せられ其の服務中
- 三 有位有勳者にして新年、紀元節、天長節又は明治節に宮中に參賀することの出來ぬ者は次頁の賀表を宮内省式部職へ書留郵便又は使丁を以て差出すべきである。
新年に青山の大宮御所に參賀すべき者にして參賀することの出來ぬ者は次頁の賀表を皇太后宮職へ書留郵便又は使丁を以て差出すべきである。
又賀表は連名に認めても妨げないのである。
右に用ゆる料紙は大廣奉書横二ツ折

である。但し美濃紙薄葉を代用することは差支ないのである。

折目	折目	折目
年月日 官位勳功爵 氏名	新年ヲ賀シ奉ル （紀元節） （天長節） （明治節）	謹ミテ

- 四 在郷下士官兵の制服（帶剣を除く）を著用し得る場合は左の通りである。
イ 満期歸郷のとき
ロ 召集若しくは簡閉點呼のとき
ハ 演習又は觀兵式參觀のとき
ニ 賀儀葬祭のとき

- 五 軍服着用の場合には左の諸點に注意すべきである。
イ 衣袴は同一制式のもの揃へて著用し異制式ものを混用することとは宜しくない。
ロ 夏季冬衣袴を著用することは制服所持数の關係上避け難きも、出來得る限り季節に伴ふ時服を著用すること。
ハ 軍服と他の服と混用することは宜しくない、例へば軍服の上に「インパネス」を混用するが如きことである。

- 六 軍隊手牒又は補充兵證書は常に大切に保持し萬一紛失又は盜難、燒失、流失したときは本籍地市區町村長を経て本籍地所管の聯隊區司令官に其の再下附を左記様式に依りて願出づべきである。軍隊手牒再下附の場合には不可抗力に依るものの外代金を納附すべきものである。

（用紙適宜）

軍隊手牒（補充兵證書）再下附願
事由 何々々
昭和 年 月 日
徵集年 役種 官等級 氏名印
何聯隊司令官殿

出征將士の慰問に最適の品

(各家庭常備品)

携帯に便利なチユウプ入り梅肉エキス

純正梅肉エキス

梅干が諸病の回復期に愛用せられ胃腸機能の亢進又は調整を圖り殊に悪疫流行期に重寶されるのは世人の熟知するところなり

本品(梅肉エキス)は青梅の絞り汁をドロ／＼の程度に煮詰めた酸度の強いもので耳カキに五六杯宛食後に召上れば其の効果は梅干の数十倍に優る
本品は多量に用ふるも差支へなし

製造發賣元

ハフ茶本舗

大阪

株式會社 三二

心

堂

大阪市北區堂島中二丁目二
電話 北五七九九番
振替 大阪 八六二四八番

勳章年金、恩給、救恤

勳章年金支給細則摘要

年金は半額を毎年六月、十二月の兩回に支給される。

遺族の順位

- 1、寡婦 2、孤兒 3、父
 - 4、母 5、祖父 6、祖母
 - 7、家督相続人又は戸主
- 孤兒數人あるときは家督相続人に賜ふ其他は男子を先にし女子を後にし順次年長者に賜ふ。

此規則に於て孤兒とは、年齢二十歳未滿の男女子にして未だ結婚せざる者を謂ふ。

年金受給者死亡、離籍、婚姻又は成年に達したる爲資格を失ひたる時は遺族、親戚又は本人より支給郵便局を経て貯金局へ届を差出すのである。

勳章年金證書は讓渡し又は擔保に供することが出來ぬ。又負債の抵償として差押へることも出來ない。

請願届 受給者其の期に屬する年金を受領せずして死亡したる場合(例へば一月以降死亡したるときは六月に受領すべき分を、七月以降死亡の場合は十二月に受領すべき分)は當該年金支給期に於て相続人に其の金額を郵便局より給せらる。

右金額受領後金鵄勳章年金は遺族より年金繼受の手續を爲すべきものである。

年金受領者氏名を改めたるときは其届書に年金證書及戸籍謄本を添へ年金の支給郵便局を経て貯金局に差出すのである。貯金局長は年金證書の裏面に其の事由を記載し署名捺印の上年金支

給郵便局を経て本人へ戻される。

年金支給郵便局を變更するには支給郵便局變更請求書(様式)を新舊何れかの郵便局へ差出すのである。

年金を受くる者改印したるときは、適宜の用紙にて改印届を作り、金額を支給する郵便局へ差出すのである。

年金證書を忘失したときは、其の種類、證書、番號年金額及亡失事由を具し支給郵便局を経て貯金局に届出るべきである。

勳章及記章所有者が死亡した場合に遺族は之を保管するのである。

金鵄勳章年金 年金受領者死亡したる時は仍一年間遺族に其の年金を賜ふ。

前項の場合に於て年金受領期間本人及遺族を通じて五年に滿たないときは五年に滿つまで遺族に其の年金を賜ふ。

前項の遺族とは寡婦孤兒父母及祖父母にして年金受領者生存中より戸籍簿に登録したる者並家督相続人及戸主を

謂ふのである。

金鵄勳章年金令に依り遺族に賜ふ年金支給の期は年金受領者の死亡六月三十日以前に在るものは七月一日に始まり翌年六月三十日を以て終り、其の死亡七月一日以後に在るものは翌年一月一日に始まり十二月三十一日を以て終るのである。

年金を継受したる者其の受領期日前に死亡し戸籍を去り又は禁錮以上の刑に處せられたときは其の年金は次の順位者に之を賜ふのである。年金を継受した寡婦再婚したる時も亦同じである。

金鵄勳章年金を継受せんとする遺族は受領者最終期の年金受領済の後署名捺印したる願書（孤兒は親補者又は後見人より遺書第一様式に市區町村長の證印を受け戸籍謄本及年金證書を添附し住所地の地方廳を経て賞勳局總裁に差出すのである。

賞勳局總裁は前項の願書を審査し許可すべきものと認めたるときは年金證

〔第一様式〕（用紙美濃白紙）

年金繼受願（年金繼受願ニハ必ず年金證書ト戸籍
府（縣）郡（市）町（村）番地 華士族平民
故官位勳功爵氏名寡婦（孤兒）（父母）（祖父母）
氏 何年何月生

功何級金鵄勳章年金證書第何號
歳額何百何圓
右ハ夫（父等）氏名何年何月何日死亡候ニ付金鵄勳章年金令第三
條ニ依リ何年何月何日何年何月何日何年何月何日何年何月
マデニ年間私拜受仕度別紙年金證並戸籍謄本相添此段奉願候也

右寡婦（孤兒）（父母）（祖父母）
氏 名 氏 名 氏 名

賞勳局總裁爵氏名殿
（遺族ヨリスル年金繼受願書モ此書式ニ準ジテ作ル）

〔第二様式〕（用紙半紙白紙）

支給局變更請求書
一給與金の種類 金鵄勳章年金
一證書記號番號 旭日勳章年金
一舊支給局
一舊居所
一新居所
右請求候也

貯金局御中
年 月 日
肩 氏 書 名 印

書の裏面に其の事由を記載し住所地の地方廳を経て本人に下付せられるから其の證書を以て年金支給郵便局で年金を受領するのである。

恩 給

我が國の恩給は明治八年初めて其の制度を設けられたもので軍人恩給法、官吏遺族扶助法其の他諸種の恩給法に分類せられありしを大正十二年整理統一せられ、數次の改正を経て現行に至つたのである。而して昭和十三年度改正要點は（一）恩給金庫より金融の途を拓きたること。（二）増加恩給、傷病年金及公務に因る傷病の爲死亡し又は増加恩給を併給せられて死亡せる者の遺族扶助料を増額し出征軍人及遺族救済に資したること。（三）現行恩給制定前の爲扶助料を受け得ざりし軍人の寡婦等に扶助料を給する途を拓かれたること等が主なるものである。

從來動もすれば證書を繕り諸種の弊害を生じ、爲に恩給給與の目的に反す

るもの尠しとせず。政府は之が對策として今回新たに恩給金庫の制度を設け嚴重なる國家監督の下に官民合同事業の形式にて廣く資金を集め恩給、年金證書を擔保にして低利、簡便に金融を圓り且は傷病者老幼者等の受給者救済を行ふこととなつた。

恩給の種類 普通恩給、増加恩給、傷病年金、傷病賜金、一時恩給、扶助料、一時扶助料とし「普通恩給」は准士官以上は十三年、下士官以下は十二年以上在職して退職したる軍人に。「増加恩給」は公務の爲傷病を受け又は疾病に罹り、不具廢疾となり退職せる軍人、準軍人陸軍の見習士官、海軍候補生（勅令にて指定する陸海軍の學生、生徒）等に給せられ、在職年數に關せず普通恩給を併給せらる。「傷病年金」は公務の爲永續性の傷病を受け又は疾病に罹り、不具廢疾に至らざるも勅令の定むる程度に達し、且之が爲其の職に堪へず三年内に退職した者、又は下士官以下退職後三年内に之が爲一種以

上の兵役を免ぜられたとき給せられ、一時恩給の併給を認められる。「傷病賜金」は下士官以下公傷病にて傷病賜金を受くる程度に非ざるも、之が爲退職し又は退職後一年内に之が爲一種以上の兵役を免ぜられた者に給せられ、普通恩給又は一時恩給と併給を認められる。「一時恩給」は准士官以上が三年以上在職し、未だ普通恩給を受くる年限に達せざるに退職せる者に。「扶助料」「一時扶助料」は後段に記載す。

恩給裁定官 軍人及準軍人並に其の遺族恩給は、國庫負擔にて内閣恩給局長之を裁定す。

恩給權の消滅 恩給を受くる事由の生じたる日より七年間請求せざるとき。恩給を受くる者が死亡せる場合。死刑又は無期若しくは二年を超える懲役若しくは禁錮の刑に處せられた時。國籍を失つた場合。在職中の職務に關する犯罪（除過失犯）に因り禁錮以上の刑（陸軍刑法の一年未滿禁錮を含まず）に處罰せられた時、但し犯罪が普通恩給を

受けた後に行はれた場合には後に生じた権利のみ消滅する。

未給恩給 受給権者が死亡した時其の生存中の恩給として未だ給與せられざる分は裁定前と後とを問はず、其の遺族(遺族なきときは死亡者の相続人)に給せられる。

恩給の處分停止 恩給は國稅徵收法又は國稅徵集の例に依る場合の外は差押を禁止し又恩給を受くる権利は之を讓渡し、又は擔保に供することを禁止され、此の規定に反する時は支給を差止めらる。但し恩給金庫に擔保に供するは此の限りでない。

在職年 就職の月より計算し退職又は死亡の月を以て終る。又退職後再就職せる場合は前後の在職年数は合算せられる。(一時恩給及一時扶助料の場合を除く)。但し陸軍以外の公職に就た場合の軍人は准士官以上は十三年に達する迄、下士官以下は十二年に達する迄は軍人以外の公務員としての在職年数は其の十分の七に相當する年月數を以

て計算する。又休職、待命、歸休、停職等の在職年は一月以上に亘るものは半減して計算す。準軍人が職務、戒嚴地境内の勤務又は外國領内に服した年月數は在職年として計算する。

加算 加算は在職年に合算されるもので加算の基礎は(一)從軍加算(戦地に在て職務に服せる者は從軍期間一月に付三月戦地外は一月に付一月半)とし戦争開始後戦地に到りたる者は、内地港灣を離れたる月より、戦地よりの歸還者は内地港灣到着月迄、動員部隊編入者は編入の月より加算す。而して支那事變は、昭和十二年七月七日以後支那及其の沿岸に在りて從軍したる者は前者の加算を、右地域外にて直接出動部隊に關する勤務に従事せる者は、後者を加算す。(二)外國交戦擾亂地域内勤務加算(一月に付二月)、(三)戒嚴地境内勤務加算(一月に付二月)、(四)外國領内加算(一月に付一月半)、(五)航空加算(一月に付二月以内)、(六)潜水艦加算(一月に付一月)、(七)邊陲又

は不健康地域在勤加算及不健康業務加算(一ヶ年以上在勤せるとき其の期間一月に付一月以内)、(八)遠洋航海加算及艦隊準戰訓練加算(一月に付三分一月)、(九)殖民地加算(當分の間一月に付半月)、(十)國境警備又は理蕃地加算(當分の間一月に付一月半)とす。

恩給額の算出法 「普通恩給」退職前一年内の俸給の總額を基礎として計算す。而して准士官以上は十三年一十四年未滿者は退職前の恩給額の百五十分の五十相當額、在職十四年以上の者は在職一年を増す毎に、其の一年に對し退職前の俸給額の百五十分の一相當額を増加し下士官以下は在職十二年一十三年未滿は、退職前の俸給年額百五十分の五十相當金額とし、在職十三年以上の者は在職一年を増す毎に、其の一年に對し下士官七圓兵は五圓を増加す。「増加恩給」退職當時の階級、傷病原因、不具廢疾程度に依り定めらる。「傷病年金」同上。「傷病賜金」同上。「一時恩給」退職前の俸給月額に在職年を

乘じたる額。「扶助料」後段に示す。

恩給の停止 普通恩給を有する者公職又は宮内職員に再就職せる場合(除實在职期間一月未滿)。二年以下の懲役又は禁錮に處せられた場合(除執行猶豫)には支給を停止せられる。其他普通恩給を受くる者滿三十五歳に達する月迄は普通恩給の六分の一、三十五歳以上四十歳迄は八分の一を停止せられる。但し増加恩給又は傷病年金と併給されてる普通恩給は停止されず。又恩給年額千圓以上にして恩給外の所得年額五千圓を超ゆる時は、恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が六千圓を超ゆる額の二割に相當する金額を停止される但し恩給の支給年額千圓を下らしむることなく、且其の停止年額は恩給額の二割を超ゆることなし。

恩給の改定 普通恩給は再就職後在職一年以上にて退職せる場合(加算年を含む)。再就職後公務の爲に傷痍を受け又は疾病に罹り不具廢疾となり退職せるとき。同上の理由にて退職後五年

以内に之が爲に不具廢疾となり又は其の程度増進し其の期間に請求するとき改定される(五年を経過せる後の請求は恩給審査會に附される)。此の場合増加恩給は前後の傷痍又は疾病を合したもので不具廢疾程度を定められる。傷病年金も同様である。

恩給の請求 恩給は請求に依つて裁定下附されるものである。請求に要する書類は「普通恩給」請求書に在職中の履歷書に戸籍抄本添附。「増加恩給」請求書に履歷書、戸籍抄本、現認證明書、又は事實證明書等、症狀經過を記載せる書類、請求當時に於ける診斷書改定の場合には舊恩給證書を附す。「傷病年金」増加恩給の場合に同じ。「傷病賜金」同上。「一時恩給」請求書に履歷書添附。「扶助料」在職中に死亡せる爲初めて扶助料を請求する場合は請求書、在職中の履歷書、請求者の戸籍謄本。(死亡時以後の請求者の身分關係を明にし得るもの)、公務に因る傷病に起因するときは現認證明書又は事實證明書

症狀經過を記載せる書類、死亡診斷書又は死體檢案書を要す。既に普通恩給を受けある者死亡せる場合の請求には請求書の外、恩給證書、戸籍謄本其他公務傷病に起因する死亡の場合には前記の添附書類を要する。恩給請求書提出先及手續等は所屬部隊、聯隊區司令部等に就き承知するを可とす。

手續上の注意 内閣恩給局にては請求書を受領せば努めて迅速に處理するも滿洲事變に引續き支那事變の爲業務繁劇を加へ爲に裁定に時日を要することもあるが、中には提出書類の不備にして追究の爲照復に日時を徒費し之が爲甚だしく遷延する場合も尠くないから、書類提出の當初に於て十分に注意を拂ふことが必要であつて、不備と認むる若干の例を示せば左の様なものがある

- 一 請求書及履歷書記載の姓名字體が戸籍抄本と一致せざるもの
- 二 請求書記載の本籍地が戸籍抄本と一致せざるもの

第四號表

高等官及同待遇者ニ給スヘキ金額ハ判任一等ノ者ニ給スヘキ金額ニ其ノ十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス	乙				甲				傷病原因 症狀差等	階
	普通公務	第一項	第二項	第三項	第一項	第二項	第三項	第四項		
	第四款	第三款	第二款	第一款	第四款	第三款	第二款	第一款		
	一四四	一七三	二二二	二七九	一八〇	二一六	二六四	三四八		
	一三二	一五九	一九四	二五六	一六五	一九八	二四二	三一九		
	二二〇	一四四	一七六	二二二	一五〇	一八〇	二二〇	二九〇		

第三號表

特別項ハ各號第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ノ金額ヲ加ヘタルモノトス

號	第五項	第六項	第七項
	八〇〇	六四〇	四二八
	六〇〇	四八〇	三二〇
	四七〇	三六八	二四六
	四二三	三三二	二二一
	三八八	三〇四	二〇三
	三五二	二七六	一八四

第二號表

乙	甲							傷病原因 症狀差等	階
	普通公務	特別項	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項		
第四項	第三項	第二項	第一項	特別項	第七項	第六項	第五項		
一、〇二四	一、二八〇	一、六〇〇	一、九二〇	一、六〇〇	一、二八〇	一、〇〇〇	八〇〇	五三四	
七六八	一、〇〇八	一、二六〇	一、五八四	一、二六〇	一、〇〇〇	九六〇	七五〇	四〇〇	
六一四	八〇三	一、〇〇四	一、二四八	一、〇〇三	七六七	五八七	四六〇	三〇七	
五五二	七二三	九〇三	一、一二四	九〇三	六九〇	五二八	四一四	二七六	
五〇七	六六三	八二八	一、〇三〇	八二八	六三三	四八四	三八〇	二五三	
四六〇	六〇二	七五二	九三六	七五二	五七五	四四〇	三四五	二三〇	

同右

假定俸給年額	階	
	准士官	下士官
一、二〇〇	一判任官	准士官
八五〇	二同	上等
七五〇	三同	上等
六七五	四同	上等
六〇〇	一海	等軍兵
五〇〇	陸軍上等兵	海軍二等兵
四九五	陸軍一等兵	海軍三等兵
四五〇	陸軍二等兵	海軍四等兵

號 甲				號 乙			
傷病原因	第一目	第二目	第三目	第四目	傷病原因	第一目	第二目
戰闘又ハ 戰闘ニ準 スヘキ公 務	第一目	第二目	第三目	第四目	普通公務	第一目	第二目
症狀等差	六六〇圓	四九五	三三〇	一六五	症狀等差	五二八圓	三九六
下士官	六〇〇圓	四五〇	三〇〇	一五〇	下士官	四八〇圓	三六〇
兵	六〇〇圓	四五〇	三〇〇	一五〇	兵	四八〇圓	三六〇
	一五〇	三〇〇	四五〇	六〇〇		二四〇	三六〇
	一五〇	三〇〇	四五〇	六〇〇		二四〇	三六〇
	一五〇	三〇〇	四五〇	六〇〇		二四〇	三六〇
	一五〇	三〇〇	四五〇	六〇〇		二四〇	三六〇

第五號表

階等	勳親任	勳任	將官	佐官	尉官	准士官	下士官	兵
階等	勳親任	勳任	將官	佐官	尉官	准士官	下士官	兵
二四割	至三等乃	至六等乃	任	任	任	判	一	海軍一等兵
二六割	至五等乃	至九等乃	任	任	任	判	三	陸軍上等兵
二八割	至四等乃	至七等乃	任	任	任	判	四	陸軍二等兵
三〇割	至三等乃	至六等乃	任	任	任	判	四	陸軍三等兵
三一割	至二等乃	至五等乃	任	任	任	判	四	陸軍四等兵
三四割	至一等乃	至四等乃	任	任	任	判	四	陸軍四等兵
三六割	至准士官	至下士官	任	任	任	判	四	陸軍四等兵
三六割	至准士官	至下士官	任	任	任	判	四	陸軍四等兵
三六割	至准士官	至下士官	任	任	任	判	四	陸軍四等兵

第六號表

階等	勳親任	勳任	將官	佐官	尉官	准士官	下士官	兵
階等	勳親任	勳任	將官	佐官	尉官	准士官	下士官	兵
一九、二割	至三等乃	至六等乃	任	任	任	判	一	海軍一等兵
二〇、八割	至五等乃	至九等乃	任	任	任	判	三	陸軍上等兵
二二、四割	至四等乃	至七等乃	任	任	任	判	四	陸軍二等兵
二二、四割	至三等乃	至六等乃	任	任	任	判	四	陸軍三等兵
二四、〇割	至二等乃	至五等乃	任	任	任	判	四	陸軍四等兵
二四、八割	至一等乃	至四等乃	任	任	任	判	四	陸軍四等兵
二七、二割	至准士官	至下士官	任	任	任	判	四	陸軍四等兵
二八、八割	至准士官	至下士官	任	任	任	判	四	陸軍四等兵
二八、八割	至准士官	至下士官	任	任	任	判	四	陸軍四等兵

第七號表

階等	勳親任	勳任	將官	佐官	尉官	准士官	下士官	兵
階等	勳親任	勳任	將官	佐官	尉官	准士官	下士官	兵
一四、四割	至三等乃	至六等乃	任	任	任	判	一	海軍一等兵
一五、六割	至五等乃	至九等乃	任	任	任	判	三	陸軍上等兵
一六、八割	至四等乃	至七等乃	任	任	任	判	四	陸軍二等兵
一六、八割	至三等乃	至六等乃	任	任	任	判	四	陸軍三等兵
一八、〇割	至二等乃	至五等乃	任	任	任	判	四	陸軍四等兵
一八、六割	至一等乃	至四等乃	任	任	任	判	四	陸軍四等兵
二〇、四割	至准士官	至下士官	任	任	任	判	四	陸軍四等兵
二一、六割	至准士官	至下士官	任	任	任	判	四	陸軍四等兵
二一、六割	至准士官	至下士官	任	任	任	判	四	陸軍四等兵

第八號表

遺族ノ階等	勳親任	勳任	將官	佐官	尉官	准士官	下士官	兵
遺族ノ階等	勳親任	勳任	將官	佐官	尉官	准士官	下士官	兵
三人	至三等乃	至六等乃	任	任	任	判	一	海軍一等兵
四人	至五等乃	至九等乃	任	任	任	判	三	陸軍上等兵
五人以上	至四等乃	至七等乃	任	任	任	判	四	陸軍二等兵
	至三等乃	至六等乃	任	任	任	判	四	陸軍三等兵
	至二等乃	至五等乃	任	任	任	判	四	陸軍四等兵
	至一等乃	至四等乃	任	任	任	判	四	陸軍四等兵
	至准士官	至下士官	任	任	任	判	四	陸軍四等兵
	至准士官	至下士官	任	任	任	判	四	陸軍四等兵
	至准士官	至下士官	任	任	任	判	四	陸軍四等兵

普通恩給請求書
 何年何月何日〇〇〇〇(官職)ヲ退職致候ニ付普通
 恩給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也
 退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

一時恩給請求書
 何年何月何日〇〇〇〇(官職)ヲ退職致候ニ付一時

恩給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也
 退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

普通恩給請求書
 增加恩給請求書
 何年何月何日〇〇〇〇(官職)ヲ退職致候ニ付普通
 恩給及增加恩給ヲ給與相成度證據書類相添へ請
 求候也

退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

増加恩給請求書

何年何月何日〇〇(官職)ヲ退職致候處在職中ノ
 傷疾(疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付増加恩給ヲ
 贈與相成度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

傷病年金請求書

何年何月何日(官職)ヲ退職候ニ付傷病年金給與
 相成度證據書類相添へ請求候也
 退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

傷病年金請求書

何年何月何日(官職)ヲ退職候處在職中ノ傷疾
 (疾病)爾後重症ニ赴キ候ニ付傷病年金給與相成
 度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

再診査請求書
 何年何月何日退職ニ因リ傷病年金ヲ給セラレ候
 處未タ傷疾(疾病)回復セサルヲ以テ再診査相成
 度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名
 本籍地
 現住所
 年 月 日 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

死亡届

一給與金種類 陸軍恩給
 一證書記號番號 第二……號
 一給與年額 金……圓
 一受給者氏名 何 某
 右何年何月何日死亡候ニ付別紙戸籍謄本相添へ
 此段及御届候也
 年 月 日

何縣何郡何町何番地
 右遺族 何 某
 貯金局御中

從來支給を受けありたる以外の郵便局に於て未受領の給
 與金を受領せんとする場合に在りては本屆書宛名の次へ
 左記の通り附記すべきものとす。
 追テ未受領ノ給與金ハ〇〇郵便局ニ於テ交付方御取計
 相成度申添候

扶助料請求書

公務員又ハ
 普通恩給權者 氏 名
 右者何年何月何日死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成
 度證據書類相添へ請求候也
 本籍地
 現住所
 年 月 日 氏 名
 内閣恩給局長氏名殿
 支給郵便局〇〇郵便局

一時扶助料請求書
公務員又ハ普通恩給權者ノ退職當時ノ官職名 氏 名
右者年 月 日死亡候ニ付恩給法第八十一條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係
本籍地
現住地
年 月 日
氏 名 印

内閣恩給局長氏名殿
支給郵便局〇〇郵便局
(用紙半紙四つ切大又は半切大)
恩給受給權調査票
一 恩給證書記號番號
一 受給者住所氏名
一 受給權調査期日
昭和 年 月
本用紙は郵便局にあり。

恩給法施行前ノ爲恩給未受領ノ者

即ち恩給法施行前戰闘又は之に準ずべき公務ノ爲傷痍疾病に罹り死亡シ、又は此ノ種公務ノ爲増加恩給(之に準ずるものを含む)を受けた軍人ノ寡婦、父母、祖父母で軍人死亡當時軍人と同一戸籍内に在りたるも軍人現役中兵籍に登記せざる等の特別事由で扶助料を受ける資格なき者は昭和十三年四月一日より扶助料を給與せられる。但し軍人死亡當時前項ノ事由以外ノ事由により扶

扶助料を受くる資格なきもの又は其ノ後に失權事由ありし者には給與されず。扶助料ノ請求は請求書(昭和十三年法律第五六號附則第六條に依る扶助料請求書と記す)に在職中ノ履歷書(本籍地聯隊區司令官作成)。傷病事實を證する軍部ノ證明(軍人が退職當時増加恩給又は賑恤金若は之に準ずるものを受け又は軍人死亡ノ廉により扶助料を受けたる遺族ありたる場合は要せず)現在地ノ遺族が扶助料を受けあらざる旨ノ請求者ノ申立書。軍人死亡時以後請求

者ノ身分關係を明にせる戸籍謄本其ノ他軍人退職後公傷病ノ爲死亡當時扶助料受給遺族なき爲請求を爲さざりし者は右ノ書類ノ外死亡診斷書を添附し本籍地聯隊區司令官に提出すべし。
轉免役賜金令(昭和一三、七、九)勅 四 九 三
第一條 兵在營期間(應召期間ヲ含ム以下之ニ同ジ)中故意又ハ自己ノ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ服務ニ關聯シテ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ

之ガ爲在營期間中又ハ在營期間ヨリ引續キ陸海軍ニ於テ官費治療中一種以上ノ兵役ヲ免ゼラレ又ハ死亡シタルトキハ本令ニ依リ別表ノ轉免役賜金ヲ給ス但シ一種以上ノ兵役ヲ免ゼラレ引續キ陸海軍ニ於テ官費治療ヲ受クル者ニ在リテハ之ヲ受ケザルニ至リタルトキ又ハ死亡シタルトキ本令ノ賜金ヲ給ス
第二條 本令ニ於テ兵トハ陸軍兵(憲兵上等兵及軍樂上等兵ヲ除ク)及海軍兵ヲ謂フ
第三條 本令ノ賜金ハ左ニ掲グル場合ニハ之ヲ給セズ
一 恩給法ニ依ル増加恩給、傷病年金若ハ傷病賜金又ハ同法第七十五條第一項第二號若ハ第三號ノ扶助料ヲ給セラルベキトキ
二 在營期間一月未滿ニ於テ發生シタル疾病ニ因リ轉役又ハ免役ト爲リタルトキ
三 在營期間中又ハ在營期間ヨリ引續キ陸海軍ニ於テ官費治療中陸軍

刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ、其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ懲罰ニ依リ免官ト爲リタルトキ
第四條 本令ノ賜金ハ陸軍給與令第十條ノ規定ニ依ル退營賜金又ハ海軍給與令第六十五條第一項第二號ノ規定ニ依ル傷病手當ヲ受クベキ者ニハ之ヲ給セズ但シ本令ノ賜金ノ額退營賜金ノ額又ハ傷病手當ノ額ヨリ多キトキハ其ノ差額ヲ給ス
第五條 兵死亡ノ後ニ於テ給スベキ本令ノ賜金ハ之ヲ其ノ遺族ニ給ス
本令ノ賜金ヲ受クベキ遺族ハ兵ノ妻、子、父、母、祖父、祖母、兄弟及姉妹ニシテ兵死亡當時ヨリ引續キ之ト同一戸籍内ニ在ルモノニ限ル但シ兵死亡後分家シタル遺族又ハ分家シタル遺族ニ伴ヒ其ノ家ニ入りタル遺族ハ引續キ兵ト同一戸籍内ニ在ルモノト看做ス
兵死亡當時胎兒タル子出生シタルト

キハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ兵死亡當時之ト同一戸籍内ニ在リタルモノト看做ス
第六條 本令ノ賜金ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ前條第二項ニ掲グル順序ニ依リ同順序内ニ在リテハ男ハ女ニ、長ハ幼ニ先ツ但シ兵ノ家督相續人ハ同順序内ニ在リテハ最先トス
第七條 第五條ニ掲グル遺族ナキ場合ニ於テハ兵死亡ノ當時實家又ハ本家ニ在ル實父母、兵ノ家督相續人、兵死亡當時ニ於ケル戸主ノ順位ニ依リ同條ニ掲グル遺族ニ給スベキ金額ノ二分ノ一ヲ給スルコトヲ得
第八條 本令ノ賜金ヲ受クベキ順位ニ在ル遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ本令ノ賜金ハ其ノ次順位ノ遺族ニ之ヲ給ス
一 死亡シタルトキ
二 所在不明ナルトキ
三 分家ノ場合ヲ除クノ外同一戸籍内ニ在ラザルニ至リタルトキ
四 死刑又ハ無期若ハ六年以上ノ懲

役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ
 五 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ナルトキ
 本令ノ賜金ハ前項第二號又ハ第五號ノ場合ニ於テ其次順位ノ遺族ナキトキハ其ノ所在分明ト爲リタルトキ又ハ刑ノ執行ヲ終リ若ハ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタルトキ其ノ者ニ特ニ之ヲ給スルコトヲ得
 第九條 本令ノ賜金ハ第一條ノ規定ニ依リ之ヲ受クベキ事由ノ生ジタル日(前條第二項ノ場合ニ在リテハ所在分明ト爲リタル日又ハ刑ノ執行ヲ終リ若ハ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ

至リタル日)ヨリ二年以内ニ請求セザルトキハ之ヲ受クルノ資格ヲ失フ但シ恩給法ニ依リ增加恩給、傷病年金若ハ傷病賜金又ハ同法第七十五條第一項第二號若ハ第三號ノ扶助料ヲ請求シ却下セラレタル者ニ在リテハ却下ノ日ヨリ一年以内ニ請求セザルトキハ之ヲ受クルノ資格ヲ失フ
 兵本令ノ賜金ヲ請求中死亡シタルトキハ陸軍大臣及海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ請求ハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ遺族ノ爲シタル請求ト看做ス
 前項ノ規定ハ遺族本令ノ賜金ヲ請求中前條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ其ノ次順位ノ遺族ノ爲スベキ請求ニ之ヲ準用ス
 第十條 本令ハ左ニ掲グル者ニ之ヲ準

用ス
 一 幹部候補生、操縦候補生及陸軍補充令第八十三條第一項ノ下士官候補者
 二 在營期間中志願ニ依ルニ非ズシテ兵ヨリ陸軍又ハ海軍ノ下士官ニ任セラレタル者ニシテ兵ニ引續キタル在營期間中又ハ該在營期間ヨリ引續キ陸海軍ニ於テ官費治療中ノモノ
 第十一條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ賜金ノ給與ニ關シ必要ナル事項ハ陸軍大臣及海軍大臣之ヲ定ム
 附則
 本令ハ昭和十三年四月一日以後轉役若ハ免役ト爲リタル者又ハ死亡シタル者ニ付之ヲ適用ス

轉免役賜金表

恩給法施行令第二十四條特別項症乃至第四項症程度ノ者	同條第五項症乃至第七項症程度ノ者	同令第二十四條ノ二第一款症又ハ第二款症程度ノ者	同條第三款症又ハ第四款症程度ノ者	同令第三十一條第一目症又ハ第二目症程度ノ者	同條第三目症又ハ第四目症程度ノ者	死亡者
一、〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇	四五〇〇〇	三〇〇〇〇	一六〇〇〇	六五〇〇〇	二〇〇〇〇

備考	一種以上ノ兵役ヲ免セラレ死亡シタル者ニ付テハ死亡者ニ對スル額ノミヲ給ス
----	-------------------------------------

轉免役賜金令細則摘要

(陸、省二四) 昭一三、七、九

第一條 轉免役賜金令ニ依リ轉免役賜金ヲ受ケントスル者ハ請求書(附錄第一號書式又ハ第二號書式)ヲ受傷若ハ罹病又ハ死亡當時ノ所屬部隊長ヲ經テ陸軍大臣ニ差出スベシ(第一項)
 一 傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ヨリ請求スル場合ニ於テハ在營中ノ履歷書(大正十二年閣令第七號恩給給與細則別紙第十三號書式ニ依ル以下之ニ同シ)、受傷又ハ罹病證明書(大正十二年閣令第七號恩給給與細則別紙第十四號書式又ハ第十五號書式ニ準ズ以下之ニ同シ)及診斷書、遺族ヨリ請求スル場合ニ於テハ在營中ノ履歷書、受

傷若ハ罹病證明書又ハ死亡診斷書若ハ屍體檢案書但シ死體ヲ收容シ能ハザルトキハ死亡診斷書又ハ屍體檢案書ニ代フルニ死亡認定ノ理由ヲ詳記シタル死亡事由證明書及戶籍謄本(本人ノ死亡事項ヲ記載シタルモノ)
 二 恩給法ニ依ル增加恩給、傷病年金傷病賜金又ハ同法第七十五條第一項第二號若ハ第三號ノ扶助料ヲ給セラルベキ資格ナキ旨ヲ記載シタル書類
 前項第一號ノ死亡事由證明書ニハ所屬部隊、官等級、氏名、受傷若ハ罹病ノ原因又ハ死亡ノ事由ヲ記載スベシ
 第二條 轉免役賜金請求書提出後請求者死亡シ又ハ轉免役賜金令第八條第一項各號ノ事故發生シタルトキハ

同令第六條ノ規定ニ依ル順位者ヨリ左ノ書類ヲ添へ第一條ニ規定スル順序ヲ經テ陸軍大臣ニ差出スベシ
 一 請求書(附錄第三號書式)
 二 戶籍謄本及市區町村長ノ事實證明書(兵ノ死亡又ハ先順位者ノ賜金ヲ受クベキ資格ヲ失ヒタル事實及本請求者ノ正當順位者タルコトヲ證明シ得ルモノ)
 第三條 第一條第一項ノ受傷若ハ罹病證明書又ハ死亡事由證明書ハ所屬部隊長ニ於テ、診斷書ハ陸軍病院長ニ於テ調製スルモノトス(前段)
 第五條 轉免役賜金ハ陸軍省經理局主計課又ハ臨時陸軍東京經理部ヨリ之ヲ本人又ハ遺族ニ交付スルモノトス
 附錄第一號書式

様式 (美濃白紙)

特別賜金願書
 第何師團何兵何聯隊第何中隊(何々部附)
 故陸軍何兵何等兵(軍屬)(囑託員)(工員)

右者何年何月何日何地ニ於テ戰死「何々」爲傷痍ヲ受ケ(何病ニ罹リ)爲何年何月何日何地何病院ニ於テ死亡「致候間昭和十二年陸軍省告示第三十九號第一條ノ規定ニ依リ特別賜金賜與相成度證據書類相添此段願上候也

本籍 何府(縣)何市區(郡)町(村)番地
 現住地 何府(縣)何市區(郡)町(村)番地
 故名 長男、(父、母) 氏 名 印

年 月 日
 陸軍大臣宛

朝鮮軍人及朝鮮軍人遺族扶助料は (一)、服役年金(朝鮮軍人にして現役恩給、扶助料受領權人員及金額 (昭十一))

種類	判任	養任	判任	兵	總人員	總金額(圓)
普通恩給	一、〇四〇	三三、九〇六	二九、一五八	三一、六一八	九三、七二二	四二、二九〇、八八七
增加恩給	七	四三七	一、三二六	一一、一七二	一三、九四三	二、六九二、六二六
傷病年金	四六〇	一一、四六九	七二一	八、八五〇	九、五七二	一、四九六、二六〇
扶助料	五六〇	七、七二九	一五、四六六	四八、六五三	七六、〇四八	一六、一七七、五六五
普通恩給	二	六三	四〇九	八九五	一、三六九	三二四、二〇三
增加恩給	二	三	一七二	五九五	七七〇	一一〇、六六〇
傷病年金	二四〇	三三、三七一	一〇、七一九	五、〇五七	一九、三八七	四、七四四、一三三
扶助料						

十一年以上の者退職後に(一)、傷病年金(現役中公傷病の爲不具廢疾となり現役を退きたる者に、但し服役年金と併給せられず)、(二)、賑恤金(現役中公傷、病の爲現役に堪へざる者及現役中死没したる者其の遺族に給せらる)、(三)、葬祭料(賑恤金を給する場合の外に現役中死没者あるとき遺族に)の四種にして服役年金傷病年金は終身其の他は一時金とし扶助金の支給は朝鮮總督之を管掌す。

憲兵補は之を陸軍軍人と看做し本人及其の遺族に對し恩給を給せらる。

軍事扶助法

第一條 傷病兵其ノ家族若ハ遺族又ハ下士官兵ノ家族若ハ遺族ハ本法ニ依リ之ヲ扶助ス

第二條 本法ニ於テ傷病兵ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 陸海軍下士官兵ニシテ戰鬥又ハ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタル者

二 前項ニ掲クル者ヲ除クノ外陸海軍下士官兵ニシテ故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非スシテ現役中(未入營期間及歸休期間ヲ除ク)又ハ應召中ニ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタル者

第三條 本法ニ於テ下士官兵又ハ傷病兵ノ家族ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士官兵、又ハ傷病兵ノ配偶者又

ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二 前號ニ掲クル者ヲ除クノ外陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士官兵又ハ傷病兵ニ依リ扶助ヲ受ケヘキ者ニシテ現役兵入營シタル時下士官兵ノ應召シタル時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタルトキヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

三 前二號ニ掲クル者ヲ除クノ外陸海軍現役兵、應召中ノ陸海軍下士官兵又ハ傷病兵ニ依リ扶助ヲ受ケヘキ者ニシテ現役兵ノ入營シタル時、下士官兵ノ應召シタルトキ又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ

前項各號ノ陸海軍現役兵ニハ未入營現役兵及歸休兵ヲ包含セス

第四條 本法ニ於テ下士官又ハ傷病兵ノ遺族ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 戰死シタル陸海軍下士官兵又ハ

第二條各號ノ傷痍若ハ疾病ノ爲死没シタル陸海軍下士官兵若ハ傷病兵ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ下士官兵又ハ傷病兵カ死亡ノ時屬シタル家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二 前號ニ掲クル者ヲ除クノ外戰死シタル陸海軍下士官兵又ハ第二條各號ノ傷痍若ハ疾病ノ爲死没シタル陸海軍下士官兵若ハ傷病兵ニ依リ扶助ヲ受ケヘキ者ニシテ下士官兵ノ死亡ノ時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

三 前二號ニ掲クル者ヲ除クノ外戰死シタル陸海軍下士官兵又ハ第二條各號ノ傷痍若ハ疾病ノ爲死没シタル陸海軍下士官兵若ハ傷病兵ニ依リ扶助ヲ受ケヘキ者ニシテ下士官兵ノ入營若ハ應召シタル時又ハ傷病兵ノ兵役ヲ免セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引續キ其ノ世帯ニ在ルモノ

第五條 救護ハ現役兵ノ入營、下士官兵ノ應召傷病若ハ死亡又ハ傷病兵ノ死亡ノ爲生活スルコト困難ナル者ニ對シテノミ之ヲ爲ス

第六條 救護ノ種類ハ生活扶助、醫療、助爲及生業扶助トス

第七條 救護ノ程度及方法ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條ノ二 救護ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行ヒ又ハ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得

第八條 傷病兵六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレシ者ナル場合ニ於テハ其ノ者並其ノ家族及遺族ニ對シ救護ヲ爲サス

第九條 下士官兵又ハ傷病兵六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間其ノ傷病兵及其ノ下士官兵又ハ傷

病兵ノ家族ニ對シ救護ヲ爲サス
第十條 下士官兵又ハ傷病兵ノ家族又ハ遺族六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ナル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ救護ヲ爲サス六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同シ
第十一條 下士官兵ニシテ逃亡シ又ハ陸軍教化隊ニ收容セラレタル者ニ付テハ其ノ逃亡又ハ收容ノ間其ノ家族ニ對シ救護ヲ爲サス
第十二條 下士官兵又ハ傷病兵ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ付テハ其ノ傷病兵並其ノ下士官兵又ハ傷病兵ノ家族及遺族ニ對シ情狀ニ因リ救護ヲ爲サス又ハ救護ノ程度ヲ減少スルコトヲ得下士官兵又ハ傷病兵ノ家族又ハ遺族ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ對シ亦前項ニ同シ
第十三條 一、傷病兵ニシテ日本ノ國籍ヲ失ヒタルモノニ對シテハ救護ヲ爲サス

爲サス
二、下士官兵ノ家族ニ對スル扶助ハ必要ナル場合ニ於テハ現役兵ノ退營又ハ下士官兵ノ召集解除後仍二十日以内之ヲ繼續スルコトヲ得
第十四條 下士官兵又ハ傷病兵ノ家族ニ對スル救護ハ下士官兵又ハ傷病兵死亡後仍三月内之ヲ繼續スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ救護ヲ受クル者ニ對シテハ其間下士官兵又ハ傷病兵ニ遺族トシテノ救護ハ之ヲ爲ス
第十五條 下士官兵ノ家族ニ對スル救護ハ下士官兵ノ傷病兵ニナリタル後仍三月内繼續スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ救護ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間傷病兵ノ家族ニシテノ救護ハ之ヲ爲サス
第十六條 本法ニ依ル救護ハ他ノ法令ノ適用ニ付テハ貧困ノ爲ニスル公費ノ救助ニ非サルモノト看做ス
第十七條 本法ニ依リ給與ヲ受ケタル救護金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ

時給與シ又ハ之ヲ併セ給與スルコトヲ得
第七條 生活扶助ノ爲給與スル金品又ハ物品ハ三月分以内ヲ限リ之ヲ前渡スルコトヲ得
第十一條 扶助ヲ拒マレタル者又ハ扶助ヲ廢止若ハ停止セラレタル者ハ六十圓以内ニ内務大臣ニ對シ更ニ審査ヲ出願スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル出願ハ文書ヲ以テシ處分ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ要ス(第三項略)

公課ヲ課セス

第十八條 本法ニ依ル救護金品ハ既ニ給與ヲ受ケタルト否トニ拘ラス之ヲ差押フルコトヲ得ス

第十九條 舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ本法ノ適用ニ付テハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ト看做ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ム

(昭和七、一、一ヨリ實施)

軍事扶助法施行令抄

第一條 扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地方長官之ヲ行フ
市町村長又ハ之ニ準スルモノハ扶助事務ニ關シ地方長官ヲ補助スヘシ
扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者又ハ其ノ住所地方長官ハ之ニ準スルモノノ申請ニ依リ之ヲ行フ但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ其ノ申請ナキ場合ト雖モ之ヲ行フコトヲ得
扶助ノ程度及方法ハ地方長官之ヲ決定ス

第二條 生活扶助ハ金錢又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フ

第二條ノ二 生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金、器具、資材ノ給與若ハ貸與ヲ爲シ又ハ生業ニ必要ナル技能ヲ授クルコトニ依リ之ヲ行フ

第二條ノ三 居宅扶助ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ハ一人一圓三十五圓以内トス(第一項)

第四條 居宅扶助ノ場合ニ於テ助産ノ爲支出スル費用ハ十二圓以内トス

第五條 埋葬ノ爲支出スル費用ハ十二圓以内トス(第一項)

第六條 災害ニ因リ必要ナル場合ニ於テハ地方長官ハ一世帯總額三十圓ヲ限リ生活扶助ノ爲金錢若ハ物品ヲ臨

軍事扶助者別 (昭和十年度)
Table with 2 columns: Category (e.g., 傷病兵, 下士官兵) and Amount (e.g., 一六八, 一〇二, 九五二)

軍事扶助種類別 (括弧内は二種以上の扶助)

生活扶助(現金給與)	一一一、四二二	二、八二五、一〇九
醫料救護	(一、二五二) 一〇二	六八、二〇八
其他	(四四三)	四、三四八
	九	

入營者職業保障法

第一條 何人ト雖モ被備者ヲ求メ又ハ求職者ノ採否ヲ決スル場合ニ於テ入營(應召ノ場合ヲ含ム以下之ニ同シ)ヲ命セラレタル者又ハ入營ヲ命セラレタルコトアルヘキ者ニ對シ其故ヲ以テ不利益ナル取扱ヲ爲スヘカラス

第二條 雇傭者ハ入營ヲ命セラレタル被備者ヲ解雇シタルトキ又ハ被備者ノ入營中雇傭期間ノ滿了シタルトキハ其ノ者カ退營(入營ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ヲ命セラレタル場合ヲ含ム)シタル日ヨリ三月以内ニ更ニ之ヲ雇傭スルコトヲ要ス

但シ左ノ各號ニ掲クル事由ノ一ニ該

當シタルニ因リ解雇シ又ハ現ニ左ノ各號ニ掲クル事由ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 被備者カ入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年ヲ超ユル期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ

二 被備者カ第二項ニ規定スル通知ヲ爲サス又ハ雇傭者ヨリ同項ニ規定スル通知ニ於テ勞務ニ就クヘキ旨ヲ指定セラレタル日ヨリ故ナク二十日以内ニ勞務ニ就カサルトキ

三 被備者カ傷病又ハ傷處ニ因リ勞務ニ堪ヘサルトキ

四 被備者カ著シク其ノ職務ヲ怠リタルトキ

五 被備者ニ著シキ不良行爲アリタルトキ

六 雇傭ノ目的タル事業ノ廢止終了又ハ著シキ整理縮少其ノ他之ニ準スル事由アルトキ

雇傭者及被備者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スル雇傭ニ關シ必要ナル事項ヲ相互ニ通知スルコトヲ要ス

雇傭者ハ第一項各號ニ掲クル場合ヲ除クノ外同項ノ規定ニ依リ雇傭シタル被備者ヲ其ノ雇傭ノ日ヨリ三月以内ニ於テ民法第六百二十七條又ハ第六百二十八條ノ規定ニ依リ解雇スルコトヲ得ス

第三條 前條第一項ノ規定ニ依リ退營者ヲ雇傭スル場合ニ於テ之ニ與フヘキ勞務及給與ハ少クトモ其ノ者ノ入營直前ノ勞務及給與ト同等ノモノナルコトヲ要ス但シ被備者カ疾病又ハ傷處ニ因リ入營直前ノ勞務ニ堪ヘサルトキ其ノ他已ムヲ得サル事由アルトキハ之ト異ル勞務及給與ヲ與フル

コトヲ妨ケス

第四條 前二條ノ規定ハ入營ヲ命セラレタル被備者カ解雇セラレサル場合ニ於ケル退營後ノ復職及取扱ニ付之ヲ準用ス

第五條 前三條ノ規定ハ雇傭者カ常時三十人以上ノ被備者ヲ使用スル場合ニ之ヲ適用ス

第五條ノ二 職業紹介事業ヲ行フ行政廳(船員職業紹介法第三條第二項ノ規定ニ依リ船員職業紹介事業ヲ行フ者ヲ含ム)ハ退營者ニシテ原職ナキモノ又ハ原職ニ復歸スルコト困難ナリト認ムルモノノ職業紹介ニ付テハ被備者ヲ求メントスル者ニ對シ其ノ被備者タルニ適スト認ムル退營者ヲ優先シテ雇傭スルコトヲ懲慫スルコトヲ得

前項ノ規定ハ退營者ガ退營シタル日ヨリ三月ヲ經過シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第六條 當該官吏又ハ公吏ハ第二條乃至第五條ノ規定ノ施行ニ關シ必要ア

リト認ムルトキハ當事者ニ對シ勸解ヲ爲スコトヲ得

前項ノ當該官吏又ハ公吏ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 本法ノ適用ニ付テハ國、道府縣市町村其ノ他之ニ準スルモノノ被備者ニシテ官吏ニ準シ取扱フコトヲ要スル者ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

附則

(昭六、一一、一日ヨリ施行)

入營者職業保障法 施行規則

第一條 被備者(入營者職業保障法ノ適用アル被備者ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ遲滞ナク其ノ旨ヲ書面ヲ以テ雇傭者ニ通知スベシ

一 入營スベキ期日及部隊定マリタルトキ

二 入營ノ日ヨリ陸軍ニ在リテハ二年、海軍ニ在リテハ三年ヲ超ユル

期間服役ヲ志願シ採用セラレタルトキ

三 傷處疾病其ノ他ノ事由ニ因リ退營後再ビ雇傭セララルコト又ハ復職スルコトヲ希望セザルトキ

第二條 被備者ハ退營豫定期日前三月ヨリ退營後二十日以内(入營又ハ應召ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ヲ命ゼラレタル者並ニ臨時ニ退營ヲ命ゼラレタル者ニ在リテハ退營後二十日以内)ニ左ノ事項ヲ書面ヲ以テ雇傭者ニ通知スベシ

一 退營豫定期日又ハ退營シタル日

二 退營後再ビ勞務ニ就キ得ベキ豫定期日

三 退營後ノ受信場所

被備者前項ノ通知ヲ爲シタル後退營豫定期日ニ變更アリタルトキ又ハ前項第二號及第三號ノ事項ヲ變更スル必要ヲ生ジタルトキハ遲滞ナク之ヲ雇傭者ニ通知スベシ

第三條 被備者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ雇傭者ヨリ勞務ニ就

クベキ旨ヲ指定セラレタル日ヨリ二十日以内ニ勞務ニ就クコト能ハザルトキハ速ニ其ノ事由ノ要旨ヲ書面ヲ以テ雇傭者ニ通知スベシ

- 一 疾病ニ罹リ又ハ傷痍ヲ受ケタルトキ
- 二 直系尊屬、妻又ハ直系卑屬ガ死亡シタルトキ又ハ重態ナルトキ
- 三 本人ト同一戸籍又ハ同一世帯内ニ在ル者死亡シ他ニ後始末ヲ爲ス者ナキトキ
- 四 本人ト同一戸籍又ハ同一世帯内ニ在ル者重態ニシテ他ニ看護ヲ爲ス者ナキトキ
- 五 本人ノ住家ノ火災、流失又ハ倒壊其ノ他重大ナル災害ヲ蒙リ他ニ後始末ヲ爲ス者ナキトキ
- 六 其ノ他前各號ニ掲グル事由ニ準ズル已ムヲ得ザル事由アルトキ

第四條 雇傭者ハ第二條第一項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク左ノ事項ヲ書面ヲ以テ被傭者ニ通知スベシ

- 一 再ビ勞務ニ就カシメ得ベキ期日

- 二 入營直前ノ勞務又ハ給與ト異ナル勞務又ハ給與ヲ與アル場合ニ於テハ當該事項
- 三 其ノ他必要ト認ムル事項

第五條 雇傭者ハ入營職業保障法第二條第一項第二號乃至第六號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ被傭者ヲ解雇シタルトキ又ハ被傭者ヲ再雇傭シ若ハ復職セシメ得ザルトキハ遲滞ナク其ノ事由ノ要旨ヲ書面ヲ以テ被傭者ニ通知スベシ

第六條 雇傭者ハ地方長官（船員法ノ適用アル船員ニ付テハ所轄遞信局長）ニ對シ遲滞ナク左ノ事項ヲ書面ヲ以テ届出ヅベシ

- 一 被傭者ニシテ入營ヲ命ゼラレタル者アルトキハ其ノ氏名、住所、勞務及給料
- 二 第四條又ハ第五條ノ規定ニ依リ通知シタル事項

前項第一號ノ届出ニハ事業ノ種類及被傭者ノ總數ヲ附記スベシ

第七條 雇傭者又ハ被傭者ニシテ入營

者職業保障法第六條ノ規定ニ依リ勸解ヲ求メントスル者ハ入營者職業保障法施行令ノ定ムル所ノ當該官吏又ハ公吏ニ書面又ハ口頭ヲ以テ申出ヅベシ

恩給金庫法
(昭和二三、四、一)
(法五七七)

第一章 總則

第一條 恩給金庫ハ法人トス

第二條 恩給金庫ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク

恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置シ又ハ官廳其ノ他ノ機關ニ其業務ノ執行ニ關スル事務ノ一部ノ取扱ヲ委託スルコトヲ得

第三條 恩給金庫ノ資本金ハ三千萬圓トシ之ヲ三十萬圓ニ分チ一口ノ金額ヲ百圓トス但シ資本金ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

政府ハ五百萬圓ヲ限リ恩給金庫ニ出資スベシ

第四條 恩給金庫ハ出資ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ出資證券ヲ發行ス

第五條 恩給金庫ノ出資者ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

出資者ハ恩給金庫ニ拂込ムベキ出資額ニ付相殺ヲ以テ之ニ對抗スルコトヲ得ズ

第六條 出資者ハ恩給金庫ノ承認ヲ經テ其ノ所持ヲ讓渡スルコトヲ得

第七條 拂込ヲ怠リタル出資者ニ對シ恩給金庫ガ一月以上ノ相當ノ期間ヲ定メ拂込ノ請求ヲ爲シタルニ拘ラズ出資者ガ拂込ヲ爲サザル場合ニ於テ持分ノ讓渡ヲ恩給金庫ノ原簿ニ登錄シタル後二年ヲ超エザル讓渡人アルトキハ恩給金庫ハ之ニ對シ期限ヲ定メ拂込ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ最モ先ニ滯納金額ノ拂込ヲ爲シタル讓渡人ハ其ノ持分ヲ取得ス

前項ノ規定ニ依ル出資者及讓渡人ノ拂込ナキトキハ恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ該持分ヲ賣却スルコトヲ得賣却ニ依リテ得タル金額ガ滯納

金額ニ滿タザルトキハ從前ノ出資者ヲシテ其ノ不足額ヲ辨濟セシムルコトヲ得其ノ者ガ二週間内ニ之ヲ辨濟セザルトキハ前項ノ讓渡人ニ對シテモ其ノ辨濟請求ヲスルコトヲ得

前二項ノ規定ハ恩給金庫ガ損害賠償及定款ヲ以テ定ムル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第八條 恩給金庫ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 資本金額及資産ニ關スル事項
- 五 役員及會議ニ關スル事項
- 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
- 七 恩給債券ノ發行ニ關スル事項
- 八 會計ニ關スル事項
- 九 公告ノ方法

定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得

第九條 恩給金庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十條 恩給金庫ニハ所得稅及營業收營稅ヲ課セズ

北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ恩給金庫ノ事業ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋群島ニ於ケル課稅ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 恩給金庫ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 恩給金庫ニ非ザル者ハ恩給金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第二章 役員

第十三條 恩給金庫ニ理事長一人、理

事三人以上及監事二人以上ヲ置ク
第十四條 理事長ハ恩給金庫ヲ代表シ
其ノ業務ヲ總理ス
理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ恩給金
庫ヲ代表シ、理事長ヲ輔佐シテ恩給
金庫ノ業務ヲ掌理シ、理事長事故ア
ルトキハ其ノ職務ヲ代理シ、理事長
缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
監事ハ恩給金庫ノ業務ヲ監査ス

第十五條 理事長、理事及監事ハ主務
大臣之ヲ命ズ
恩給金庫ヲ監督スル官廳ノ官吏タリ
シ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間恩
給金庫ノ理事長、理事及監事ト爲ル
コトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ
必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ
在ラズ
理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ
任期ハ二年トス

第十六條 理事長及理事ハ他ノ職業ニ
從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ
認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラ
ズ

第十七條 恩給金庫ニ評議員二十人以
内ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ
評議員ハ業務經營ニ關スル重要事項
ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルト
キハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得
評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ三年
トス

第三章 業務

第十八條 恩給金庫ハ左ノ業務ヲ行フ
一 恩給法ニ依ル恩給ヲ擔保トスル
貸付
二 勳章年金(以下單ニ年金ト稱ス)
ヲ擔保トスル貸付
三 恩給法以外ノ法令(地方公共團
體ノ條例ヲ含ム)ニ依ル恩給ヲ擔
保トスル貸付
四 恩給及年金ノ代理受領並ニ受領
シタル金錢ノ寄託ノ引受
五 前各號ノ業務ニ附帶スル事業

第十九條 恩給ハ其ノ裁定前ト雖モ給
與ヲ受クベキコトノ確實ナルモノニ
付テハ之ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコ
トヲ得

第二十條 恩給金庫ハ先ヅ恩給又ハ年
金ノ支給金ヲ以テ貸付金ノ元利ニ充
當スベシ
前項ノ規定ニ依リ充當ヲ爲シタル殘
餘ノ貸付金ニ付テハ恩給金庫ハ主務
大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ債權ヲ拋棄ス
ルコトヲ得

第二十一條 恩給金庫ハ其ノ債權ヲ確
保スル目的ヲ以テ命令ノ定ムル所ニ
依リ債務者ニ代リテ恩給及年金ニ關
スル請求其ノ他ノ行爲ヲ爲スコトヲ
得

第二十二條 恩給金庫ハ左ノ方法ニ依
ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコ
トヲ得ズ
一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認
可ヲ受ケタル有價證券ノ取得ヲ爲
スコト
二 大藏省預金部若ハ銀行ヘノ預金
又ハ郵便貯金ト爲スコト

第二十三條 恩給金庫ハ資本金ノ十分
ノ一以上ノ拂込アリタルトキハ其ノ
業務ヲ開始スルコトヲ得

第四章 擔保ノ效力
第二十四條 擔保ニ使用セラレタル恩
給又ハ年金ハ恩給金庫ノミ其ノ支拂
ヲ求ムルコトヲ得

第二十五條 公務員(之ニ準ズル者ヲ
含ム)ガ其ノ受タル恩給又ハ年金ヲ
擔保ニ供シタルトキハ其ノ效力ハ其
ノ遺族ノ受クベキ恩給又ハ年金ノ上
ニ及ブコトナシ

第二十六條 恩給ヲ擔保ニ供シ恩給金
庫ヨリ貸付ヲ受ケタル者ハ其ノ債務
ノ完済ニ至ル迄ハ其ノ恩給ヲ受ケル
ノ權利ヲ拋棄スルコトヲ得ズ

第二十七條 再就職其ノ他ノ事由ニ因
リ恩給ガ改定若ハ更正セラレ又ハ年
金ガ進級増額若ハ更正セラレル場合

ニ於テ恩給金庫ガ改定、進級増額又
ハ更正前ノ恩給又ハ年金ニ付擔保權
ヲ有スルトキハ恩給金庫ハ當然新恩
給又ハ新年金ノ上ニ擔保權ヲ有ス

第二十八條 恩給ヲ擔保ニ供シタル者
再ビ就職シ恩給ヲ停止セラレル場合
ニ於テハ恩給金庫ハ恩給ノ支給金ヲ
以テ辨濟ヲ受クベキ金額ノ範圍内ニ
於テ其ノ者ノ受クベキ俸給中ヨリ貸
付金額ノ辨濟ヲ受クルコトヲ得

第二十九條 恩給又ハ年金ヲ擔保トス
ルニハ其ノ證書ヲ恩給金庫ニ交付ス
ベシ但シ恩給ノ裁定前豫メ之ヲ擔保
トスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十條 恩給ノ裁定前豫メ之ヲ擔保
トシテ貸付ヲ爲シタルトキハ恩給金
庫ハ遲滞ナク裁定聽ニ其ノ要旨ヲ申
告シ置クコトヲ要ス

第三十一條 前條ノ規定ニ依ル申告ヲ
受ケタル件ニ付恩給給與ノ裁定ヲ爲
シタルトキハ裁定聽ハ恩給證書ヲ恩
給金庫ニ交付スベシ
第三十二條 裁定ヲ經タル恩給又ハ年

第三十三條 恩給金庫ニ擔保ニ供セラ
レタル恩給又ハ年金ニ付證書ノ再發
行ヲ爲ス場合ニ於テハ新證書ハ之ヲ
恩給金庫ニ交付スベシ擔保ニ供セラ
レタル恩給又ハ年金ヲ改定、進級増
額又ハ更正スルニ當リ新ニ證書ヲ發
行スル場合亦同ジ

第三十四條 本章ニ規定スルモノノ外
恩給又ハ年金ノ擔保ノ實行ニ關シ必
要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 恩給債券
第三十五條 恩給金庫ハ拂込資本金額
ノ十五倍ヲ限リ恩給債券ヲ發行スル
コトヲ得但シ其ノ貸付金及所有ニ係
ル有價證券ノ現在高ヲ超過スルコト
ヲ得ズ

第三十六條 恩給債券ハ額面金額五十
圓以上トシ無記名札附トス但シ應

募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得
恩給債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第三十七條 恩給金庫ハ恩給債券借換ノ爲一時第三十五條ノ制限ニ依ラズ恩給債券ヲ發行スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ恩給債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊恩給債券ヲ償還スベシ

第三十八條 恩給債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得
第三十九條 恩給金庫ニ於テ恩給債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十條 恩給債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス
第四十一條 所得税法、資本利子税法及有價証券移轉税法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ恩給債券ニ之ヲ準用ス

第四十二條 本章ニ規定スルモノノ外恩給債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 會計
第四十三條 恩給金庫ノ事業年度ハ一月ヨリ六月迄及七月ヨリ十二月迄トス

第四十四條 恩給金庫ハ每事業年度ニ於テ準備金トシテ剩餘金ノ十分ノ一以上ヲ積立ツベシ

第四十五條 恩給金庫ハ成立後二十事業年度ノ間ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ政府ノ出資ニ對スル剩餘金ノ配當ヲ減額シ又ハ之ヲ爲サザルコトヲ得
第四十六條 恩給金庫ハ設立ノ時及每事業年度ノ初ニ於テ財産目録、貸借對照表、及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得
第七章 監督

第四十七條 恩給金庫ハ内閣總理大臣及大藏大臣之ヲ監督ス

第四十八條 恩給金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十九條 恩給金庫ハ每事業年度ノ初ニ於テ貸付利率ノ最高限度其ノ他貸付ニ關スル條件ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第五十條 主務大臣ハ恩給金庫ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第五十一條 主務大臣ハ特ニ恩給金庫監督官ヲ置キ恩給金庫ノ業務ヲ監視セシム
第五十二條 恩給金庫監督官ハ何時ニテモ恩給金庫ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得
恩給金庫監督官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ恩給金庫ニ命ジテ

業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

恩給金庫監督官ハ恩給金庫ノ諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五十三條 役員ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第八章 罰則

第五十四條 左ノ場合ニ於テハ恩給金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ百圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケクベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ

三 第二十二條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ

四 第三十五條又ハ第三十七條第二項ノ規定ニ違反シ恩給債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還ヲ爲サザルトキ

五 主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

六 第五十二條ノ規定ニ依リ恩給金庫監督官ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ命ズル報告ヲ爲サザルトキ

第五十五條 左ノ場合ニ於テハ恩給金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

二 第四十六條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ閲覧ヲ拒ミタルトキ

第五十六條 第十二條ノ規定ニ違反シ恩給金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス
第五十七條 非訟事件手續法第二百六

條乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附則

第五十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ恩給金庫ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第六十條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後出資者ヲ募集スベシ

第六十一條 設立委員ハ出資者ノ募集終リタルトキハ出資申込書ヲ主務大臣ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ
前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第六十二條 出資第一回ノ拂込完了シタルトキハ出資者ノ總會ヲ召集スベシ
前項ノ總會終結シタルトキハ恩給金庫ハ之ニ因リテ成立ス此ノ場合ニ於テハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ

恩給金庫理事長ニ引繼グベシ
第六十三條 本法ニ規定スルモノノ外
恩給金庫設立ニ關シ必要ナル事項ハ
勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十四條 登録税法中第六條ノ二ヲ
第六條ノ三トシ第六條ノ次ニ左ノ一
條ヲ加フ

第六條ノ二 恩給金庫ガ恩給債券ニ
付登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ
從ヒ登録税ヲ納ムベシ

一 恩給債券又ハ其ノ第二回以後
ノ拂込

二 登記事項ノ變更、消滅ハ又廢止
毎一件 金十圓

從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項
各號ノ登記ヲ受クルトキハ毎一件
金二圓ノ登録税ヲ納ムベシ

第六十五條 登録税法第十九條第七號
中「産業組合」ノ上ニ「恩給金庫」ヲ。
「産業組合法」ノ上ニ「恩給金庫法」ヲ
加フ

第六十六條 印紙税法第五條中第五號

ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五ノ二 恩給金庫ノ發スル出資證
券又ハ貸付業務ニ關スル證書帳
簿

〔参照〕

明治二十九年三月二十
八日公布法律第二十

七號登録税法抄録

第十九條 左ニ掲グルモノニハ登録
税ヲ課セズ但シ第八號、第九號、

第十一號、第十二號及第十四號乃
至第十七號ニ付テハ定ムル所ニ依
ル

七 産業組合、産業組合聯合會、

産業組合中央會、蠶絲共同施設
組合、漁業組合、漁業組合聯合
會、商工組合中央金庫、工業組
合、工業組合聯合會、工業組合
中央會、商業組合、商業組合聯
合會、貿易組合、貿易組合聯合
會、貿易組合中央會又ハ肥料製
造業組合ニ付産業組合法、蠶絲
業法、漁業法、商工組合中央金

庫法、工業組合法、商業組合法

貿易組合法又ハ重要肥料業統制

法ニ基キテ爲ス登記

明治三十二年三月十
四日公布法律第五十

四號印紙税法抄録

第五條 左ニ掲グル證書、帳簿ニ關

シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セ
ズ

（左記略ス）

（恩給金庫法は勅令第三〇五號を以
て昭和十三年五月二日より施行）

恩給金庫所在地

東京市京橋區新川一丁目五番地

同 支所

大阪市府廳内

名古屋市東區新榮町陸田ビル内

廣島市袋町明治生命ビル内

福岡市下土居町博多ビル内

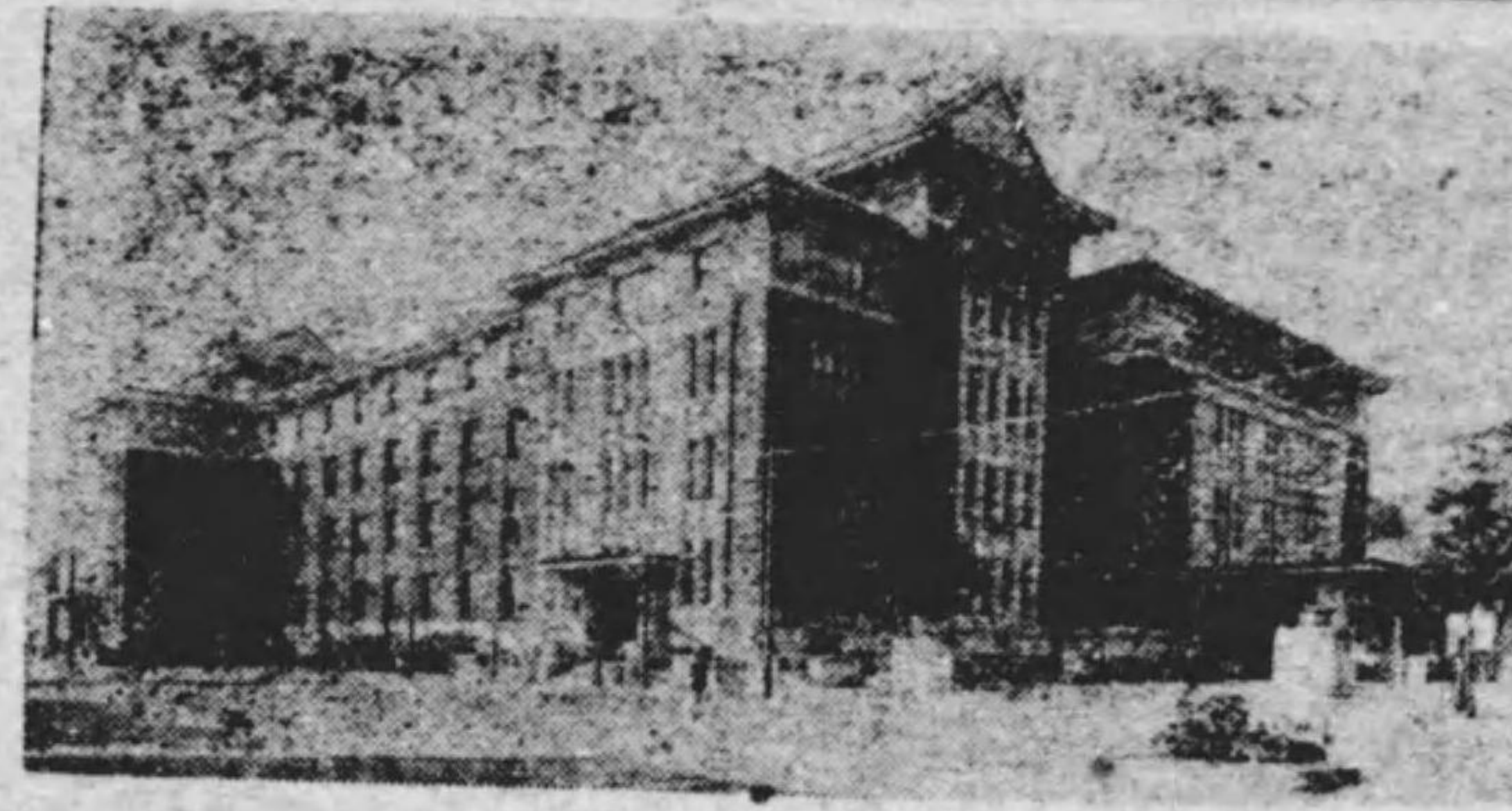
仙臺市國分町富國館内

★

關東水力電氣株式會社

特鑄
殊
鋼鋼
工
場
電
話
群
馬
澁
川
縣
澁
川
町
二
七

東京市麴町區丸の内海上ビル
電話丸の内四〇三七・四六二
電話澁川縣澁川町二七



財 團 法 人
軍 人 會 館

東京市麹町區九段一丁目五番地
(内園公淵ヶ牛・下段九)
電話九段(33)二〇〇〇番
自一四〇一
至一四〇八番

設立の目的並事業の概要

軍人會館は 今上陛下御即位の大典を永遠に記念する爲設立せられたるものにして帝國在郷軍人會の發達を助成し兼て國防思想の普及並に一般軍人及其の關係者の便益を圖るを目的とする公益法人で其の組織及事業の大要左記事業案内の如し
尙一般の人々にも公開しあり。

- 一、大講堂の貸付
- 一、大小集會室の貸付
- 一、普通宴會及披露宴
- 一、神前結婚式典
- 一、御婦人の美容仕度
- 一、寫真泊
- 一、宿泊
- 一、練武室ノ貸付
- 一、圖書及新聞雜誌の編纂
- 一、圖書地圖及新聞雜誌の發行並販賣
- 一、印刷
- 一、物品の販賣

事 業 案 内

經 營 部	經 營 部	經 營 部	事 業 部
講 堂 掛 (一三階)	宴 會 掛 (一階)	宿 泊 掛 (一階)	出版掛編纂 (一階)
			出版掛圖書 (一階)
			出版掛印刷 (地階)
			酒 保 (地階)
			堂 (地階)
			理 髮 所 (地階)

財 團 法 人

軍 人 會 館

(詳細は本文六七五頁参照)

宴

會

電話九段二〇〇〇番 自四一〇一
至四二〇八番

財 團 法 人

軍 人 會 館

(詳細は本文六七五頁参照)

講

堂

電話九段二〇〇〇番 自四一〇一
至四二〇八番

大講堂は集會、講演會及興行物開催の爲一般に有料で貸付て居ります。
收容人員一、五五〇名、暖房、冷房、換氣の設備完備殊に音の反響良好
なる爲四季絶へず利用されて居ります。

財 團 法 人

軍 人 會 館

三百萬在郷軍人會員修養の殿堂、心身の慰安所たると共に一面社會公益上に貢献せんが爲め建設せられたものでありまして嶄新なる設備、親切なるサービス低廉なる宿泊料は既に定評ある所皆様の御家庭の延長として氣樂に御來館を御待ち致して居ります。

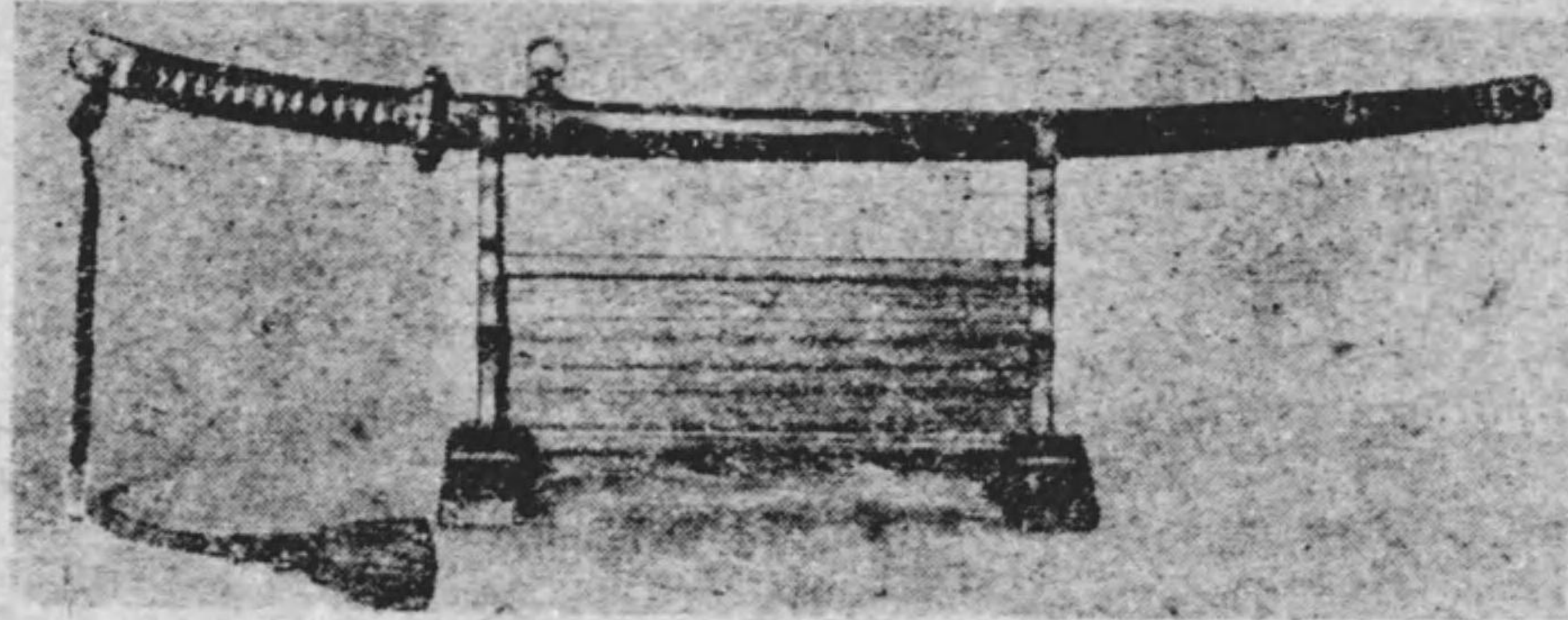
宿

泊

電話九段二〇〇〇番 自四二〇一
至四二〇八番

(詳細は本文六七六頁参照)

軍 刀



新 古 日 本 刀 領 布 外 裝 研 磨 加 工 引 受

軍人會館酒保部の使命及方針

- 一、在郷軍人會及會員の需用品調辨の代理機關で各位の御便宜を圖るのを主眼として居ります。
- 二、取扱品は信用ある製造元と特約し精選した品を出來得る限り安價に迅速に調達する様努めて居ります。

取扱品の概要

- 將校軍裝品一般 在郷軍人會用品
 - 青年學校用品 教練用具劍術防具
 - 防護團用品 防空防毒器材
 - 國防婦人會用品 其他家庭日用品
- 取扱案内御申越次第送付す。

東京市麴町區九段一丁目五番地

財團 軍人會館酒保部

電話九段(38)自四二〇一
至四二〇八番
振替口座東京八四四八七番

財團法人

軍人會館

特 色 // 廉 價

印 刷 所

一 般 印 刷 引 受

電話九段二〇〇〇番 自四一〇一
至四一〇八番

出 版 部 事 業 要 目

雜 誌 新 聞 書 圖 地 圖 印 刷 引 受

在郷軍人マナバナラヌノ	ク一家ナラハヌ	讀青ス年ベノキ必	現役、在郷軍人	ノ會社工場従業員	在郷軍人	各 年 學 校 教 練 教 科 書	防 護 團 關 係 圖 類	各 種 「パンフレット」	軍 事 關 係 一 般 圖 書	講 話 局 關 係 用 各 種 地 圖	參 謀 本 部 地 圖 賣 捌 元	各 種 印 刷 引 受
戰	我	訓	つ	國	人	校	團	係	圖	地	圖	各
友	家	練	の	の	係	科	係	一	般	種	圖	種
(月刊)	(月刊)	(月刊)	(週刊)	(月刊)	圖	書	圖	般	圖	地	圖	種

圖 書 目 錄 地 部 量 測 圖 書 目 錄 御 要 求 次 第 贈 呈

軍人會館發行圖書 (括弧内送料)

現役及郷軍實務能力増進用	防空關係書
野戰步兵小隊長必携 40(6)	防空關係法規集 25(3)
野戰騎兵小隊長必携 50(6)	防護團員必携草案 28(3)
野戰砲兵小隊長必携 50(6)	防護團幹部必携草案 28(3)
重砲兵小隊長必携攻城の部 50(6)	防空掛圖 350(實費)
野戰工兵小隊長必携 50(6)	我が家の防空 10(3)
野戰輜重兵小隊長必携 50(6)	防護日誌用紙 十枚 10
野戰鐵道小隊長必携 50(6)	防護要報用紙 十枚 10
電信小隊長必携 50(6)	
步兵通信器材 有線視聽取扱上の参考 40(6)	時局關係地圖
九四式五號 九四式六號 無線機取扱上の参考 35(3)	最新全支要圖 160(14)
九四式三號 乙無線取扱上の参考 40(3)	世界全圖 230(14)
三一式山砲取扱上の参考 25(3)	東亞大陸圖 200(14)
十一年式平射 曲射 步兵砲取扱上の参考 45(6)	滿洲朝鮮北支鐵道圖 120(14)
九六式 輕機關銃取扱上の参考 30(3)	北支事變方面概見圖 90(14)
擲彈筒取扱上の参考 30(3)	中支方面概見圖 60(10)
重機關銃取扱上の参考 40(6)	七五萬中支方面日支 分ノ一兩軍態勢圖 35(10)
九四式三七耗砲 取扱上の参考 35(3)	二百三十萬分ノ一 中支方面日支兩軍態勢要圖 15(3)
九二式 步兵砲取扱上の参考 35(3)	百萬分ノ一 中支那地圖 35(3)
四一式山砲 (步兵用)取扱上の参考 35(3)	北支那詳圖 20(3)
十一年式 輕機關銃取扱上の参考 30(3)	東部支那一般圖 40(3)
	支那全圖 80(6)

軍人會館發行圖書 (括弧内送料)

在郷軍人關係書	學校及青年教練教科書
奉讀用勅諭勅語寫 130(22)	學校教練必携術科前編 55
勅語御沙汰令旨寫 50(14)	學校教練必携軍事講話前編 115
陸軍在郷軍人須知 8(3)	學校教練必携術科後編 40
海軍在郷軍人須知 8(3)	學校教練必携軍事講話後編 110
陸軍未入營補充兵手牒 12(3)	青年學校教練科教科書 50(6)
帝國在郷軍人會業務指針 150(14)	青年學校教練科指導書 ()
同上第八回追録	青年學校手帳 (男子用) 女子用 各10(3)
帝國在郷軍人會會則 7	教練永久計畫表 5
同 會計事務整理要領 7	年度教練計畫表 5
同 武道獎勵規定	教練日課豫定實施表 1.5
外五規定 7	教練指導計畫表 1.5
現出納簿 { 50頁綴 95(10)	青年學校學籍簿用紙 1.5
本會制 { 100頁綴 150(10)	青年學校出席簿用紙 三枚2
物出納簿 { 200頁綴 200(14)	氏名表
會費簿 { 50頁綴 70(10)	同 出缺表 六枚9
帳簿 { 100頁綴 100(10)	青年學校修了證 5
簿 { 200頁綴 150(14)	青年學校卒業證 5
有價證券整理簿 { 50頁綴 70(10)	一般參考書
帝國在郷軍人會徽章 { 半紙判 十枚=付 15(3)	陸軍々人志願者の手引 60(9)
滙入賞狀用紙 { 美濃判 20(6)	附諸學校入學試驗問題集
	陸軍の常識 35(6)
	海軍の常識 35(6)
	新興日本軍歌集 20(3)
	勳章・記章の話 70(6)

資本金 壹 億 圓
 諸積立金 六千參百五拾萬圓

東京市麴町區丸ノ内貳丁目五番地

電話丸ノ内 (23)

二三三一 (代表番號)
 二二四一 (代表番號)
 長二二三九 (長距離)
 〇〇三一 (代表番號)
 (宿直用)



株式會社

三

菱

銀

行

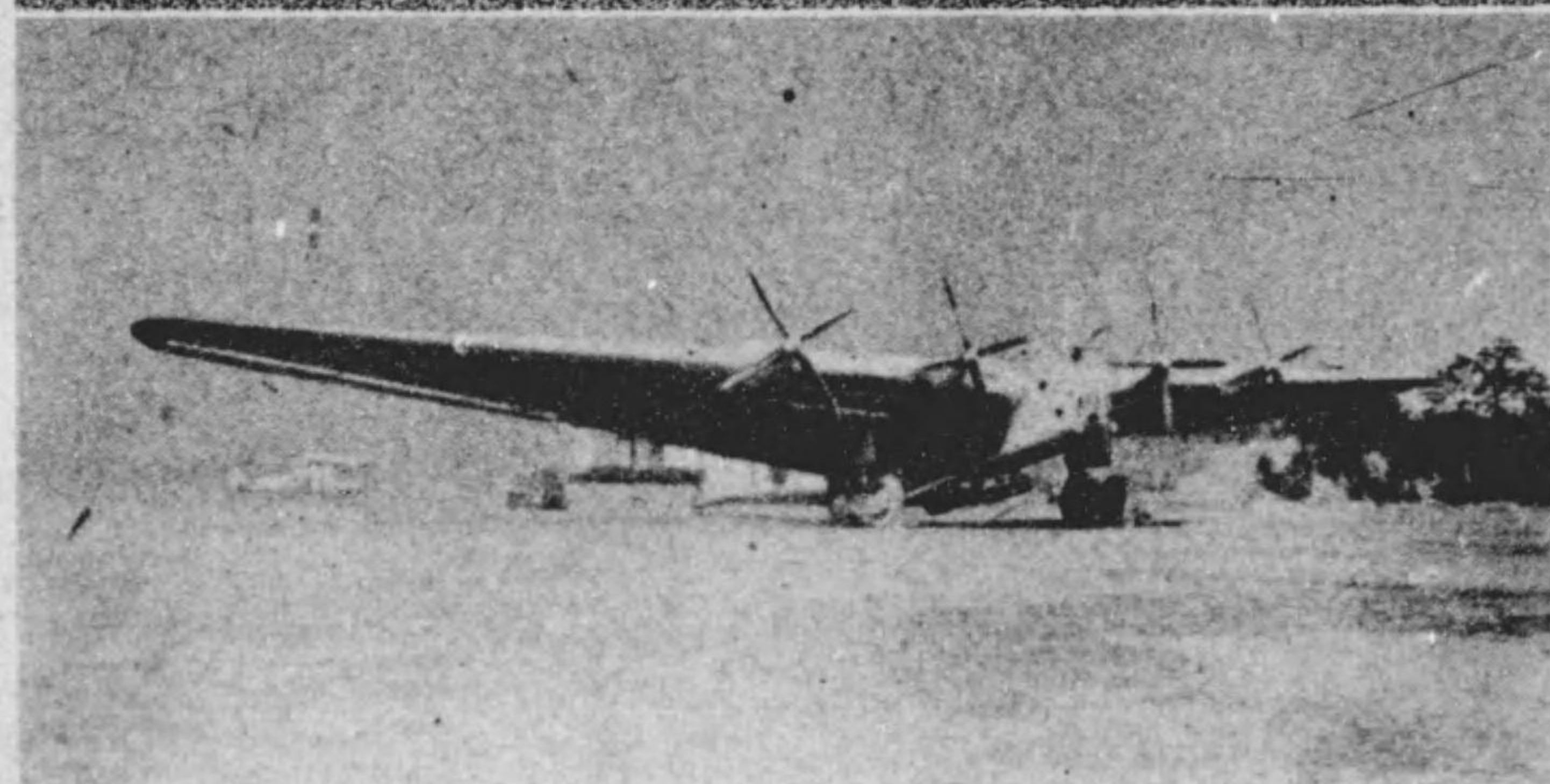
支店出張所

永代橋支店	丸之内支店	丸之内第二支店	日本橋支店
四谷支店	駒込支店	日本橋通町支店	神田支店
品川支店	大森支店	虎之門支店	京橋支店
大塚支店	中之島支店	船場支店	大阪南支店
神戶支店	三宮支店	京都支店	名古屋支店
小樽支店	上海支店	大連出張所	倫敦支店
紐育支店			

機闘戰式五九
(軍陸)



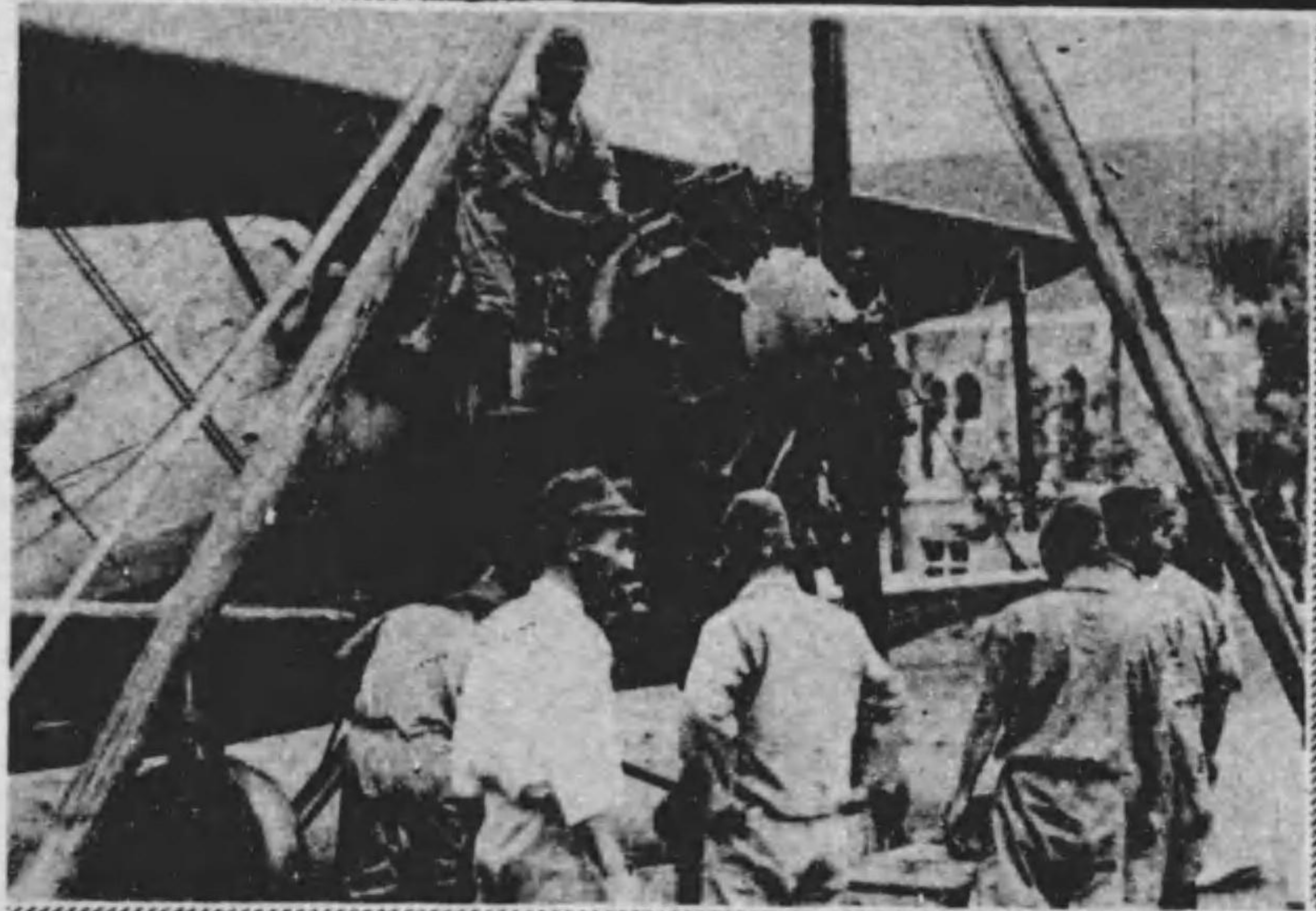
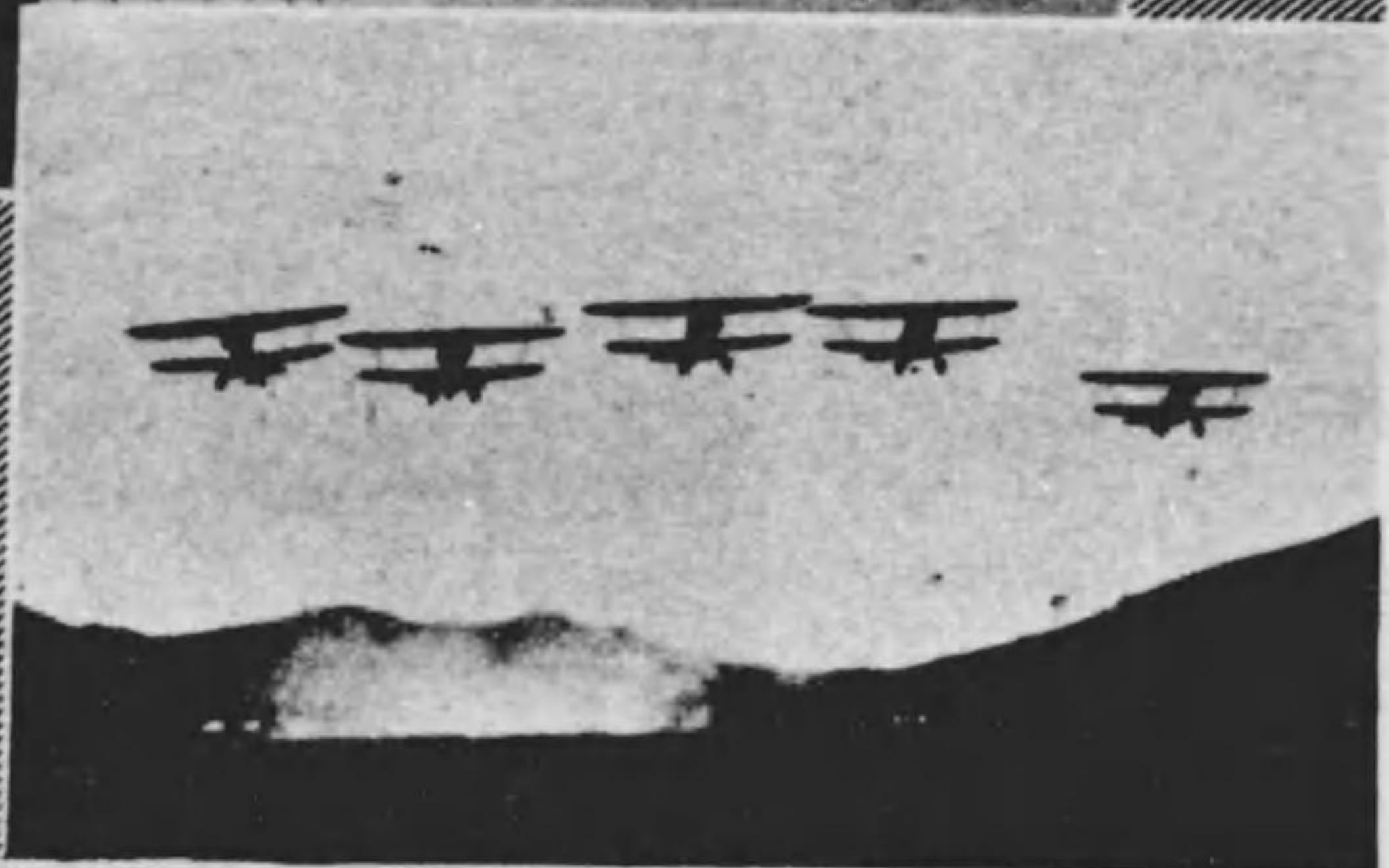
機擊爆重式二九
(軍陸)



出動準備



暁の爆撃



不眠不休の整備員

九五式艦上戦闘機



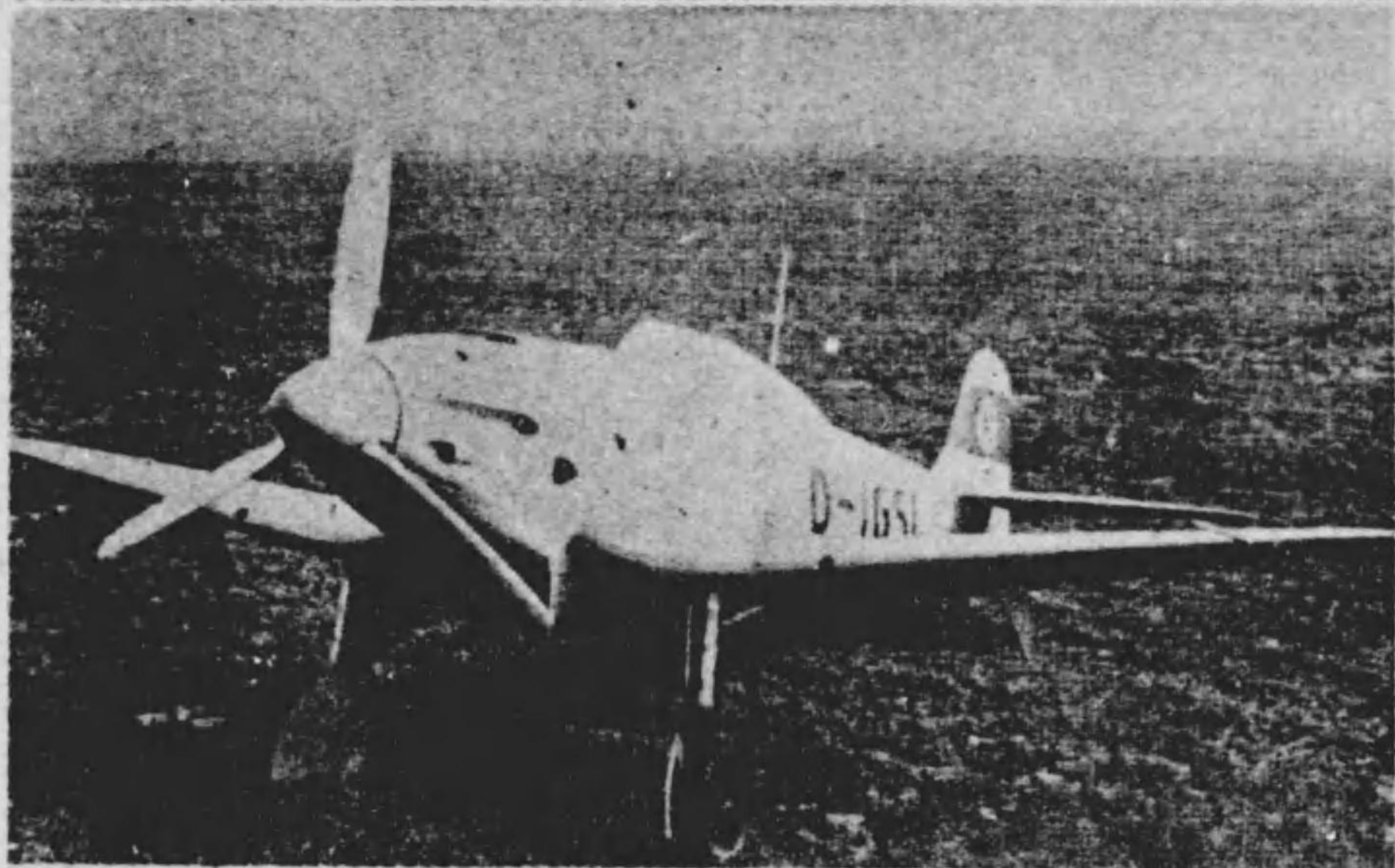
九九式艦上戦闘機



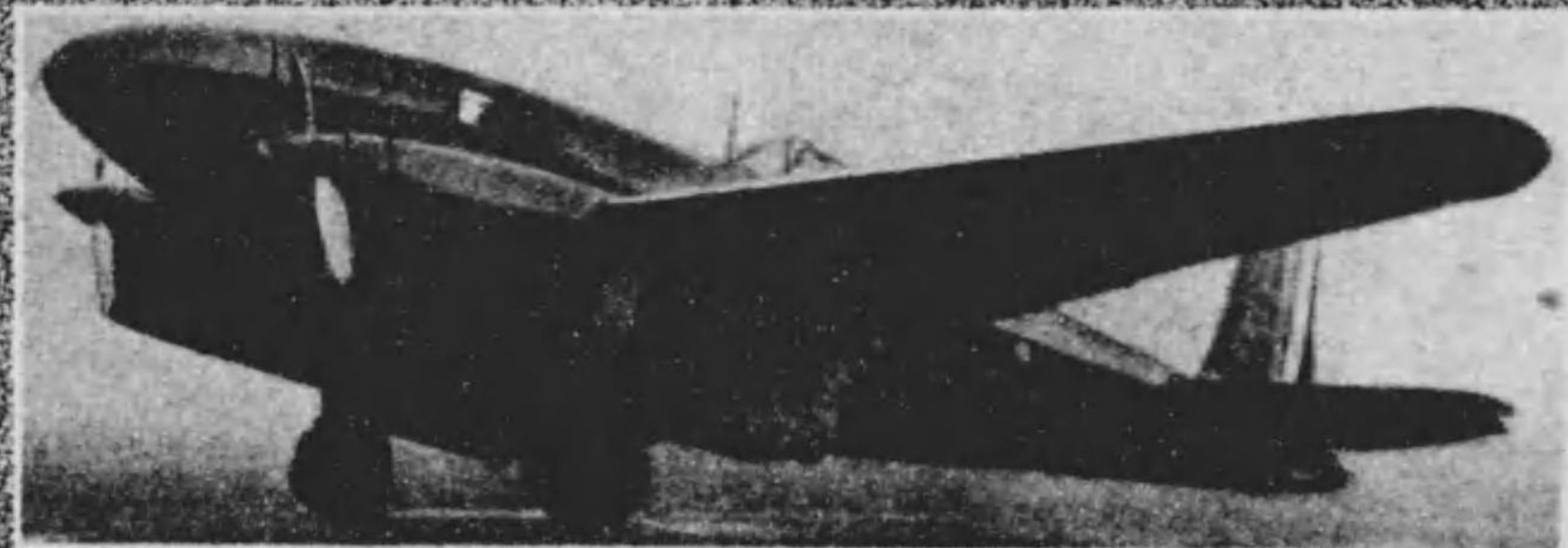
水上機の発出



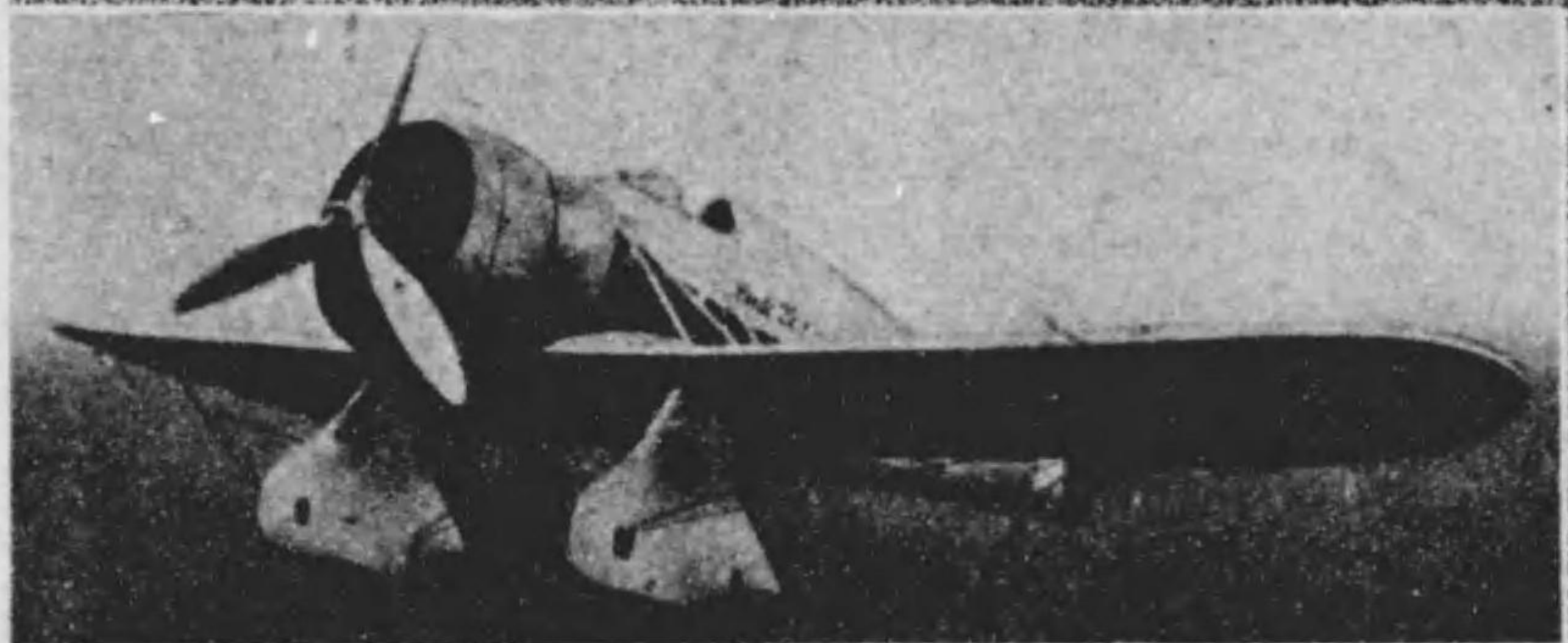
機闘戦型二一—EH逸獨



爆重型〇七六Cンロードーコ國佛



機闘戦型七二タレブ國伊



爆撃に向ふ
海の荒鷲



故宮飛行場の支那軍飛行機



銃關機射高の聯蘇



銃關機射高の軍那支



火防の庭家と毒消ス瓦毒



車輛用ハネ 船艦 諸機械
自動車用 各種スプリング
並ニ 兵器用スプリング製作



大
同
製
鋼
株
式
會
社

大同製鋼株式會社

帝國發條製作所

東京市向島区寺島町四ノ三

電話墨田 695.696.2190.3057.

毒瓦斯空襲に備へよ! 昭化和工業防毒面



案新用實・許特賣專
所究研學科軍陸
濟可認御式型・導指御
を全完の毒防合場の際實
を定檢の筋のそ爲るす期
すで險危はのもしなけ受

のもしるす關に命人
!!を品全完ひぜ故

害危の品全完なきべる恐

十、九、八、七、六、五、四、三、二、一、
結間心防吸吐つ視眼毒呼し充毒
局冠持水ふいか界鏡命吸得分瓦
役れが不 たしがががががが
にぬ悪完 呼び狭曇短苦 斯が
立 く全 氣 くるいし をも
た 長 を て い 濾れ
ぬ 時 又 危 過る

他のそ面毒防用空防
賣販式一具毒防種各

工化  和昭

町袋・子王・京東
七二三九三一京東座口替振
九四一七四一三
三二九五}塚大話電

長特の品製社弊

社會門專造製究研の大最古最邦本●
品秀優な全完巧補るれ得を許待の種數●
格合て以を裕餘のく多に稀規定檢●
りな滑圓給配てしに大著力給供●

航

空

近代戦に於ける航空部隊の威力は絶大にして、之が充實の如何は直に以て戦争の運命を左右するばかりでなく、之が暗黙の脅威は平時に於ける外交折衝にも微妙なる影響を與へんとして居る一九三五年春獨逸の空軍再建の爆彈的宣言、英佛の急速なる空軍擴張、米國陸軍航空の増強、ソ聯邦の「空軍二箇國標準」主義の採用等々、今や世界を擧げて空軍軍備競争時代を出現したるの觀がある。

此時に方り諒つて我が國の現勢を見るに昭和十年度に航空及防空一部の増強を策せられたと謂ひ乍ら、尙甚だ貧弱にして到底列強に比肩し難いことは遺憾至極であつて、之が充實は現下の急務である。

而して本件は單に飛行機數のみなら

ず、航空事業の統一發展、特に航空工業の確立を期する爲最も有力なる中央行政機關を設けること、航空に關する技術の飛躍的發展を期する爲大規模なる航空研究の施設を行ふこと、有能なる技術者及従業員を養成することが必要であつて、之等は現状若くは近き將來を基調とすることなく、須く遠き將來を目標として出發するにあらざれば、將來長く歐米の後塵を拜するの域を脱すること不可能と謂ふべく、又此等の措置を講じ置くことが一面軍備の經濟的維持上極めて有利とせらるゝのである。

將來戦に於ける航空兵

力の重要性

世界大戰を契機として航空機の發達

は異常なるものあり、列國が戦後競うて其發達を圖り其數及威力を増加して空中勢力の充實に努めて居ることは既に周知の事實であるが、近時其技術と用法の進歩が航空隊をして其獨自の威力を以て敵國深く重大な役割を演ぜしめるやうになつたことは、國防上に於ける航空機整備の地位を更に數段向上し空軍の獨立制度を探る國さへ生ずるに至つた次第である。

加ふるに地上兵力に比較して、航空部隊は出動迅速、兵力の集中移動の極めて容易且敏速なること等は、將來戦が空より開始さるべきこと、制空權の獲得如何が爾後の戦争の勝敗に重大なる影響を與ふることを豫想せしむるものである。

而して、航空隊の戰鬥力には機械力の交感を多分に加味さるべきこと、並地上兵力の場合と異り其全兵力を一方面に集中すること極めて容易であるから航空兵力に關する限り質に於ても、數に於ても、常に十分の勝算ある整備

充實を必要とすること、議論の餘地無き所である。

特に在滿航空兵備の増強は、日滿共同防衛の重責から論ずるも、將又滿ソ國境を環る危大なるソ空軍の威壓的配置の事實より見るも、喫緊の要事たること論を俟たない所である。

列強軍事航空の擴張趨勢

歐洲大戰後飛行機に對する一般趨勢は、大型、高速度、大航續距離機發達し來れる一方に於て、近時國際情勢惡化に伴ひ益々強大なる空軍の必要を感じ、激烈なる空軍擴張競争を現出するに至れり。

英國 列國に先んじ空軍獨立を圖りし英國は歐洲大戰後英國八中隊海外二十一中隊に縮小せるが、逐次再び擴張計畫を樹て二十二年以降數次擴張を實施せるも、千九百三十三年に至り國際情勢切迫と共に二十四年—二十八年の五年計畫を復活し、三十四年に至り更に五年計畫を立案し、隣接諸國と同勢力たらしむる限界を明にして、

全兵力を百十七中隊に擴張せんとせり然るに千九百三十五年三月獨逸再軍備の爆彈的宣言に刺戟せられ、國民輿論支援の下に既定計畫を更新し、急速大なる擴張計畫を樹てたるも、實行過程に於て陸海軍擴張の情勢に遭遇し、千九百三十七年二月又々國防計畫を全般的に立案し、其の空軍をして獨逸空軍と同等以上たらしめんと企圖せり。然れども之が實行は各種障礙の爲千九百三十七年三月迄に本國空軍合計百三十三中隊を整備豫定の處、同年一月迄に整備し得たるもの八十七中隊に過ぎず。然れども英空軍擴張に就ては議會、政府共に一體となり國民の輿論亦之を支援しあるを以て、人員の養成、器材整備等の缺陷も逐次補填せられ、將來の計畫遂行は豫定の如く實施せらるゝならん。

佛國 千九百十九年復員に際し百二十七中隊に縮小せる佛國は、獨逸の勃興、英國大陸分離政策等に刺戟せられ千九百二十四年其の陸軍は、五ヶ年間

に二百八中隊、海軍は十六ヶ年間に二百五十八中隊増強案に著手せり。然るに國內經濟等の關係により質的内容更新に重點を置き、從つて部隊擴張は計畫通り實行するに至らず、海軍のみ五十中隊増強を四十三中隊増設に變更し三十八年迄に完成すべく著手し今尙其の途上にあり。

伊國 千九百十一年以後飛躍的進展を遂げたる伊國は歐洲戰後反軍思想の擡頭、財政疲弊等の爲二百餘機を廢すに過ぎざりしが、二十二年に至りファシスト黨國政を掌握するや、千九百二十五年空軍省を建設し、空軍建設令發布により、同二十六年より五ヶ年繼續事業として百八十二中隊、二千七百九十七機、飛行船九中隊計畫擴張に著手し、千九百二十三年迄に百十九中隊を建設したる外、木製機を金屬製に更新し、其の上豫備空軍兵力たる民間飛行中隊三十中隊を有するに至れり。千九百三十三年、首相空相に就任し、翌年器材更新六ヶ年計畫を立案せるが、獨

の再軍備、英、佛空軍擴張に刺戟せられ、三五年に至り該六ヶ年計畫を三ヶ年完成に改め、整備に著手したるも其の實行途中伊エ紛争事件起り、約五百機を移動せしめ之に依り舊式器材更新部隊の補填増設等急速に斷行され、三十六年六月以來第一線三百中隊、三千機整備を目標とし今尙擴張實施中に於て既に二百三十中隊二千八百機を有す。

獨逸 大戰の結果航空器材の殆ど大部を廢棄し、約二百機を存するに過ぎざりしが、千九百二十六年民間航空に對する制限撤廢せらるゝに及び航空事業著しく進展し、三十三年ナチス政權の確立するや、戰時空軍轉用を目的とし民間飛行は一段の飛躍を遂げたり。然るに獨逸は千九百三十五年三月平和條約軍事條項を一方的に廢棄し、空軍再建を宣言し三十五年六月迄に爆撃數三十六中隊を編制して千四百機を有し三十六年に至り本格的擴張に移り、翌三十七年に約百四十中隊二千八百乃至

三千機となり、特に其の質的及裝備等は最も優秀なるものと認めらる。

米國 刺戟の妙かりし軍事航空は國內情勢の爲擴張意の如く行はれず、之に反し民間航空は偉大なる進展を遂げたり。千九百二十年六月國防法を制定し平時最大兵力航空部隊は、將校千五百十四名、下士官兵一萬六千名に決定し、二十四年末戰列飛行中隊本國二十四中隊、海外十一中隊其の他非戰列中隊十九中隊、外に飛行船五中隊、飛行機千三百六十四機となる。

二十六年發布の陸軍航空法によれば十年後には平時飛行機二千五百、飛行隊九十六中隊、飛行船隊十中隊を編成せんとし二十七年一月より之が増設に著手し、三十二年の第一次計畫五ヶ年末に飛行機千六百七十一機となり、海軍航空隊亦二十三年より五ヶ年計畫に著手し三十一年には其の機數千に達す然るに米國は更に三十五年の議會に於て三ヶ年内に二千三百二十機に増加するの案を得て三十六年より實施中にし

て今其の途上にあり。米國は歐洲列強と異り周圍の刺戟少く、且つ軍事航空背後に世界に冠絶する民間航空を有し其の製造能力、人員養成等戰時の擴張に十分なる餘裕を有するは注目すべき點なり。

ソ聯 千九百二十年ソ聯は二百機内外の舊式機を有するに過ぎざりしが、二十二年以後國策遂行上空軍を獨立せしめ二十四年列國の援助により三百機を以て四十五中隊、二十七年には九十七中隊約七百機となる。千九百二十七年一般的の第一次五ヶ年計畫に伴ひ、二十八年より大空軍建設に著手し、途中滿洲事變に刺戟せられ豫定計畫に比し概ね一年半を短縮して、三十二年四月に二百二十中隊約二千二百機に達し三十三年初頭一部の空軍を極東に移駐して其の補填を行ひ同年末には其の機數約二千八百機に達す。斯くて第二回五ヶ年計畫に入り三十五年二月には三千五百機三百六十二中隊を整備せり。然して航空機工業の勃興、人員養成機

の再軍備、英、佛空軍擴張に刺戟せられ、三五年に至り該六ヶ年計畫を三ヶ年完成に改め、整備に著手したるも其の實行途中伊エ紛争事件起り、約五百機を移動せしめ之に依り舊式器材更新部隊の補填増設等急速に斷行され、三十六年六月以來第一線三百中隊、三千機整備を目標とし今尙擴張實施中に於て既に二百三十中隊二千八百機を有す。

獨逸 大戰の結果航空器材の殆ど大部を廢棄し、約二百機を存するに過ぎざりしが、千九百二十六年民間航空に對する制限撤廢せらるゝに及び航空事業著しく進展し、三十三年ナチス政權の確立するや、戰時空軍轉用を目的とし民間飛行は一段の飛躍を遂げたり。然るに獨逸は千九百三十五年三月平和條約軍事條項を一方的に廢棄し、空軍再建を宣言し三十五年六月迄に爆撃數三十六中隊を編制して千四百機を有し三十六年に至り本格的擴張に移り、翌三十七年に約百四十中隊二千八百乃至

の再軍備、英、佛空軍擴張に刺戟せられ、三五年に至り該六ヶ年計畫を三ヶ年完成に改め、整備に著手したるも其の實行途中伊エ紛争事件起り、約五百機を移動せしめ之に依り舊式器材更新部隊の補填増設等急速に斷行され、三十六年六月以來第一線三百中隊、三千機整備を目標とし今尙擴張實施中に於て既に二百三十中隊二千八百機を有す。

關完備等の外、爲政者は益々國防力強化に努力しあるを以て其の後の擴充止まず。現在に於ては所有機五乃至六千其の内約千五百乃至千八百を極東方面に使用し、外蒙、新疆を合すれば約二千機を算す。

列國の民間航空

蘇聯

非軍事航空 從來、非軍事航空全聯合統一部なる名稱の下に國防労働會議の轄下にあつた非軍事航空中央統轄機關は、一九三二年非軍事航空本部と改稱せられ、聯邦人民委員に直隸するに至つた。而も目下の非軍事航空本部長は赤軍高級幹部の一人である。從て蘇聯邦に於ては、非軍事航空は總て國營にして、國防上の考慮を第一義として企業運營を實施しあり。航空路の開拓及之に伴ふ飛行家の養成等に特に努力を拂ふて居る。

非軍用機 現在所有する非軍用機の

數は明確ならざるも、少くも三千五百機以上(オソアピアヒム所屬を含む)に上るべく、其一九三四—三五年年度豫算二億二千萬留に及んでゐる。而して其國土の關係よりする需要の度並大なる第二次五年計畫より判斷し、將來機數は益々増加するものと思はれる。

定期航空 蘇聯邦は、數次に互る五箇年計畫を以て航空路の大擴張を企圖し、目下進捗中である。而して、主要都市の連絡に先だちて邊疆地方に於ける航空路を完成せしめんとしあるが如きは、總べて國防上の要求から割出されて居るものであらう。特に西伯利鐵道沿線に於ては、不時著陸場を完備し且某間隔を存して完全なる飛行場を整へ、平時航空に便すると共に、有事の際に於ける空軍部隊の空中輸送に遺憾なからしめてゐる。

第二次五年計畫に於ける航空路擴張計畫は左の通りである。

年次	航空路延長(料)
一九三三	六、三、四〇〇
一九三三	七、九、三〇〇
一九三三	八、五、〇〇〇

備考 本表は蘇側發表に依る

一九三五年年度の實績は航空路延長約八七、五〇〇料、輸送旅客約一一二、〇〇〇人、同郵便約六、六〇〇噸である。民用航空として蘇聯邦特異の事業は

航空事業發達普及の爲國防飛行化學協會が大なる貢獻を爲してゐることは周知の事實であるが其狀況は列國軍備の概観に詳述す。

米 國

民用航空

1 米國政府經營の航空には、陸、海軍用以外に森林巡邏飛行(使用機數約四〇)及國境警邏並天災に際し使用するもの等がある。

2 民用航空は頗る盛にして諸統計は米國を除く全世界のものを合するも

年次	空中寫眞量(平方料)	農林業害虫除(ヘクター)	マラリヤ蚊驅除(千ヘクター)	播種(千ヘクター)	森林調査(百萬ヘクター)
一九三三	一〇四、八六六	二四四、六六五	一一一	四	一
一九三三	一八〇、〇〇〇	四八六、三〇〇	一、〇〇〇	一三八	
一九三五		五六六、〇〇〇	二、四三五	一一八	三五

最近に於ける産業飛行機の業績表

寫眞測量、魚群搜索、害虫驅除、播種乃至北極探險等、産業や開拓事業に迄

飛行機を活躍せしめ、甚大な効果を擧げつゝあることである。

尙米國に及ばざることが遠いことを示してゐる。

一九三七年四月に於ける飛行機は約九千三百機、一萬六千で、公認飛行學校も二十七に上り主として郵便飛行、旅客輸送等に使用せられ、殊に操縦士中約七千人は優秀者にして戦時直に空中戦士として役立ち得ることは特に注目すべき點である。

航空路(定期)其他に關する二、三の統計を示せば次の如くである。

國內 二八、八七四哩
國外 三二、六五八哩

空中輸送(一九三六年末調)

國內 國外

飛行距離 六三、七七、三三哩 九、五八、三〇哩

旅客數 一、〇一〇、九三二人 一、三七、〇三八人

郵便 一七、七〇六、一五封度 六七、八三封度

貨物 六、九八、七七封度 一、五九、三三封度

飛行場(航空港)(一九三七年一月) 陸軍飛行場 六一

海軍飛行場 二六
民用飛行場 二、二五五

3 航空輸送の國外進出は最近特に著しく、南米に對する米國の努力は目覚ましいものがある。又一九二九年四月、米支航空契約成立し、同年十月より上海—東京—漢口間を、十二

月更に成都迄の航空輸送を開始せし外、中華民國に於て多數の航空路を設定し著々計畫の實現に努めてゐる。又一九三五年十一月より桑港—「マニラ」間太平洋橫斷定期郵便飛行を開始してゐたが、一九三七年四月には該航空路を香港迄延長して在支米

航空路に連絡すると共に旅客輸送を開始し、世界の注目を集めてゐる。
4 最近飛行機製作數
米國の飛行機工業は大規模に發達し近年に於ける業績は左の如き數字を示して居る。

國內民間機	未	詳	未	詳	未	詳
軍用機	未	詳	〃	〃	〃	〃
輸出機	三九六	四九〇	三三四	五二五	八五八	一、六三七
合計	一、三二四	一、六一五	一、六九一	三、〇一〇		

英 國
民用航空 空軍擴張を緊要とする一方經費の點より平時に於ける民用航空事業を獎勵發達せしめ、以て戰時總豫備たらしむ可く企圖し、之が補助には多大の注意を拂つて補助金を交付して居る次第であるが、一九三七年の民間航空補助費は二、三二五、〇〇〇磅で

前年に比し一、五五五、〇〇〇磅の増額である。一九二九年四月より帝國航空會社(イムビリアル、エアウエス)を創設し、小會社を之に合體して政府の監督下に空輸業務を遂行し逐年成果を向上してゐる。政府は一九二九年から一九三九年まで年々補助金を交付してゐたが一九三七年に補助金交付協定を

更新して一九三八年より向ふ十五年間多額の補助金を交付することになつた而して一九三五年來商業機數五八九機、個人所有機及輕飛行機俱樂部所有機一、五三五機を有し、民間操縦者數は一萬に近い多數と謂はれてゐる。又延長航空路は帝國航空會社用のものは三萬五千斤、計畫完成の上は六萬

七千斤となるべく(勿論之には加奈陀新西蘭濠洲は含んで居らぬ)尙本土内航空路は別に八千斤の定期航空を實施して居る。

其他昨年二月民間操縦者を以て結成せられたる操縦者聯盟が創立せられたのであるが、之には多數の青年加入しありて將來政府の補助後援を得るに至る可く、非常の際には軍事上大なる役割を果し得るものと見られて居る。

英 國
英澳及極東定期航空路 此定期航空は最初英印間に航空路を開設したのに始まる。當時空軍大臣は、政府は之に貸付金及補助金を與へて平時將校下士官の研究に資し、戰時は全部政府に使用すると言明してゐたが、今や右航空路は倫敦濠洲間に延長せられ、更に彼南より香港に支線を設定するに至つた。

尙香港線は一昨年十月米國の太平洋航空路と香港に於て連絡し、且中國航空公司の香港乗入を許可し倫敦上海を連絡するに至つた。

政府の補助會社は民間機の製作並運轉事業援助の爲、一昨年より十五箇年間に百五十萬磅を支出するに決し、且帝國航空會社に對しては二百萬磅を補助して居る模様である。

2 海外定期航空の擴張 英國は一九三七年度に於ては、空軍の大擴張と共に民間航空の大々的助成を企圖し、豫算總計二百四十九萬磅を計上した。これは前年度豫算九十萬八千磅に比し實に百五十九萬一千磅の増額である。而して海外定期航空に關しては、五月末白書を以て大要左の如き擴張計畫を發表し、著々として之が實現に努力してゐる。

イ 一九三七年末迄に南阿、印度、馬來方面への航空郵便料金の値下げを斷行し、且飛行回數を増加して一箇年間の輸送量を一、二五〇噸(約一億通)以上とする。
ロ 左の通り飛行回數の増加を圖る。
倫敦埃及間 週九回(從來 一回)
印度間 五回(二回)

東阿間 三回(一回)
馬來間 三回(二回)
南阿間 二回(一回)
濠洲間 二回(一回又は二回)
ハ 從來の陸上機に依るリレー式輸送を廢し水陸兩用機を使用する。之が爲一部の空路を變更する。
ニ 夜間飛行設備を行つて日程を短縮する。

新航空路の開拓 帝國航空路會社は北大西洋、南大西洋及タスマン海橫斷ニュージランド航路等を新設せんとして既に試験飛行をやつてゐる。

佛 國
民國航空 佛國民用航空の創設は概ね一九二〇年頃にして、同年に於ける營業成績は航空路長五千六百斤、輸送距離十五萬斤、輸送人員一千四百人なりしが、其後政府の保護獎勵と當事者の努力とに依て顯著なる發達を遂げ一九三三年度に於ては航空路長三萬八千九百斤、輸送距離一千萬斤、輸送人員四萬人に達した。而して當初は自由競争に

委せる爲五社鼎立して營業してゐたが一九三三年六月以降之を「エリヤ・ユニオン」一社に統一し、其監督は航空省民間航空局之に當り、器材、飛行場、飛行の安全等の諸問題には、空軍のものと合せ省内外専門機關之を掌つてゐる。

又近時戦時の要求を顧慮し、軍用機として採用せられたものに所要の改造を加へ平時輸送機として使用するの傾向がある。

獨逸

民用航空の一般施設 航空に關する最高官廳として一九三三年五月航空省新設せられ、航空・防空・氣象の業務を統制し、一九三四年には航空大臣の轄下に六個の軍航空管區司令部を設置し、民用航空をも管轄し、更に其下に十五航空事務局を設置し、夫々の地方の航空事務管理に任せしめて居る。

空航諮問機關には航空諮問會及航空審議會の二者があり、航空工業の保護獎勵の爲に政府は多額の補助を與へ、

又私的機關として獨逸航空工業聯盟があつて、參加會社百餘を擁し、航空省の指導下に此等を統制し、且航空機及航空技術の對外進出を圖つて居る。操縦士養成機關には政府より補助金の交付を受けて専ら職業的操縦士の養成に任ずる獨逸交通飛行學校及「スポーツ」飛行家の養成に任ずる私立飛行學校の二種があり、尙獨逸「スポーツ」飛行協會は「スポーツ」飛行學校を創立し操縦士養成に當つて居る。其他飛行船及「グライダー」操縦者の養成機關もあり、獨逸に於ける航空熱の普及は全く素晴らしいものがある。

操縦士約七千五百（一九三四年五月現在）、機數約一千五百（一九三四年五月現在）、各々飛行場合計約二百五十八であるが、何れも其後著るしく増加せるものと察せられる。例へば民間機數の如き墺國筋の發表に従へば一九七八機（内空輸機二二五機）に増加して居る尙防空に力を注ぎ、防空團及其支部十五が民間防空を擔任し、防空學校、婦

人防空學校等を設立し、防空思想と施設の徹底とを圖つて居る。

航空輸送と其海外發展

獨逸航空輸送は一九一九年に開始せられたが、其後一九二六年に至り國內の競争を避け資本を集めて以て外國の空輸會社に對抗せんが爲、統一して「ルフトハンザ」航空輸送會社を創立し、政府の指導補助と相俟ち著々實績を擧げ航空路を國外に伸展して居る。同社は一九三四年十二月末現在に於て、飛行機百六十二機乗務員三百二十七名を擁し、歐洲線（國內線、國際線）海外線（南米線、北米線、歐亞航空公司的の經營する支那線）に目覺ましい活躍をして居る。其一九三四年に於ける營業成績は飛行距離約一五七五萬軒、輸送旅客數約十七萬八千人である。一九三六年は未だ公表せられず、正確なる數字はわからないが、更に大飛躍を遂げてゐることは間違ない。

南米線に於ては「ウエストファールン」號及「シニューワーベントラント」號の二船を改造して洋上中繼船に使用し、北

米線に於ては定期船の前後に射出飛行に依る連絡を行つて居る。一昨年度の歐洲線に於ける事故は僅かに二回で死者は無く、又南米線に於て昨年七月迄に八十八回の大洋飛行を行ひ不時著一機を出したのみで其安全率の大なるは嘆賞に價する。尙「ツエツペリン」伯號飛行船は一昨年九月を以て第百回の大西洋横斷を七年間無事故の記録を以て終了したが、夫迄の成績を見るに實に飛行距離約百二十五萬軒、輸送旅客數一萬一千五百、荷物郵便物八萬軒に達して居る。

航空豫算 一九三四—三五年年度航空豫算は約二億一千萬馬克で前年度の三倍に達して居る。一九三五—三六年度以降豫算は空軍整備の結果飛躍的に増加して居ることと推察されるが、公表せられざる爲確たる數字は不明である

伊國

民用航空 伊國に於ける民用航空は他の歐洲列強に比し、從來遅々として振はなかつたが、今や當事者の異常な

る努力に依り其面目を一新、飛行機數四四三（一九三五年六月）操縦士數七〇八（一九三二初）、民間飛行場數六七〇に達するに至つた。

定期航空路の延長は一九三五年に於て一五、五六一軒に達し、輸送旅客數は一九三四年に於て約四〇、九三〇人、輸送荷物量は同年度約八八六、一七〇噸である。而して政府の定期航空事業に對する補助金は、初度施設のものを除き、一九三六年度は七千八十萬利である。

中華民國

民用航空 支那に於ける民用航空は殆ど中國航空司と歐亞航空司とに依り支配されてゐるが、前者は米國系で後者は獨逸系である。最近西南各省官民合辦の西南航空公司が出現したが其内容は甚だ微々たるものである。

中國航空公司

昭和四年四月の創立に該り、同七年米支航空新契約の締結に依て米支合辦

とし第一線（上海—南京—九江—漢口—宜昌—萬縣—重慶—成都）、第二線（南京—徐州—濟南—天津—北平）、第三線（上海—寧波—溫州—福州—廈門—汕頭—廣州）、の三線を計畫し其一部を経營して來たが、昭和八年夏季に於ける汎米航空會社と國民政府との協定後支那側の持株は逐次米人の手中に收められ、現在名目は米支合辦なるも實權は全く米人の手中に在る。最近其發展は目醒しきものあり、既に前記三線及重慶—貴陽—雲南線を完成せるの外、昭和十一年十月より香港に於て太平洋橫斷定期航空路と完全に連結し、更に成都—巴安—康定—拉薩線を計畫中である。

歐亞航空公司

獨逸「ハンザ」航空會社は其成立當時より對支航空路の建設に著意し、昭和三年以來北平及莫斯科に其代表者を駐在せしめてゐたが、昭和五年二月國民政府交通部と交渉を始め、八月獨支航空契約を締結してアジア大陸を横斷す

る歐亞連絡を企圖し、左記三線を獨支合辨にて開設することにした。

- 第一線 上海—南京—天津—北平—滿洲里(西伯利經由伯林)
- 第二線 上海—南京—北平—庫倫
- 第三線 上海—南京—甘肅—新疆

但其計畫は滿洲事變の爲之を中止するの止む無きに至り、爾後第一線の實現に努力し、昭和八年上海—蘭州—迪化の定期航空を實現し、昭和十年に至り更に左の諸線に就航を見つゝある。北平—鄭州—漢口—長沙—廣東線 西安—成都—雲南 使用機は「ユンカース」機である。

3 西南航空公司 西南五省の官民合辦事業にして、資本金二百萬元とし昭和十年八月より事業を開始し、目下廣東—南寧—龍州の定期航空を實施してゐる。尙使用機及操縦士は米國に仰いでゐる。

列國航空勢力表 (昭和十二年調査) (軍用民間機總數)

國別	飛行機數	人口總數(千位)	一機に對する人口	民間機概算
英 國	三、七五八	四六、一八九	一二、二九二	一、七五八
米 國	一二、八三七	一二二、七七五	九、五六四	九、〇三七
獨 國	九、六六六	四一、八三五	四、三二八	一、八〇九
佛 國	四、三〇九	六五、三〇〇	一五、一五四	二、一八六
伊 國	三、五〇〇	四二、二四七	三九、六〇〇	三、八五
ソ 聯	一〇、〇〇〇	一八〇、七〇〇	一八、〇七〇	二、〇〇〇
日 本		九二、五九三	五一、四四一	

一 一般の趨勢

民用航空が、戰時に於て航空軍備の準第一線となるは疑なき所で、各國が財政窮乏に拘らず民用航空の發達指導に大なる力を用ふる所以も亦此處に存するのである。現に歐米各國が目下採用しつゝある軍事航空政策を見るに、其の手段方法に至つては、夫々の特色を示しあるも、平時大いに民用航空を發達せしめ、有事の際之を軍事に轉用することに依つて、空中勢力の充實擴大を容易ならしめんとするの方針に於ては各國何れも其軌を一にして居るのである。

就中、ソ聯邦の國防飛行化學協會制度並民用航空機の構造に關する統制政策、曾て軍用航空を禁止せられたりし獨逸が民用航空に依て戰時航空勢力を形成しありしが如きは、其尤なものである。

二 列國航空勢力の海外進出

列國は、自國航空勢力の海外進出を圖り、一面に於て、戰時の爲自國航空工業を培養すると共に、他面、海外に政略的定期航空路を獨占せんとして猛烈なる競争を行つて居るが、就中

- 1 平時の定期航空路は戰時の作戰航空路として、航空兵力の移動に大なる價值を發揮すること
例へば、ソ軍の在歐航空兵力は西伯利の定期航空路を利用して數日を出でずして極東に集中され得るであらうし、米國の太平洋航空路は直に戰時に於ける極東進出の足場となるであらう。
- 2 其飛行場及諸施設は、有時の日直に航空部隊の根據地と化し得ること。從て、戰略乃至は政略的の某目標に對して、平時より爆撃包圍の態勢を取り得ること
- 3 特に、支那に於ける各國の航空施設は我が國防に對しに當りて意外なる脅威を與へ得ること

等は我が國防上特に注意を要するものである。

帝國の航空及民用航空

現有兵力 大正十四年の軍備整理實施以來銳意航空兵力の整備充實に努力せるも現在なほ飛行十聯隊(別に滿洲に飛行若干隊を置いて居る)に過ぎない。昭和十年の航空防空緊急充備計畫に依り航空兵力一部の増強を實行することになつたが、之を隣邦航空兵力並施設の現況に比較するときは尙著しく遜色があり、現狀を以てしては國防の安固を期するに十分とは申し難き状態であつて、之が充實は最も緊急を要すること、既に前章に於て述べた通りである。

飛行機は科學並工藝技術の進運に伴ひ驚異すべき進歩を示しつゝあるのであるが、我が陸軍に於ても連續不斷的の研空を行ひ、列國航空界に伍して優秀なる新銳機を現出せしめつゝ

あるも航空機製造工業官營・民間共
に其技術進歩し、之に伴ふ工場施設
亦逐次整備せられ、今や飛行機機體
及氣球等は我が國獨特のものを製出
し、且其製造能力も概ね平時の需要
を充足し得るの状況である。而して
發動機製造技術の未だ獨創的境地を
開拓するに至らないのは甚だ遺憾で
あるが、此方面に向つても軍民を擧
げて研究に努力して居るから名實共
に我が國獨特の發動機の現出するの
も遠き將來ではあるまいと思ふ。尤
も歐米に於ける航空機工業の駸々た
る發達に比するときは尙改善進歩の
餘地頗る大にして、特に戦時に於け
る製造能力に想到するときは、平時
に於ける工業力の培養に更に一段の
努力を拂はざるべからざることを痛
感する次第であつて尙平戰兩時に於
ける需要量の調和に就ても當局とし
ては頗る苦心して居る。尙、内地製
造に係る航空機の價格は逐年低下し
つゝあるも製造權・原料其他生産量

の關係等に因り未だ外國品に比し高
價なるを免れず且飛行機は漸次金屬
製機に改善せられ其發動機も亦馬力
向上せし結果著しく高價となり之が
整備の爲には比較的多額の豫算を充
當せざるべからざる状況である。

民用航空

我が國の民用航空は、歐米各國に比
して格段の差異があり、航空輸送の如
きも其主なるものは、政府補助の下に
設立した日本航空輸送會社の東京―大
阪―福岡―京城―大連線と、最近開始
された臺灣線、北海道線等の數線を有
するに過ぎざる貧弱なる状態に在り。
北鮮線其他を速に開設するは交通上
も國防上にも緊急の要事である。
其他民間操縦士の數及質を増加改善
し、又航空技術の進歩を圖る等、我が
國の民用航空には近き將來に於て根本
的の改革を加ふべきもの多く、通信省
立案に係る民間航空振興政策の遂行に
多大の關心と期待とを繫いで居る。
滿洲國に於ては昭和七年九月に日滿

合辦の滿洲航空株式會社が新設せられ
同十一月以來新義州、奉天、新京、哈
爾濱、齊々哈爾、滿洲里、大黒河等の
主要都市間に定期航空が實施せられ、
大なる活躍を示して居るのは慶賀に
堪へない。之に依つて日滿の航空連絡
は完成された譯で、旅行は勿論、郵便
物、貨物等の輸送に新紀元を劃するに
至つた。
今後は益々官民協力して國內民用航
空の發達及更に進んで海外航空路の開
拓に邁進しなければならぬ。

帝國陸軍航空發達の概観

研究時代(明治三六―大正七年)
明治三七年 氣球隊日露戰役に出征
旅順攻圍戰に参加活躍す
明治四〇年 氣球隊創設
明治四一年 交通兵團司令部設置
明治四二年 臨時軍用氣球研究會設置
明治四三年 日野式奈良原式飛行機試
驗飛行
所澤飛行場設置、徳川、日野兩大尉

始めて飛行す
明治四四年 操縦教育開始
所澤―川越間野外飛行成功
徳川式飛行機飛ぶ
大正元年 飛行機始めて演習に参加
す
大正二年 木村、徳田兩中尉殉職す
初めて爆彈投下試験を行ふ
大正三年 飛行機始めて青島戰に活
躍す
大正四年 臨時飛行隊復員
飛行機式裝備研究著手
所澤―大阪―、所澤―高田、所澤―
弘前飛行決行
航空大隊新設
大正五年 制式一號機試験飛行、バ
式氣球東京―大阪往航
風洞工事竣工。上層及夜間氣流觀測
實施
各務原飛行場設置。滿洲耐寒飛行
大正六年 飛行機に無線裝備、耐暑
山岳水上飛行研究、射擊觀測航法研
究偵察術教育開始、航空大隊を航空

一大隊と改め第二大隊増設に著手す
大正七年 制式二號機完成、航空第
三、第四大隊増設決定
伊國飛行隊援助、西伯利亞出征、機
上射撃開始
發達時代(大正八一―三三)
大正八年 佛國航空團招聘に決す
氣球隊新設
航空課、航空本部、航空學校新設
大正九年 航空局新設
間島事件に出動
大正一〇年 下志津、明野兩分校設置
航空研究所、航空評議會設置
日本製乙式一型偵察機支給
大正一一年 航空隊を飛行隊に改稱
大正一二年 飛行第三大隊完成
大正一三年 飛行第四、五、六大隊完
成
各飛行學校獨立
整備時代(大正一四)
大正一四年 航空兵科獨立
飛行大隊を聯隊に改む
飛行第七、第八聯隊増設に決す

昭和元年 航空兵士官候補生採用開
始
甲式四型戰闘機採用
昭和二年 八七式重爆撃機完成す
昭和三年 支那事件に出動す
八八式偵察機完成す
昭和四年 飛行聯隊の充實完了
内裏間の飛行決行す
昭和五年 航空部隊聯合大演習を行
ふ
樺太密林地方寫眞撮影す
中華民國政府の委託にて航空教導團
を派遣
昭和六年 滿洲事變に出動す
昭和七年 上海事變に出動
愛國號飛行機獻納の舉起る
九一式戰闘機支給さる
八八式二型偵察機支給さる
九二式偵察機完成す
昭和八年 立川技術部に於て飛行演
習を天覽に供す
帝都防空演習に参加す
明野にて特別航空演習あり

飛行機	艦上攻撃機						爆撃機	偵察機						戦闘機	
	一五式二號飛行艇	九二式艦上攻撃機	八九式二號艦上攻撃機	八九式一號艦上攻撃機	一三式三號艦上攻撃機	一三式二號艦上攻撃機		九四式艦上爆撃機	九一式水上偵察機	九〇式三號水上偵察機	九〇式二號偵察機二型	一四式三號水上偵察機	一四式二號水上偵察機		九〇式二號偵察機三型
八九式飛行艇	複(艇)	複(艦)	複(艦)	複(艦)	複(艦)	複(艦)	複(艦)	複(双舟)	複(双舟)	複(單舟)	複(双舟)	複(双舟)	複(艦)	複(艦)	複(艦)
七九〇式	五	三	三	三	二	三	二	一	三	二	三	三	二	一	一
九二式	九	九	イヌバノ	イヌバノ	イヌバノ	イヌバノ	二壽二型	神風	ジユビター	二壽二型	ローレン	ローレン	二壽二型	一壽二型	
四五〇	六〇〇	六五〇	六五〇	六五〇	四五〇	四五〇	四六〇	一三〇	四五〇	四六〇	四五〇	四五〇	四六〇	四六〇	
二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一〇六	九二	一一八	一一五	一〇八	一〇五	一〇一	一四〇	九一	九九	一四三	一〇二	九四	一四五	一九〇	
一三〇	一一〇	四・五	三・〇	三・〇	四・七	四・七	六・七	四・〇	六・五	六・五	七・〇	六・九	六・五	三・五	
														三一〇	五一〇

大正三年八月日獨開戰當時は帝國海軍飛行機總數實に十二機、飛行將校は僅かに十五名を有するに過ぎなかつたが此の僅少な人員と機材とを母艦若宮に搭載して青島戰に参加せしめ、能く偵察、彈着観測、爆撃等を實演してイルチス砲臺を沈黙せしめ、赫々たる偉功を樹てた。大正五年初めて海軍航空隊三隊新設豫算を成立し、逐次航空軍備の充實に着手した。大正十年臨時海軍航空術講習部を新設し、世界大戦に従軍せる老兵、英國「センビル」大佐以下三十名を招聘して麗ヶ浦及び横須賀に於いて航空術を傳習せしめた。

大正七年五隊、大正九年七隊増設の豫算成立し、茲に所謂十七隊計畫が成立した。本計畫は昭和六年に完成した

帝國海軍飛行機 (昭和十二年迄の公表分)

機種	名	型式	座席	發動機		最高速度(節)	航続時間(巡航速度)	上昇力(三、〇〇〇米迄分秒)
				名稱	馬力			
三式艦上戦闘機	複(艦)	一	ジユビター	四二〇	一	一三〇	二・五	六一〇

のであるが、その後二十數隊の増設計畫が成立した。現在麗ヶ浦、横須賀、館山、佐世保、大村、吳、佐伯、大湊等に陸上航空隊約二十五隊を設置し、尙ほ其の他の地に航空隊を増設中で、昭和十二年末迄には、大體約三十數隊を整備見込の所今次事變に遭遇せり。

以上は主として陸上部隊に關するものであるが、海上部隊も略々右と並行して充實せられ、現在赤城、加賀、龍驤、鳳翔の航空母艦戰艦巡洋艦の大部に飛行機を搭載して日夜猛訓練に従事して居る。昭和七年上海事變に際し、海軍航空部隊のめざましき活躍をなし更に今次事變に於ける我が海軍航空部隊の活躍は今更喋々するまでもない。

近時軍部豫算、わけても航空豫算の

膨大を耳にするが、列強の航空擴張計畫に照して見るも、また航空の海戦に於ける有用性に鑑みるも、決して過大とは謂ひ得ない。併し乍らその局に當るものは、微細の點まで漏れなく仔細に研究して飽くまで經濟的軍備を計畫せねばならぬことは申す迄もない。

機材に於いては從來外國に比して遜色のあつたことは、航空後進國として致し方もなき所であつたが、最近大いに技術方面の發達を見、帝國新銳機中には外國新銳機と比肩し得るもの少なしとせず、近く是等を凌駕するものが出現することと信ずる。

現在帝國海軍の使用して居る飛行機は左の通りである。

名稱	所在地	種別	經營者
新 潟 湯 松ヶ崎村	長 600	幅 150	桐生愛國 群馬縣新田郡笠懸村
都 城 五十市村	長 700	幅 200	衣ヶ原 愛知縣學母町
名 古 屋 古 屋 水陸	長 500	幅 150	大 津 大津市馬場
米 子 神 茂 村 陸	長 600	幅 200	中 越 新潟縣北魚沼郡千田
臺 北 松 山 庄 陸	長 900	幅 200	山 梨 山梨縣中巨摩郡玉幡
大 邱 解 顔 面 立 石 河 陸	長 950	幅 200	宜 蘭 宜蘭街金立結
宜 蘭 宜 蘭 街 金 立 結 陸	長 800	幅 150	臺 中 沙 鹿 庄 陸
滋 賀 滋 賀 縣 坂 本 村 水	長 1100	幅 500	東 京 東京市品川區大井町
川 西 鳴 尾 兵 庫 縣 鳴 尾 水	長 600	幅 200	大 阪 大阪府木津川
堺 大 濱 堺 市 大 濱 南 町 水	長 600	幅 200	福 岡 福岡市太刀洗
城 崎 兵 庫 縣 城 崎 町 水	長 600	幅 200	宮 崎 宮崎縣佐伯郡大野村
宮 崎 廣 島 縣 佐 伯 郡 大 野 村 水	長 600	幅 200	高 知 高知縣
高 知 廣 島 縣 佐 伯 郡 大 野 村 水	長 600	幅 200	館 山 靜岡縣濱名郡南庄内

日本及滿洲國定期航空路

(自昭和十三年三月卅一日至同十二年十月卅一日)

地名	飛行場	飛行區域	飛行時間	距離	金料
東 京	羽田	東京市附近	30分	600	50
大 阪	木津川	大阪府附近	30分	600	50
福 岡	太刀洗	福岡市附近	30分	600	50
京 城	太刀洗	京城附近	30分	600	50
蔚 山	蔚山附近	蔚山附近	30分	600	50
蔚 山	蔚山附近	蔚山附近	30分	600	50
蔚 山	蔚山附近	蔚山附近	30分	600	50
蔚 山	蔚山附近	蔚山附近	30分	600	50
蔚 山	蔚山附近	蔚山附近	30分	600	50

〔非公共用〕

遊覽飛行

〔公共用〕

(○は航空局官制第十三條第一項の規定に依り設けられたるもの)

民間飛行場 (昭和十二年十月現在)

名稱	所在地	種別	滑走區域
東 京 羽 田 陸	東 西 南 北	陸	長 600 幅 600
大 阪 大 正 區 船 町 水陸	東 西 南 北	水陸	長 700 幅 600
福 岡 第 一 粕 屋 都 和 白 村 水陸	東 西 南 北	水陸	長 700 幅 600
福 岡 第 二 多 々 良 水	東 西 南 北	水	長 700 幅 600
廣 島 那 覇 島 大 竹 町 陸	東 西 南 北	陸	長 550 幅 150
蔚 山 蔚 山 郡 蔚 山 陸	東 西 南 北	陸	長 600 幅 600
京 城 京 城 陸	東 西 南 北	陸	長 600 幅 600
新 州 義 州 陸	東 西 南 北	陸	長 600 幅 600
大 津 大 津 市 馬 場 水	東 西 南 北	水	長 600 幅 600
中 越 新 潟 縣 北 魚 沼 郡 千 田 陸	東 西 南 北	陸	長 900 幅 200
山 梨 山 梨 縣 中 巨 摩 郡 玉 幡 陸	東 西 南 北	陸	長 900 幅 200
宜 蘭 宜 蘭 街 金 立 結 陸	東 西 南 北	陸	長 800 幅 150
臺 中 沙 鹿 庄 陸	東 西 南 北	陸	長 1100 幅 500

機 行		機 習 練		機 艇	
九〇式艦上練習戦闘機	複 (陸)	九三式水上練習機	複 (双舟)	九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)
九三式水上中間練習機	複 (双舟)	九〇式水上練習機	複 (双舟)	三式號二陸上練習機	複 (陸)
九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)	九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)	九〇式二號飛行艇	複 (艇)
九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)	九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)	九〇式二號飛行艇	複 (艇)
九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)	九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)	九〇式二號飛行艇	複 (艇)
九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)	九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)	九〇式二號飛行艇	複 (艇)
九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)	九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)	九〇式二號飛行艇	複 (艇)
九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)	九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)	九〇式二號飛行艇	複 (艇)
九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)	九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)	九〇式二號飛行艇	複 (艇)
九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)	九〇式陸上機作業練習機	單 (陸)	九〇式二號飛行艇	複 (艇)

航空

大阪朝日新聞	早島	玉津	室津	須磨	大阪飛行場	生駒山	木津	大原	笠置	笠野	上野	柘植	加太	關崎	千世	靈山	明野	知本	御多	幡豆	豐橋	巢雲
大阪市	同	岡山縣	兵庫縣	神戶市	大阪府	奈良縣	同	京都府	同	同	同	同	同	同	同	三重縣	同	同	同	同	愛知縣	同
赤青白三連閃光	同	閃白	連閃白赤光	連閃白光	閃白光	連閃白青光	同	復連明暗白光	同	閃白光	連閃白光	同	閃白光	同	連閃白赤交光	閃白光	連閃白光	明暗白光	同	同	同	同
五三〇	一、二〇〇	一、二〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	一、一〇〇	二、六〇〇	五	五	一、一〇〇	一、一〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	一、一〇〇	二、六〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

嚴原	福岡	大阪	龜山	箱根	東京	東
J	J	J	J	J	J	J
X	X	X	X	X	X	X
I	F	O	K	H	S	
長崎縣嚴原町	福岡縣多々良村名島	北區堂島濱通二丁目	三重縣龜山町落崎	靜岡縣施行平	龜町區大手町二丁目	呼出符號
						所在地

航空無線電信局 (昭和十二年十月現在)

福岡松屋吳服店 福岡市 (不動赤光)

大牟田 福岡縣 復連明暗白光

川内 鹿兒島縣 同

新潟新聞社 新潟市 連閃赤綠白交光

神戶大丸 神戶市 連閃白赤交光

京都丸 京都市 連閃赤白青交光

京子 關東州 連閃赤白交光

大子 關東州 連閃赤白交光

名古屋新聞 名古屋市 連閃青白交光

古屋新聞 名古屋市 連閃青白交光

燈質は白熱電燈(除福岡)、光達距離は晴天の暗夜で、五千燭光約二五五、一二〇萬燭光約五〇五、二六六萬燭光約七五五、但し大阪朝日新聞航空標識燈は約八〇五、福岡松屋吳服店航空標識燈は約一〇〇五。

航空

貔子窩	新義州	定州	平壤	沙里院	天安	大田	澗州	蔚山	行橋	中津	室積	今治	小豆郡	龜山	濱松	沼津	區別
關東州貔子窩	平安北道光城面彌勒洞	平安北道定州面城外洞	平安南道大同西川面	黃海道沙里院面鐵山里	忠清南道天安面星井里	忠清南道外南面孔道里	忠清北道黃澗面馬里	蔚山面山三里	福岡縣京都府行橋町	大分縣中津市角木	山口縣熊毛郡室積町	愛媛縣越智郡近見村	香川縣小豆郡四海村	三重縣龜山町野村	濱名郡富塚村	靜岡縣駿東郡大岡村	所在地
																	標識方法
																	頭書の地名を片假名で北を上方として北から南へ、又は東から西へ向けて白色木板に表示する

航空標識 (十二年十月現在)

鞍掛	御殿	濱松	金谷	燒津	田浦	久能	三保	沼津	十國	眞鶴	神山	平塚	矢野	辻堂	戸塚	東京飛行場	名
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	東京市	稱
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	東京市	所在地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	東京市	燈質
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	東京市	光
一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	東京市	光

航空燈臺 (十二年十月現在)

經營者	航空線路	距離	區間	飛行回数	線路開設年月
日本航空輸送株式會社 取締役 原邦造	東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和四年四月
	東京—新京	二、三二六	東京—新京	每日三往復	昭和十二年六月
	東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和十二年六月
	東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和十二年六月
	東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和十二年六月
	東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和十二年六月
	東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和十二年六月
	東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和十二年六月
	東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和十二年六月
	東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和十二年六月

本邦定期航空現況

航空線路	距離	區間	飛行回数	線路開設年月
東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和四年四月
東京—新京	二、三二六	東京—新京	每日三往復	昭和十二年六月
東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和十二年六月
東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和十二年六月
東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和十二年六月
東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和十二年六月
東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和十二年六月
東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和十二年六月
東京—大連	二、一三二	東京—大連	每日三往復	昭和十二年六月

航空氣象觀測所

中央氣象臺羽田分室△中央氣象臺三島支臺△箱根觀測所△龜山觀測所△中央氣象臺大阪支臺△同飛行場分室△中央氣象臺福岡支臺△同名島分室△富江觀測所△上野觀測所△西浦觀測所△網代觀測所△飯塚觀測所△行橋觀測所

飛行練習所 (昭和十二年十月現在)

名 稱 所在地 代表者
濱松飛行學校 三方ヶ原 入江小四郎

日本輕飛行機俱樂部・千葉縣津田沼
堺水上飛行學校 堺市大濱新公園地
日本飛行學校 東京市蒲田區新宿
東京飛行學校 東京市洲崎
德島航空學校 德島市外藏本町
小栗飛行研究所 東京市洲崎
各務原高等飛行學校 岐阜縣稻葉郡
田中飛行學校 東京市洲崎
第一航空學校 船橋市
高崎航空普及會 高崎市九藏町
名古屋飛行學校 愛知縣小幡原
宇部航空輸送研究所 宇部市草江海岸
山梨在郷軍人航空研 甲府市堅町六
究會
國粹義勇飛行隊 大阪府盾津
帝國飛行學校 千葉縣津田沼
亞細亞航空學校 東京市洲崎
亞細亞航空機關學校 同右
安藤飛行機研究所 愛知縣知多郡
宮島航空研究所 廣島佐伯郡
鼓ヶ濱航空學校 同右
大阪飛行機研究所 大阪市大正區
日本學生飛行聯盟 東京羽田及大阪木津
天虎飛行研究所 大阪市馬場濱

奈良原三次
井上長一
相羽辰五郎
遠藤辰五郎
橫山友象
小栗常太郎
野田金一
田中不二雄
宗里光二郎
山田德藏
御原福平
葉方弘彥
梅澤義三
笹川良一
笹川良一
鈴木菊雄
飯沼金太郎
同右
安藤孝三
惠美重美
同右

所長	代表者	東京航空株式会社 社長 相羽 有	日本航空輸送研究所 所長 井上 長一	臺南	臺北	臺南
安藤飛行機研究所 所長 安藤 孝三	日本海航空株式會社 代表者 西村 佐兵衛	東京 下田	大阪 松山 別府 白濱	臺南 馬公	臺北 花蓮港	臺南
名古屋 二見	大阪 城崎	一五〇	一三〇 一二〇	九五	一五〇	二七〇
名古屋 二見	大阪 城崎	東京 下田	大阪 松山 別府 白濱	臺南 馬公	臺北 宜蘭 花蓮港	臺南 中北 臺南
夏期每週三往復	夏期每週二往復	夏期每週三往復	每日 一往復 每週 六往復 每週 一往復	每週 三往復	每週 二往復	每週 三往復
昭和十年四月	昭和十年七月	昭和四年十一月	昭和十年五月 昭和十年一月	昭和十二年十月	昭和十一年十月	

本邦民間飛行機要目 (昭和十二年十月調)

型	式	發動機		全備重量	搭載量	乗員及旅客數	航續力	常用速力	構造
		名	稱						
ニューポール式	二四型	ル、ロ	ロ	六二五	一〇五	二人	一・三〇	一三〇	複木陸
ニューポール式	八一型	ル、ロ	ロ	七六〇	一三〇	二人	二・〇〇	一〇〇	複木陸

ニューポール式	二九型	イスパノ、スキザ	ル、ロ	八〇〇	二三五	二人	三・〇〇	九〇	複木陸
アグロ式	五〇四K型	サルムソン	ル、ロ	一一〇	二七三	二人	三・〇〇	一一〇	複木陸
サルムソン式	二A二型	イスパノ、スキザ	サルムソン	一一〇	二七三	二人	三・〇〇	一一〇	複木陸
中島式	三座水上機	イスパノ、スキザ	サルムソン	一一〇	二七三	二人	三・〇〇	一一〇	複木陸
中島式	P一型	ジュビター六型	ジュビター六型	四〇〇	七二〇	一	五・〇〇	一三〇	複木陸
中島式	A T二型	壽二型改一	壽二型改一	四〇〇	一、七五〇	一〇	三・〇〇	一三〇	複木陸
中島式	A F二型	壽二型	壽二型	四〇〇	一、七五〇	一〇	三・〇〇	一三〇	複木陸
愛知式	A B四型	浦風式	浦風式	四〇〇	一、七五〇	一〇	三・〇〇	一三〇	複木陸
三菱式	式 鳩	壽三型	壽三型	五五〇	二、五三七	三	一・三〇	二二〇	複木陸
三菱式	R一型	イスパノ、スキザ	イスパノ、スキザ	四〇〇	七七〇	三	一・三〇	一八〇	複木陸
三菱式	T一二型改	イスパノ、スキザ	イスパノ、スキザ	四〇〇	一、一八〇	三	一・三〇	一六〇	複木陸
三菱式	C一型	ジュビター	ジュビター	三八五	一、六四五	六	一・六〇〇	一四〇	複木水
三菱式	二M R八型	三菱式A W C S一型	三菱式A W C S一型	五八〇	七九〇	三	四・〇〇	二〇〇	高木陸
三菱式	S一型	ジュビター	ジュビター	四二〇	六四〇	五	三・〇〇	一九〇	高木陸
ハンザ式	單葉水上機改造	イスパノ、スキザ	イスパノ、スキザ	三〇〇	五四二	三	二・三〇	一四五	低木水

昭和十一年定期航空輸送統計 (會計年度)

ワコー式 YPF 七型	テラー、カブ式 J-17E 型	ビーチクラフト式 C-17E 型	BFW 式 BF-108B 型	ダグラス式 DC-2 型	相羽式 ツバメ 六型	エアスピード式 エンヴォイ 型	モノスパー式 ST 四型	シエルヴァ、オートジャイロ C-1 九型	ブラクバーン式 リンコック 型	ロッキヒード式 アルテア 型	ロッキヒード式 アルテア 型	フエアチャイルド式 二二型	フエアチャイルド式 二二型	パシヴァル式 ヴェガ、ガル 型
ジャコブス	コンチネンタル	ウインド、ホワール	アルグス	ライト、サイクロン	神風式 改一	リンクス	ボブジョイ	ジェネット、メー	ウオスプ S-1D 一	ウオスプ、スーパ	ウオスプ、スーパ	メナスコ	メナスコ	ジブシー、シックス
三三三	四〇〇	二八五	三三〇	七五〇	一五〇	三三三	七五	一〇〇	二五〇	五五五	四〇〇	一〇五	二二五	一八〇
一	一	一	一	二	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一
一、二三四	四四〇	一、六三〇	一、六〇〇	二、八、一六〇	一、〇、一七	二、六六〇	一、一五八	九、四三	二、七八二	二、五八四	八三〇	七九〇	三六〇	一、三六〇
四〇五	一八五	六六〇	七四二	二、六四〇	八八五	八七〇	四九五	三三	一、〇一一	一、〇五九	三五四	三〇四	三〇四	五二四
三	二	四	二	一六	四	八	三	二	一	四	四	二	二	三
五、三〇〇	二、四一五	六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	四、二〇〇	二、四〇〇	二、〇〇〇	八、三〇〇	九、〇〇〇	一〇、三〇〇	四、〇〇〇	四、三〇〇
								最大						
一八〇	一一〇	二五〇	三三八	三〇〇	一〇〇	三三五	一八五	二四五	三三〇	三六七	二六五	一五〇	二〇〇	二〇〇
複	單	高	複	單	低	單	低	單	複	單	低	單	低	單
金	木	金	木	金	木	金	木	金	木	金	木	金	木	金
陸	陸	金	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸

パシヴァル式 ガル 型	瓦斯電式 RK 二型	瓦斯電式 KR 一型	石川島式 R 五型	石川島式 R 三型	石川島式 R 二型	三式 陸上機	一五式 水上機	一四式 水上機	一三式 水上機	一三式 水上機	フォッカー式 CV 型	フォッカー式 FVB 型	フォッカー式 スーパーユニヴァーサル 型	フォッカー式 スーパーユニヴァーサル 型	フォッカー式 スーパーユニヴァーサル 型	ユニカース式 A 五〇型	ニカース式 W 三三型
ネピア、ジャブリン	神風 三型	神風 三型	シラス、ハーメス	シラス 二型	シラス 二型	モンダース	イスパノ、スキザ	ロレーン	ベレン	ネピア、ライオン	ウインド、ホワール	壽二型 改一	ジュビター 六型	ジュビター 六型	ジュビター 六型	ジュビター 六型	ユンカース
一五五	一五〇	一五〇	二二五	一〇五	七五	一三〇	三〇〇	四〇〇	一三〇	四五〇	三三三	四〇〇	四一〇	四一〇	四一〇	八〇	二八〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、〇一〇	九九〇	一、〇〇〇	七八三	六六〇	六三〇	八五〇	一、九五〇	二、六〇〇	一、〇五五	二、六七一	四、〇七六	二、八二〇	二、七〇〇	二、七〇〇	二、七〇〇	六三三	二、五〇〇
三六〇	三九五	三八八	二四五	二二五	二〇〇	二五〇	五〇〇	九一〇	二、九二	一、〇八八	一、六七六	一、〇六二	九二〇	一、〇八〇	一、〇八〇	二六二	一、三〇〇
三	四	四	二	二	二	二	三	五	二	二	一〇	八	八	八	八	二	五
五、〇〇〇	四、三〇〇	四、〇〇〇	三、三〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、三〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六、〇〇〇	六、二〇〇	四、三〇〇	五、三〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一
							最大										
二〇〇	一七〇	一五〇	一四八	一三〇	一三〇	一〇〇	一三〇	一七五	一三〇	二六五	二六〇	二五五	一七〇	一九〇	一三〇	一四〇	二〇〇
單	複	複	複	複	複	複	複	複	複	複	單	高	單	高	單	高	單
陸	木	木	金	木	金	木	木	木	木	木	金	金	木	金	木	金	木
木	陸	水	陸	陸	陸	陸	水	水	水	陸	陸	陸	水	陸	陸	陸	陸